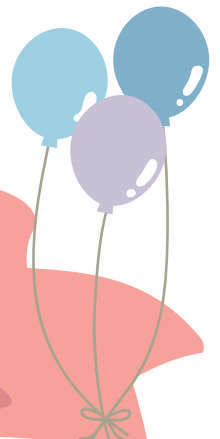
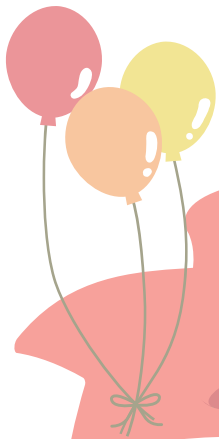


こ っ き さ く ふ

子育て ガイド



福 崎 町



おめでとうございます!

これからも **福崎町** で子育てされるみなさんへ

「ふくさきっこ子育てガイド」では、子育てに役立つ情報や親子で楽しめる施設、利用できるサービス、相談窓口についてご案内しています。子育てガイドを活用し、福崎町で安心して子育てしてください。お子さんの健やかな成長を応援しています!

心配なこと・困っていることがあればいつでも連絡してくださいね。



いいお母さんから

いい子どもが生まれるのではなく

幸せなお母さんから

幸せな子どもが生まれるの



はじめに /

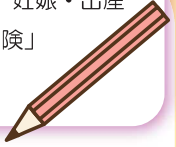
ママのタイプをチェック!

仕事の状況や健康保険によって **5タイプのママ** に分かれ、タイプによってもらえる助成金・給付金が異なります。

チャートを順番に進み、
当てはまるタイプを
Check!



「社会保険」とは…
一般的に勤務先で加入手続きされる「健康保険」「雇用保険」「厚生年金」「労災保険」「介護保険」のことを指します。妊娠・出産期には「健康保険」と「雇用保険」の加入状況を確認しましょう!



妊娠前から働いている

NO

YES

妊娠判明前から
パパの扶養に入っている

NO

妊娠中に
仕事を辞めた
or
仕事を辞める予定

YES

NO

YES

ママの加入している
健康保険は?
B 勤務先の社会保険
C 国民健康保険

ママが退職前に
加入していた健康保険は?
D 勤務先の社会保険
E 国民健康保険

B
社保
働く

B 社保・働くママ
社会保険に
加入していて、
産後も仕事を続ける

D
社保
退職

D 社保・退職ママ
社会保険に
加入していて、
妊娠中に仕事を辞める
(辞めた)

A
主婦
扶養

A 主婦ママ
パパの扶養に入っている
またはパパが自営業・
自由業で国民健康保険に
加入している

C
国保
働く

C 国保・働くママ
国民健康保険に
加入していて、
産後も仕事を続ける

E
国保
退職

E 国保・退職ママ
国民健康保険に
加入していて、
妊娠中に仕事を辞める
(辞めた)

INDEX

はじめに（おめでとうございます！）	P1
ママのタイプ（はじめにママのタイプをチェック！）	P2
INDEX	P3~P4
すくすくサポートプラン（子育てダイアリー）	P5~P6
マタニティダイアリー	P7~P8

01. 赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

母子健康手帳（母子健康手帳をもらいに行こう）	P9
母子健康手帳アプリ（スマホアプリ）	P10
妊娠健康診査費助成	P10
妊婦歯科健康診査費助成	P11
マタニティタクシー利用助成	P12
妊娠中の教室や相談	P13
食育（妊娠期の食事）	P14
出産準備（コツコツしようね）	P15~P16
働くパパ・ママを応援する制度（働くパパ・ママを応援する制度を紹介します）	P17~P18
産後をハッピーにする 赤ちゃんを迎える家族のためのチェックリスト	P19

02. 赤ちゃんが生まれたら

出産後の手続きのながれ	P20
出生届（出生届を出しに行こう）	P21
健康保険加入（健康保険の手続きを忘れずに！）	P22
出産育児一時金（出産育児一時金の申請をしましょう）	P23~P24
乳幼児等・こども医療費助成（乳幼児等・こども医療費助成の手続きをしよう）	P25
未熟児養育医療費助成	P26
児童手当（忘れずに児童手当の申請をしよう）	P27
新生児聴覚スクリーニング検査費助成	P28
出産手当金（出産手当金ってなに？）	P29
産後ケア事業	P30
こんにちは赤ちゃん訪問事業	P31
こんにちは赤ちゃん訪問事業（民生委員版）	P31
赤ちゃん・パパ・ママ相談と教室	P32
国民年金保険料（産前産後期間の免除制度）	P33
育児休業給付金（育児休業給付金ってなに？）	P34
医療費控除（確定申告）	P35~P36
セルフメディケーション税制（確定申告）	P36
高額療養費（医療費が高くなってしまったら高額療養費を申請しよう）	P37

03. すくすく元気に育ってね

乳幼児健康診査（乳幼児健康検査を受けよう）	P38
健康相談・健康教室（健康相談・健康教室を開催しているよ）	P39
予防接種（子どもたちの健康を守るため予防接種を受けましょう）	P40~P41

04. ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

児童扶養手当	P42
母子家庭等医療費助成	P43
母子・父子家庭等就学就業助成金	P44
交通災害遺児年金	P44
母子父子寡婦福祉資金の貸付	P45

05. 発達に心配のある・障がいのある子どものために

発達障害児支援事業	P46
基幹相談支援センター（福崎町基幹相談支援センターってなに？）	P47
身体障害者手帳の交付について	P48
精神障害者保健福祉手帳の交付について	P49
療育手帳の交付について	P50
特別児童扶養手当	P51
障害児福祉手当（兵庫県）	P52
重度心身障害者（児）介護手当	P53
重度心身障害児年金	P53～P54
心身障害児童生徒就学援助金	P54
障害児通所支援等（給付事業）	P55～P57
特定疾患通院交通費補助金	P58
自立支援医療費助成（①育成医療）	P59～P60
自立支援医療費助成（②精神通院医療）	P60～P61
日常生活の援助制度（①重度障害者（児）日常生活用具給付制度）	P62
日常生活の援助制度（②小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付）	P63～P64
日常生活の援助制度（③身体障害者（児）補装具費支給制度）	P65
日常生活の援助制度（④障害児訪問入浴サービス）	P66
日常生活の援助制度（⑤重度障害者（児）福祉車両等助成）	P67
福崎町手をつなぐ育成会（福崎町手をつなぐ育成会ってなに？）	P68
税の減免等について（税金の軽減・減免制度を紹介します）	P69

06. おいでよ。子育ての集いとあそびの場

子育て支援施設（地域子育て支援拠点事業）	P70～P71
----------------------	---------

07. 遊ぼうよ

公園（公園に行ってみよう！）	P72
園庭開放	P73
図書館（図書館に行ってみよう！）	P73～P74
野外センター（青少年野外活動センターに行ってみよう！）	P75

08. こどもを預けたい

学童保育園を利用するには	P76～P77
一時預かり事業（一般型）	P77
子育て家庭ショートステイ事業	P78
病児・病後児保育	P79

09. 認定こども園

認定こども園等（保育所・園、幼稚園、認定こども園を利用するには）	P80～P82
----------------------------------	---------



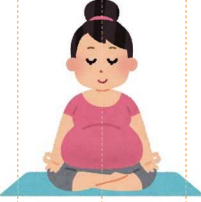



10. その他の支援

保健センター（保健センターは土曜日も開庁しています）	P83
ふくさきっこステーション（子育て世代包括支援センター）	P84
特定不妊治療費助成	P85
不育症治療費助成	P86
就学援助制度（就学援助制度ってなに？）	P87～P88
就学奨励費制度（就学奨励費制度ってなに？）	P89～P90

11. 気軽にご相談を

子育てに関する相談窓口	P91～P93
-------------	---------

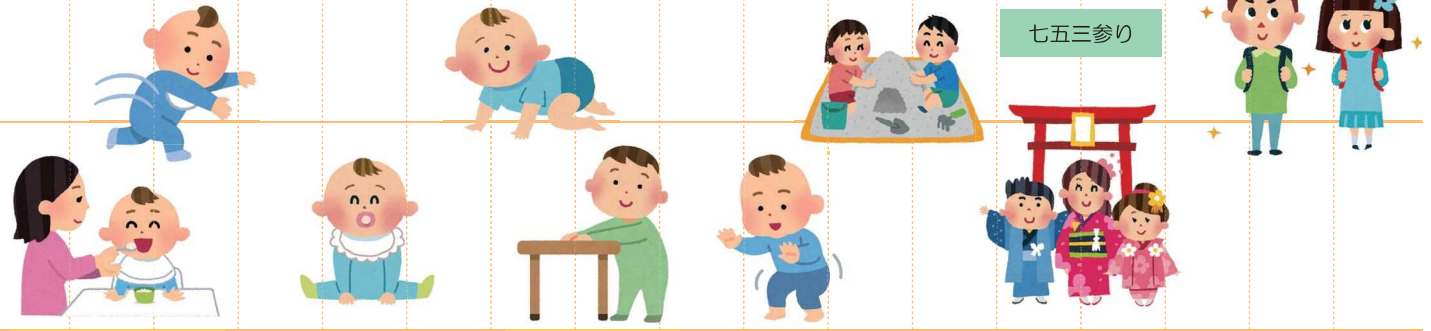
すくすくサポートプラン（子育てダイアリー）

	妊娠前	妊娠	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	出産	1か月	2か月	3か月	
	妊娠おめでとうございます！				年 月 日			年 月 日			年 月 日				
ライフプラン									出産休暇			お食い初め			
産婦人科病院 ・助産院		妊婦健診			4週間に1回		2週間に1回		1週間に1回		入院	健診			
保健センター	★母子健康手帳 ・妊婦健診費助成事業・マタニティタクシー	妊娠前	□ 助産師訪問			□ おや親たまご			□ 産後ケア事業（宿泊型・通所）		□ 新生児訪問	★ 赤ちゃん訪問	★ 3か月児健診		
定期予防接種 (○は回数)	ガン健診 特定不妊治療費助成事業 不育症治療費助成事業				□ 赤ちゃんとおやのふれあひ			□ 赤ちゃんとおやのふれあひ		□ 赤ちゃんとおやのふれあひ		□ 赤ちゃんとおやのふれあひ			
子育て支援				□ おひさまらんど（福崎子育て支援センター）・			□ すきっぷひろば			□ 子育て個別相談					
就学前教育・ 保育施設 (認定こども園)															
図書館				胎児に絵本の読み聞かせを …♪						子ども向けの良い絵本を早い時期					
その他													子育て家庭ショー		

4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	1歳6か月	1歳9~10か月	2歳	3歳	3歳3~4か月	5歳	6歳	就学
		年 月 日						誕生 年 月 日		年 月 日			年 月 日	年 月 日		年 月 日

育児休暇（2か月～3歳）

七五三参り



型・訪問型)

□ 助産師の母乳育児相談

★
診・
4
か
月
児
健
診
・
B
C
G

ま★
ま
ま
ク
ラ
ブ

あ★
は
ば
ク
ラ
ブ

★
相
談
1
歳
お
誕
生

★
児
健
診
1
歳
6
か
月

★
3
歳
児
健
診

★
5
歳
児
健
診

□ すくすく相談・すくすく発達相談（毎月第2月曜日）

ママのふれあい教室

□ 子ども発達すこやか相談

検査費助成事業

□ のびのびランド教室

(ロタ③)

ヒブ③

肺炎
球菌③

B型
肝炎③

4種
混合②

4種
混合③

BCG

ヒブ④

肺炎
球菌④

MR①

水痘①

4種
混合④

水痘②

日本脳炎①～③

MR②

ともだちひろば（西部子育て学習センター）・にこにこひろば（東部子育て学習センター）

□ 子育てグループ活動（文化センター2階にて申し込みが必要：毎年2～3月頃）

… わらべうた遊び、絵本、親子遊びなど（5～7月・10～12月に地区の公民館にて。お問い合わせは福崎子育て支援センターまで。）

（育児に関する不安や悩み相談を実施。毎月第3火曜日文化センターにて。おひさまらんど・ともだちひろば・にこにこひろばで予約できます。）

□ まちの子育て広場（ぴょんちゃんひろば）

通園（保育・教育・相談）

★
歯
科
教
室

★
就
学
前
健
診

一時預かり（田原幼稚園・姫学こども園・サルビアこども園のみ実施）

各園にて園庭開放・親子活動・子育て相談などを実施

から読み聞かせましょう。

ブックスタート～図書館では、読み聞かせや子ども向けの遊びを行っています。




トステイ（出産や病気、冠婚葬祭など、家庭での養育が一時的に困難な場合に子どもを町外施設等で預かります。お問い合わせは学校教育課まで。）

マタニティダイアリー

	初 期		中 期		
	妊娠2か月 4～7週目	妊娠3か月 8～11週目	妊娠4か月 12～15週目	妊娠5か月 16～19週目	妊娠6か月 20～23週目
					
	身長 約2～3cm 体重 約4g	身長 約8～9cm 体重 約30g	身長 約15cm 体重 約120g	身長 約25～26cm 体重 約300g	身長 約30cm 体重 約600g
赤ちゃんの様子	<ul style="list-style-type: none"> ◎心臓の動きがわかる ◎目・口・耳ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎手足ができて人間らしくなる ◎超音波で動いているのがわかる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎髪の毛が生え始め、身長がグンと伸び始める 	<ul style="list-style-type: none"> ◎胎盤が完成する ◎全身に産毛が生える 	<ul style="list-style-type: none"> ◎皮膚にしわが出てきて、手指に爪が生え、まつげがはっきりしてくる
ママの体の変化	<ul style="list-style-type: none"> ◎月経がとまる ◎つわりが始まる ◎下腹が張ったり、腰が重くなる ◎基礎体温は高温層が続く（中には微熱っぽく感じる人も…） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎尿の回数が多くなる ◎便秘になりやすい ◎乳房がはる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎胎盤が完成する ◎つわりがおさまり、食欲が出てくる ◎おなかが少しふくらんでくる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎体重が増え、おなかのふくらみが目立つようになる ◎乳房が大きくなり、黄色い乳汁がでることもある ◎早い人は胎動を感じ始める 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ほとんどの人が胎動を感じ始める ◎こむら返りが起こりやすい
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◎お酒とたばこをやめましょう ◎規則正しい生活をしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ◎出産する病院を選びましょう ◎眠くなりやすいので運転は気をつけて… 	<ul style="list-style-type: none"> ◎運動をする場合は産婦人科医に確認！ ◎仕事をしている人は勤務先に報告しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ◎疲れたときは横になりましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ◎出産の準備を始めましょう ◎おなかや下半身を温めましょう 
異常の注意	<p>妊婦健診を受けましょう（P10へ）… 4週間に1回</p> <p>流産</p> <p>性器から出血した、おなかがよく張る、おなかの痛みがある → すぐに病院へ</p>				

妊娠届を出し、
母子健康手帳をもらいましょう
(P9へ)

妊娠中期から
妊婦教室に参加できます！
(P14へ)

	後 期				予 定 日
妊娠 7 か月 24 ~ 27 週目	妊娠 8 か月 28 ~ 31 週目	妊娠 9 か月 32 ~ 35 週目	妊娠 10 か月 36 ~ 39 週目	妊娠 40 週 0 日	
					
身長 約 35 cm 体重 約 1000 g	身長 約 40 cm 体重 約 1600 g	身長 約 45 cm 体重 約 2400 g	身長 約 50 cm 体重 約 3000 g		
<ul style="list-style-type: none"> ◎耳が聞こえるようになり、足にも爪が生える ◎まばたきができる ◎皮膚が赤く、しわが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ◎皮下脂肪が増え始め、おなかの中の位置がほぼ定まってくる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎からだ丸みをおびてきて、各臓器の機能がほぼ成熟に近づく 	<ul style="list-style-type: none"> ◎皮下脂肪が完全について、外での生活の準備が完了する 		
<ul style="list-style-type: none"> ◎足にむくみや静脈瘤が出やすくなる ◎妊娠線が出ることもある 	<ul style="list-style-type: none"> ◎動機、息切れ、胃のもたれなどを感じやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ◎心臓や胃が圧迫され、一度にたくさん量を食べられなくなる ◎動機や息切れが激しくなる ◎腰が痛くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎子宮の位置が下がり、おなかが前に突き出てくる ◎胃の圧迫感がなくなり、食欲がでる ◎頻尿になる 		
<ul style="list-style-type: none"> ◎背中をそらせた姿勢は、腰に負担をかけます。腰痛予防のために、姿勢や動作に気をつけましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ◎入院中に必要なものをまとめましょう ◎おなかの張りを感じたら休んでください 	<ul style="list-style-type: none"> ◎里帰り出産をする場合は35週までを目安に移動しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ◎入院に必要なものを確認し、急な入院に備えましょう ◎出産の兆候（出血、陣痛、破水）があらわれたら病院に電話を！ 		

仕事をしている人は出産予定日の6週間前
(多胎妊娠では14週前) から産前休暇がとれます

健診 … 2 週間に 1 回

健診 … 1 週間に 1 回

早産 (妊娠 22 週から)

妊娠 37 週 ~ 42 週末満 正期産

レントゲン・服薬は医師に確認してからにしましょう

赤ちゃんを迎える前に 妊娠が分かったら



赤ちゃんを迎える前に

赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

母子健康手帳 をもらいに行こう

小学校入学後も使用しますので
大切に保管してくださいね。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



母子健康手帳って？

妊娠おめでとうございます！

妊娠と判定され、予定日が確定したらすぐに妊娠届出をしましょう。届出と同時に母子健康手帳をお渡しします。母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康やお子さんの成長発達、予防接種について記録する手帳です。

小学校入学後も使用しますので大切に保管してください。

手続きに必要なもの

妊娠届出書（医療機関で発行されます）

申請時期

妊娠と判定され予定日が確定し、産科主治医からの指示があれば、次の健診日までにふくさきっこステーション（保健センター）へ妊娠届を提出し、母子健康手帳をもらってください。

注意！

注意して！携帯電話・スマホ

携帯電話の普及に比例するように、「自閉症」「学習障害」「注意欠陥多動性障害」の児童が増えています。

お腹の赤ちゃんや抱っこした赤ちゃんの頭の近くで携帯電話やスマホを使えば、その電磁放射線で脳が一秒間に約24億回振動させられるとのこと。胎児や赤ちゃんの細胞に異変を引き起こし、正常な発達を阻害してしまう可能性があります。

どうしても赤ちゃんの近くでスマホを使う必要がある人は、電磁波防止シールなどを貼ってくださいね。



NG!



手続きの流れ

① 妊娠したかな？と思ったら

産科医療機関を受診しましょう。

② 妊娠予定日が分かったら

ふくさきっこステーション（保健センター）に「妊娠届出書」を提出し、母子健康手帳をもらってください。



手帳には！

手帳には、**出生連絡票**をはさんでいます。出生届と一緒に住民生活課に提出してください。出生連絡票は郵送でもOKです！

ほかにも先天性代謝異常等検査の申込書があります。赤ちゃんの健康のため、検査を受けましょう。手帳の中には、乳児身体発育曲線や妊娠中や出産後の母子の健康に関する情報が記載されています。



他にも

母子健康手帳をお渡しする際に、**妊婦健診助成券の発行**やマタニティタクシー利用助成申請など**妊娠中のサービスの案内**もしています。また、妊婦さんの**健康・栄養相談**も行っています。妊娠中の生活のこと、おなかの赤ちゃんのことなど、気になることがあれば何でも相談してください。



母子健康手帳アプリ

スマホで妊娠期からお母さんと子どもの健康管理ができます！



母子健康手帳と併用で使う、母子手帳アプリです。情報（ニックネーム・生年月日等）を登録することで、スマホで簡単に妊婦さんと子どもの健康管理ができます。また、福崎町の子育て情報を見ることもできます。

無料でデータ量のみ必要になります。

どんなことができるの？

- 妊婦健診や乳幼児健診の記録管理
- 予防接種のスケジュール管理
- 健診や教室案内の受信
- 子育て情報の閲覧
- 子どもの成長の記録管理

ポイント！



- 予防接種のスケジュール管理が簡単にできます。生年月日を登録することで、自動でスケジュールを立ててくれます。予定変更などでスケジュールが変わっても、最適なスケジュールに変更してくれます。
- 立てた予防接種の予定日や乳幼児健診、相談・教室のお知らせが届きます。
- 成長に合わせた子育て情報を調べることもできます。

赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

妊婦健康診査費助成

定期的に健診を受けて安心して出産を迎えよう

安定期（妊娠16～28週くらい）に入ったら、歯の健康チェックもしましょう。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 主婦
扶養 | 社保
働< | 国保
働< | 社保
退職 | 国保
退職 |
|----------|----------|----------|----------|----------|



どんな制度？

妊婦健康診査における費用の一部を助成する制度です。定期的な健診の受診を勧めるために妊婦健康診査費の助成をしています。

妊婦健康診査って…？

妊娠中の経過や赤ちゃんの発育状況を確認するための健診です。定期的に健診を受けて、安心して出産を迎えましょう！

申請時期と手続きの方法

母子健康手帳を受け取るときに

ふくさきっこステーション（保健センター）で助成券の申請をしてください。「妊婦健康診査費助成券」をお渡します。

助成内容

上限 10,000円 の助成券を 1枚
 上限 7,000円 の助成券を 13枚 交付します。

助成券の使い方

- 1 助成券を医療機関の受付に提出し、妊婦健診を受診します。
- 2 原則、1回の受診に1枚の使用となります。
- 3 **2枚使用可**と書いてある券は、1回に限り2枚（14,000円）使用可能です。
 （使用例：血液検査などは、検査費用が高額なので上限10,000円の券や1回に2枚使用できる券を使ってください。）
- 4 上限を超えた額は自己負担となります。
 ※治療等、保険該当分は対象となりません。

POINT!

その1 助成券の使用

助成券は兵庫県内の委託契約をしている医療機関のみで使用できます。助成券の使用ができない医療機関での妊婦健診は、手続き終了後、上限額の範囲内で健診費用をお支払いします。手続きに必要なものを持参し、ふくさきっこステーション（保健センター）で手続きをしましょう。

<手続きに必要なもの>

- 妊婦健診の領収書（原本）
- 妊婦健康診査費助成券
- 振込口座のわかるもの



その2 妊娠中に転入された方へ・・・

妊娠週数に応じた交付枚数を決定し、妊婦健康診査費助成券を発行します。転入手続き終了後、母子健康手帳を持ってふくさきっこステーション（保健センター）にお越しください。

その3 母子健康手帳

妊婦さんご自身の体調や妊婦健康診査の際に尋ねたいこと、赤ちゃんを迎える気持ちなどを書くところがあります。

お子さんの大切な成長記録になります。その時々のエピソードやお母さんの気持ちを書き留めておきましょう。



赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

妊婦歯科健康診査費助成

安定期に入ったら、歯科健診を受けましょう！！

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

妊娠中は、つわりやホルモンの影響等で口の中の状態が変化しやすく、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。安定期に入ったら歯と歯肉の健康診査を受け、病気が見つければ治療を始めましょう。

この制度は妊婦歯科健康診査の費用を助成するものです。妊婦さんの「歯の健康」のためだけでなく、生まれてくる赤ちゃんのためにも大切です。



どんな人が対象となるの？

福崎町に住民票のある妊婦さん

申請時期と手続きの方法

母子健康手帳を受け取るときに

ふくさきっこステーション（保健センター）で助成券の申請をしてください。「妊婦歯科健康診査費助成券及び報告書」をお渡します。

助成内容

1回の妊娠期間に1回、妊婦歯科健康診査費の助成を受けることができます。健診結果に応じて歯科相談を受けることができます。
※治療等、保険該当分は対象となりません。

受診方法

妊婦歯科健康診査費助成券及び報告書と母子健康手帳を持参し町内の歯科診療所で妊婦歯科健診を受診してください。予約の際に「妊婦歯科健診」とお伝え下さい。

生まれてくる赤ちゃんのために…

- アルコールは胎盤を通過してしまうため、発育障害につながる恐れがあります。喫煙は早産・流産や低出生体重児のリスクを高めます。赤ちゃんの発育にも悪影響を与えるので、家族も協力し受動喫煙を避けましょう。
- むし歯菌は赤ちゃんの周囲の人（特にママやパパ）から唾液を介して赤ちゃんの口の中に入っていくことが分かっています。妊娠中からのデンタルケアが生まれてくる赤ちゃんのむし歯菌感染のリスクを減らします。



POINT!

その1 助成券は町内の歯科診療所のみで使用できます。

町内の歯科診療所以外で歯科健診を受ける場合、実施報告書を医療機関で記載してもらってください。その後、保健センターで手続き終了後、上限額の範囲内で健診費用をお支払いします。

健診日から6か月以内にふくさきっこステーション（保健センター）で手続きをしましょう。

〈手続きに必要なもの〉

- 医療機関が発行した妊婦歯科健康診査費の領収書
- 母子健康手帳
- 妊婦歯科健康診査費助成券及び報告書
- 振込口座のわかるもの

その2 妊娠中の歯の治療について

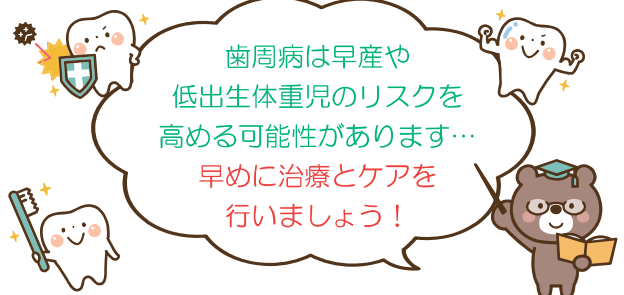
歯科健診で病気がみつかったら、すぐに治療も開始しましょう。産後しばらくは治療へ通いづらくなるので、早めの治療が大切です。

妊娠中の歯科受診 Q&A

- Q** いつ受診したらいいの？
A 歯科健診は安定期（16週以降）に入ったらできるだけ早めに受けましょう。
- Q** 産院にも伝えるべき？
A 歯科健診を受ける前に産科の担当医に伝えましょう。治療が必要な場合や内服をする場合、治療内容や薬の名前などを担当医に伝えておくと安心です。
- Q** レントゲンが心配……
A 1回の放射線量はごくわずかなので問題ありません。気になる場合は医師と相談を。
- Q** 薬や麻酔は大丈夫？
A 歯科材料、麻酔は赤ちゃんにほとんど影響がないという研究結果が出ています。安心して治療を受けましょう。



歯周病は早産や低出生体重児のリスクを高める可能性があります…
早めに治療とケアを行いましょう！



赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

マタニティタクシー利用助成

福崎町へ妊娠期から里帰りする
妊婦さんも利用できるよ。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

陣痛や破水など出産のための受診や、体調不良等により自力で妊婦健診の受診が困難な場合に利用されたタクシー代の一部を助成する制度です。



どんな人が対象となるの？

福崎町に住民票のある妊婦さん

福崎町へ妊娠期から里帰りする妊婦さん

制度を受けられる要件

- 陣痛や破水のための受診
- 体調不良等により自力で妊婦健診の受診が困難な場合の受診。



助成される金額

- 利用したタクシー代10,000円までを助成します。
- タクシー利用の回数制限はありませんが、タクシー代が合計10,000円を超えた分は自己負担となります。

申請時期

出産するまでいつでも

※母子健康手帳を受け取る時にも申請ができます。

タクシー利用方法

営業時間（7：00～24：00）のみ利用できます。

- 産科主治医に連絡し、体調を伝え、タクシーを利用して受診してもよいか確認してください。
- 登録している電話番号で ☎0120-8951-12（神崎交通フリーダイヤル）へお電話ください。
- オペレーターにお迎え先の住所と利用する理由を伝えてください。
- お迎えに上がるタクシーの車両番号・到着時刻をお知らせします。



手続きに必要なもの

- マタニティタクシー利用助成申請書および登録用紙
- 母子健康手帳

妊娠中

手続きの流れ

- マタニティタクシー利用助成申請書及び登録用紙をふくさきっこステーション（保健センター）へ提出してください。
※申請書及び登録用紙は母子健康手帳交付時にお渡ししています。
ホームページからも入手することができます。
※出産場所が決まっていない場合は登録ができません。出産場所が決まりしだいふくさきっこステーション（保健センター）へ登録用紙を提出してください。
- ふくさきっこステーション（保健センター）から協力タクシー会社へ登録用紙を送付します。
- 協力タクシー会社から妊婦さんへ確認の電話があり、お迎えする場所等の確認をします。

協力タクシー会社

神崎交通株式会社 福崎町福田93-7
☎0790-22-0138

- ドライバーは助産師と救急隊によるマタニティタクシードライバー講習を受けています。
防水シート等を用意し、マタニティタクシー仕様の車でお迎えします。



POINT!

- その1 || 登録のみして利用しなくてもOKです！
- その2 || 町外への里帰り出産等により、協力タクシー会社以外の場合は、料金を全額支払い、後日ふくさきっこステーション（保健センター）で手続きをしてください。利用したタクシー代の一部をお支払いします（上限10,000円）。
※なお、協力タクシー会社以外のタクシー会社については、事前に妊婦が利用できるか確認してください。

<手続きに必要なもの>

- タクシーの領収書
- 振込口座のわかるもの

赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

妊娠中の教室や相談

心配なこと・困っていることがあればいつでも
福崎町に連絡してくださいね。

ふくさきっこステーションは土曜日もあいてるよ。

主婦

扶養

社保

働く

国保

働く

社保

退職

国保

退職



どんなことをするの？

妊娠中は妊婦さんの心身の変化や、出産・子育てに関する不安や疑問が出てきます。妊婦さんの健康・栄養のことや妊娠中の過ごし方、おなかの赤ちゃんのこと、子育てのことについてお話しします。



どんな教室や相談があるの？

おや親たまご（マタニティ教室）

助産師や栄養士・保健師による
講話と体験講座です。妊娠中の過
ごし方や出産の話、産前ヨガ、
母乳、沐浴実習などを行います。



【日 程】 毎月第4木曜日
13：30～15：00
※詳しい日程は個別にお知らせします。

【場 所】 ふくさきっこステーション（保健センター）

【申込方法】

- 対象の妊婦さんに個別に教室のご案内とマタニティ質問票をお送りします。
- ふくさきっこステーション（保健センター）に電話していただくか、マタニティ質問票を返信してください。マタニティ質問票で申し込んだ場合、マタニティ質問票がふくさきっこステーションに届いたら申し込み完了です。



妊 婦 訪 問

助産師や保健師が妊婦さんのご自宅に
訪問し、妊娠・出産・子育てについての
質問を受けます。



【手続きの方法】

- 申し込みをしてください。

<マタニティ質問票で申し込む場合>

ふくさきっこステーション（保健センター）からお送りするマタニティ質問票の妊婦訪問を希望するの欄に〇をつけて、返信してください。

保健センターから状況確認のお電話をします。

<電話で申し込む場合>

ふくさきっこステーション（保健センター）に電話で連絡してください。そのときに、現在の状況等お聞きします。

- 訪問する助産師から日程調整の連絡があります。
- 決まった日時に助産師がご自宅に訪問します。



申請に関するお問い合わせ先

ふくさきっこステーション（保健センター）保健係 ☎ 0790-22-0560（内線 361・363）



赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

食育～妊娠期の食事～

赤ちゃんもママも笑顔になれる食事をしましょう♡

ママの栄養、赤ちゃんに届け！

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな食事がいいの？

- 1日の基本は、**3食+間食**を意識しましょう。
- 1食の基本は、**主食・主菜・副菜**を組み合わせましょう。

食事について気になることがあれば、栄養士に気軽にご相談ください♡



副菜

体の調子を整える働きをします

- 野菜
- きのこと海そう
- いも類



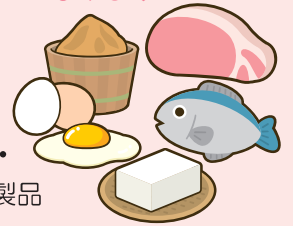
副菜

主菜

主菜

体を作る“もと”になります

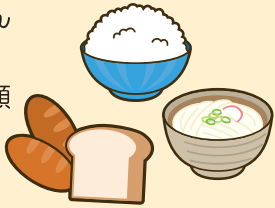
- 肉
- 魚
- 卵
- 大豆・大豆製品



主食

体のエネルギー源になります

- ごはん
- パン
- めん類



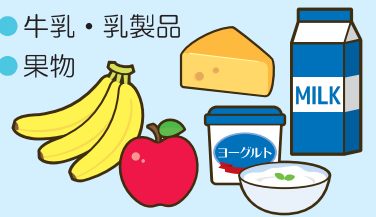
主食

副菜

プラス

1日1回とりたい食品

- 牛乳・乳製品
- 果物



- できるだけいろいろな食品を摂りましょう。
- 食欲がないときは、無理せず食べられるものを少しずつ。
- 便秘予防にも妊娠中は

いつもよりこまめに水分補給を！



ママが食べたごはん、わたしにも届いているよ♡

ママが毎日食べるごはんは、ママの体の中で栄養になって、わたしのところに運ばれてくるの。

それを受け取って、わたしは少しずつ大きくなっているよ。ママが栄養バランスの良い食事をすると、すっごく元気になれるんだ！



チェック!

積極的にとりたい栄養素

1 葉酸

胎児の発達に欠かせない栄養素のひとつです。
(ほうれん草・アスパラガス・ブロッコリー・納豆など)

2 鉄

貧血予防。産後の体力回復や母乳分泌に必要です。
(肉・卵・いわし・さば・高野豆腐・納豆・小松菜など)

3 カルシウム

丈夫な骨や歯の形成を助けます。
(豆腐・高野豆腐・牛乳・ヨーグルト・しらす・納豆など)

4 たんぱく質

妊娠中は赤ちゃんの成長とともにたんぱく質の必要量も増していくのでいろいろな食品でしっかり摂りましょう。

赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

出産準備 -コツコツしようね-

妊娠後期に入る28週ごろまでに
完了しておくとう安心です。

- 主婦
扶養
- 社保
働<
- 国保
働<
- 社保
退職
- 国保
退職

？ 妊娠・出産用品 いつまでにそろえたらいいの？

安定期に入ったらそろえ始めて、妊娠28週ごろまでには済ませておきましょう。
退院後1か月ごろまでのものを用意し、あとは産後に準備すれば大丈夫です。

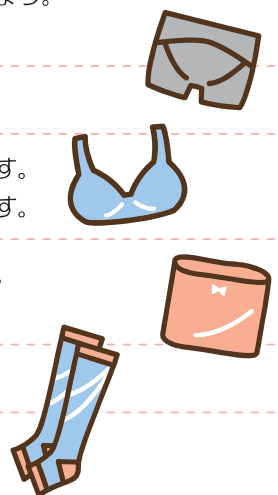
体型の変化や
体調に合わせて、
楽な服装に
変えましょう



準備するもの

マタニティグッズ

アイテム名	ポイント
マタニティウェア	ワンピースやパンツなど、下腹部を調整できるものが便利です。
肌 着	新陳代謝が活発になるので、肌に優しく汗の吸収のよいものを選びましょう。もともと持っているもので大丈夫です。
ショーツ	ウエストがゴムでお腹やおしりをすっぽり覆うものがよいです。
ブラジャー	乳房は臨月までに2カップ以上、アンダーバストも1サイズアップします。ノンワイヤーのものにし、前にホックのあるものが授乳のときに便利です。
腹 帯	さらし、腹巻きタイプ、コルセットタイプ、ガードルタイプがあります。お腹を締め付けず、付け心地のよいものを選びましょう。
パジャマ	産後も授乳時に着用できる、前開きのものが便利です。
はきもの	サンダル、ハイヒールは転びやすいので避けましょう。ヒールの高さは2～3cm程度、ウォーキングシューズが最適です。



衣類選びのポイント

- ① 吸湿性、通気性、保温性のよいものを選びましょう。
- ② 脱ぎ着がしやすいものが便利です。
- ③ 伸縮性があって動きやすく、シンプルなものの方がよいです。
- ④ 繰り返しの洗濯に耐える、丈夫で縫い目がしっかりしたものを選びましょう。

ベビーウェア

アイテム名	ポイント
短肌着	柔らかく吸水性にすぐれたものを選びましょう。綿は伸縮性があり、ガーゼは夏に適しています。
長肌着	短肌着の上に着ます。数枚用意しましょう。
ベビー服	脱ぎ着がしやすく、ゆったりしたものがよいでしょう。
おくるみ	授乳や寒い日の外出に便利です。バスタオルや綿毛布でも代用できます。



おむつグッズ

布おむつ	通気性がよく、足の動きを妨げないものを選びましょう。
おむつカバー	布オムツを使用する場合、オムツカバーが必要になります。
紙おむつ	新生児用は少なめに、以後赤ちゃんの大きさに合わせたサイズを選びましょう。
おしり拭き	トイレに流せるものもあります。

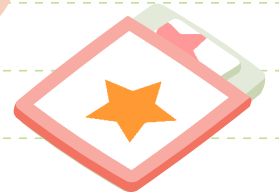
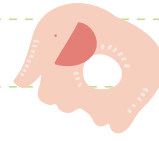
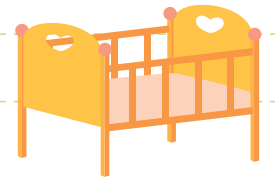


アイテム名

ポイント

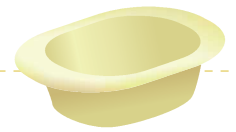
ねんねグッズ

ベビーベッド	レンタルが便利です。
敷き布団	固めのものを選びましょう。大人用でも代用OKです。
掛け布団	手足が自由に動かせるように、軽くて温かいものを選びましょう。洗濯できるものが便利です。
布団カバー	吸水性と肌触りがよい綿のものを選びましょう。
タオルケット	綿のものがよいです。バスタオルでも代用できます。
シーツ	吸水性がよく、肌触りがよいものがあります。
毛布	季節に応じて用意しましょう。



お風呂グッズ

ベビーバス	1か月しか使用しないので、レンタルでもよいでしょう。空気で膨らませる、エアベビーバスもコンパクトで使いやすいです。
洗面器	洗顔用や湯上がり用に使います。大人用でも大丈夫です。
石けん ベビーソープ	無香料・無着色・弱酸性のものを選びましょう。
湯温計	お湯の適温がひと目でわかります。冬の入浴に1つあると便利です。
ガーゼ	顔拭き用の小さいものと、体にかける大きいものがあります。



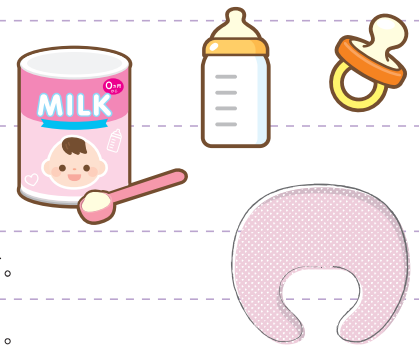
衛生グッズ

体温計	短時間で検温できる、電子体温計が便利です。
爪切り	先が丸い赤ちゃん用のものを使いましょう。
ベビーオイル	皮膚の保護や汚れを落とし、綿棒浣腸時に使います。
綿棒	耳や鼻のお手入れ、綿棒浣腸時に使います。先が細い赤ちゃん専用のものを選びましょう。



授乳グッズ

哺乳びん	ガラス製は細かい傷がつきにくく衛生的、外出には、軽いプラスチック製のものがおすすめです。
乳首	赤ちゃんの吸う力、飲む量に応じて選びましょう。頻繁に使うなら予備が必要です。
哺乳びんブラシ・スポンジ	底まで洗える専用のものが便利です。
消毒用具	電子レンジで消毒するものやつけ置きタイプがあります。
授乳用クッション	必要であればしっかりと綿が入ったものを選びましょう。



赤ちゃんを迎える前に（妊娠が分かったら）

働くパパ・ママを応援する制度を紹介します

いろいろな制度があるよ。お勤め先に事前に確認しましょう。

出産後に利用できる制度も含めて・・・

社保

国保

働く

働く

仕事と育児の両立を目指すパパ、ママをサポートする制度を紹介します。

お勤めの会社によっては、ここに記載している以外にも様々な支援制度がある場合があります。ご自身のお勤め先に確認して、取得できる制度を有効活用しましょう。



育児休業を取るときは・・・

【どんな制度？】

1歳に満たない子どもを育てているパパ・ママは、原則子どもが1歳の誕生日を迎えるまでの間、育児のため休業することができます。



産前・産後休業を取るときは・・・

【産前休業】

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求により取得できます。

【産後休業】

出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間を経過した場合は、本人が請求して医師が認めた場合は働くことができます。

ポイント!

- ・ 出産予定日より実際の出産が遅くなったとしても、予定日から出産当日までの期間はきちんと産前休業に含まれます。また、その場合、産後8週間は産後休業として確保されます。
- ・ 給料が低額／無給の場合は、加入している健康保険から「出産手当金（P.29）」が支給される場合があります。
- ・ お勤め先またはご自身が申請することで、休業期間中の社会保険料は免除されます。



ポイント!

- ・ 遅くとも休業開始の1か月前までにはお勤め先へ請求の申し出を行いましょう。
- ・ 配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。
- ・ 期間の定めのある労働契約で働く方は、次の要件を満たすことが必要です。必ずお勤め先に事前に確認しましょう。
 - ◎ 子どもが1歳6か月になる日（2歳までの育児休業の場合は、子どもが2歳になる日）までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと。
- ・ 給料が低額／無給の場合は、雇用保険から「育児休業給付金（P.34）」が支給される場合があります。
- ・ お勤め先またはご自身が申請することで、休業期間中の社会保険料は免除されます。
- ・ パパが生後8週間以内に育児休業を取ると、特別な事情がなくてもパパは再度育児休業が取れます。（パパ休暇）



産後休業後に復職するときには・・・

【育児時間】

1歳に満たない子どもを育てているママは、1日2回、少なくとも各30分間の育児時間を請求できます。

勤務時間の初めまたは終わりにまとめた時間を取ることができます。



【パパ・ママともに育児休業したい!】

パパ・ママ一緒に／交代で育児休業をする場合は、一定の要件を満たせば1歳2か月まで取得できます。（★パパママ育休プラス）



ポイント!

- ・ パパの場合、育児休業期間の上限は1年間、ママの場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間です。

【保育所が満員で入所できない場合は・・・】

保育所に入所申込みを行っているが、入所できない等の場合は、子どもが1歳6か月になるまで延長、1歳6か月の時点でも同様の場合は、子どもが2歳になるまで再延長できます。

育児をしながら働き続けるために…



【短時間勤務制度】

3歳に満たない子どもを育てているパパ・ママは、一定の要件を満たしていれば短時間勤務制度（原則1日6時間勤務）を利用できます。

ポイント!

- ・ 労使協定の締結により一部が適用除外となり、制度が利用できない場合があります。お勤め先に事前に確認しましょう。

【子の看護休暇】

小学校入学前の子どもが病気やけがをした場合、年次有給休暇とは別に看護のための休暇を取得できます。（1年に5日まで。対象の子どもが2人以上の場合は10日まで。）



ポイント!

- ・ 1日または半日単位で取得できます。

POINT!

まとめ

その1 休業中の有給・無給はお勤め先によって異なります。今後の生活資金の計画のためにも、必ずお勤め先に事前に確認しましょう。

その2 令和4年10月1日から、パパ・ママ応援制度が拡充されます。主なポイントは、

- ・ 育児休業を分割して2回取れるようになります。
- ・ パパは、育児休業とは別に「産後パパ育休」が取れるようになります。

→ 生後8週間以内に4週間まで取得可能

→ 分割して2回取得可能

などです。育児休業が分割できれば、パパ・ママが交代できる回数が増え、仕事と育児の両立がしやすくなります。



申請に関するお問い合わせ先

パパ・ママのそれぞれのお勤め先





「産後をハッピーにする 赤ちゃんを迎える家族のためのチェックリスト」

妻 産後の心と身体のこと

- 産後は、誰でもイライラしたり、気分が落ち込んだりすることを、夫、祖父母に伝える。
妊娠中はいつもどおり、産後は姫に！と、お願いをする。
- 産後3週間まではカラダを横にすること。
スマホもほどほどに。
胎盤がはがれ、お腹の中は大怪我をしている状態に。
出血も3週間ほど続きます。
- 産後3ヵ月までのサポート体制を計画する。
基本は夫婦。祖父母、産後ケア、産後サポート、家事サポートも活用しよう。
- 産後1ヵ月過ぎに、お茶してくれる友だち最低3人つくっておく。→大人と話したくなります。

夫

- 育休・有給をとる準備
入院中でなく退院の日から休み、赤ちゃん和妻と、一緒の時間を連続して過ごす。
- 産後3ヵ月までの勤務状況とサポート体制の確認
- 定時退社の練習
赤ちゃんとの時間を増やし、妻の孤独な時間を減らす。
- 家事・育児の役割分担
とくに産後は、朝ご飯を作って妻を起こそう！
赤ちゃんにパパのにおい、抱かれ心地、声を覚えてもらうことも忘れずに。
- 赤ちゃんが生まれましたのご挨拶の準備
(はがきとお菓子など)
災害時など、助けてもらえるのはご近所さんです！

祖父母

- 祖父母との世代間ギャップの確認（トラブル防止）
- 里帰りの場合は、体調がよければ1ヵ月で家に帰す。
夫と赤ちゃんの時間を大切に！
自分だけがかえこまず、行政、民間などのサポート利用もOK
- パパ・ママになる二人の考えを優先させる。

病院・ほかのサポート

- 自分の病院に2週間健診、助産外来、母乳外来の有無を確認
 - ある場合：入院中に必ず予約をし、診てもらう。
 - ない場合：助産師外来、母乳外来、助産師の訪問、助産院など、おっぱい外来を探し、妊娠中に一度行っておく。
- 行政、民間の産後サポートの確認と申込み
(いざというときのために)
産後ケア、産後家事サポートなど。

妊娠中から心がけよう

- 早起き+朝ご飯を夫婦で食べる あたたかい汁物を作ろう！
- 部屋の片付け 子どものものは、サイズも大きくなるし、物も増えます。妊娠中に水回りなど、外注するのもひとつ。
- 散歩 今のうちから体力もつけよう。尿漏れ防止にも！
→子育て支援センター、児童館、おもちゃ屋さんなどチェック。

入院中に聞いておきたいこと

- 授乳クッションなしの授乳（災害、外出の時など）
- 乳頭がヒリヒリは、キズができる前兆。
我慢しないで、助産師に相談。
→切れると本当に痛い。切れる前に対策を！
- 乳腺炎になりやすい状態かどうか？
- らくな抱っここの方法。

赤ちゃんが生まれたら

- 朝ご飯は、夫婦一緒に食べて、夫を送り出そう。
(パパ・ママの生活のリズムに赤ちゃんを迎え入れる。お昼寝はOK)
- 赤ちゃんと話そう！
(パパ・ママが話さないと、声を聞かないよ！)
→何をしたら良いかわからなかったら、歌をうたう、絵本を読もう！
- 赤ちゃんはいっぱい泣きます。
泣いたら、窓を開けて風にあたる。散歩するがおすすめ。
- 1ヵ月健診でOKが出たら、お天気の良い日は赤ちゃんと一緒に家の周りを。



3・3産後サポートプロジェクトとは

これまでの日本の産後サポートの文化である「床上げ3週間」「1ヵ月まで」を、「産後3ヵ月」に延ばし、産後のサポートの必要性を家族、企業、地域に伝え、産後うつを予防し、産後のママと赤ちゃん、赤ちゃんを迎える家族の笑顔を増やすプロジェクトです。

<https://33sango.jimdo.com/>

協力： 孫育て・ニッポン
家族で、地域で広げよう、子育ての“和”

出産後の手続きのながれ

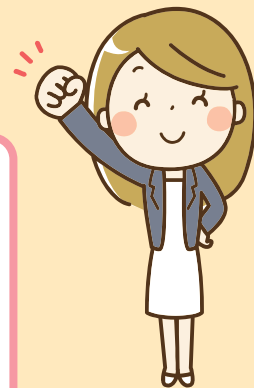
MISISON 1

P21を Check!

住民生活課

「出生届」を出しに行こう！

出生届を役所に出しに行きましょう。
福崎町役場でする場合は住民生活課に来てね！



MISISON 2

P27を Check!

住民生活課

児童手当を申請しよう！

子どもが0～15歳までもらえる児童手当の申請を
しましょう。
(ただし、公務員の方は職場で手続きをしてね)



MISISON 3

P22を Check!

会社

もしくは

ほけん年金課

健康保険証をつくろう！

社会保険の人は会社で、
国民健康保険の人は、ほけん年金課でね。



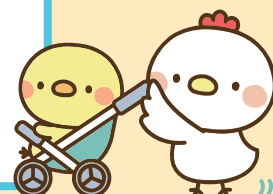
MISISON 4

P25を Check!

ほけん年金課

乳幼児の医療費助成を申請しよう！

医療費が0～18歳まで無料になる医療費受給者証を
もらいましょう。
申請には赤ちゃんの保険証が必要だよ。



赤ちゃんが生まれたら、まずこれ！

出生届を出しに行こう

申請時期は
産後
14日以内

おめでとうございます

赤ちゃんが生まれて最初に行う手続きです。
赤ちゃんの戸籍と住民票を作成します。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな書類？

赤ちゃんの誕生おめでとうございます！

まずは「出生届」を提出しに行きましょう。
この届けがあることで、赤ちゃんが戸籍に記載
されて住民票ができたり、さまざまな助成金や
補助金を受けられたりできるようになります。

すべてはここからはじまりますよー！



いつまでに？

生まれた日を含めて、14日以内



誰が出しに行くの？

パパもしくはママ

※ パパ or ママが記入したものを代理の方が出してもOK！

手続きに必要なもの

- 出生届および出生証明書
(左半分が出生届、右半分が出生証明書のA3用紙です。病
院や産院で用意してあります。)
- 出生連絡票
(出生届と一緒に提出でも、後でポストに投函でもOK)
- 母子健康手帳
- 届出人の本人確認書類
(運転免許証など、当日窓口に行く人の分でOK)

★ここからは、一緒に持っていくと

POINT! **その1** 児童手当(公務員以外)と新生児世
帯応援給付金の手続きもできるから便利ですよ！

- 〈児童手当〉 □ (第1子の場合のみ) パパ or ママのうち収入が高
い方の通帳もしくはキャッシュカード
□ (第1子の場合のみ) パパ or ママの個人番号
(マイナンバー) が確認できるもの
- 〈給付金〉 □ 印鑑(パパ or ママのもの。シャチハタは×)
□ パパ or ママ名義の通帳もしくはキャッシュカード

手続きの流れ

① 入院前 赤ちゃんの名前を決めよう！

赤ちゃんの名前、ギリギリまで迷ってしまうこともあるかも。
実は名前に使うことのできる漢字が決まっているので、使え
る漢字かどうかあらかじめ調べておきましょう。
時間に余裕があるときに周りや相談しながら候補
を決めておくと、焦らなくていいですね。



② 産後14日以内 出生届を出しに行こう！

役所に出生届を提出しに行きましょう。

- ① 赤ちゃんの出生地
- ② 届出人の所在地
- ③ 届出人の住所地
- ④ 本籍地

おすすめ

里帰り出産先でも
出せちゃいます！

のいずれかの役所で提出できます。

POINT!

その1 出生届の提出と同時に行う手続きに こんなものがあるよ！

- 〈児童手当〉… P 27をチェック
- 〈乳幼児の医療費助成〉… P 25をチェック
(国保赤ちゃんは同時、社保赤ちゃんは保険証ができてから)
- 〈未熟児医療費助成〉… P 26をチェック
- 〈出産育児一時金〉(42万円)… P 23をチェック
- 〈新生児世帯応援給付金〉(10万円)
御祝い金として赤ちゃんお一人につき10万円を給付して
います。赤ちゃんの初めての住民票が福崎町であることが要
件です。

その2 出生届はどこで出すのが便利？

- ① 赤ちゃんの出生地
- ② 届出人の所在地
- ③ 届出人の住所地
- ④ 本籍地

どの役所でも出すことができますが、**その1**の手続き
を同時に行うことができるのは③届出人の住所地です。一気
に手続きを済ませたい場合は住所地で出した方が便利です。

その3 出生届を出すことで受けられる サービス！

- 〈産後ケア事業〉… P 30をチェック
家族からの支援が受けにくいママと赤ちゃんの疲労回復♪
- 〈こんにちは赤ちゃん訪問事業〉… P 31をチェック
生後2ヶ月頃に保健師がおうちに訪問して成長の確認をし
ます。
- 〈新生児聴覚スクリーニング助成事業〉… P 28をチェック
聴覚検査費用の一部助成をやってます。
- 〈赤ちゃん・パパ・ママ相談と教室〉… P 32をチェック
育児についての楽しみも不安もみんなで一緒に♪

赤ちゃんが生まれたら

健康保険の手続きを忘れずに！

健康保険は個々の健康状態にまつわる不測の事態に対し、社会が集団の力で救済する生活の安心・安定を支えるセーフティネットです。

主婦 扶養	社保 働く	国保 働く	社保 退職	国保 退職
----------	----------	----------	----------	----------



どんな制度？



健康保険に加入すると、病院の窓口での支払いが2割負担になります。▶ **Point1**

さらに、乳幼児等医療費助成制度（25ページを見てね）の手続きをすれば、支払いは0円になります。▶ **Point2**

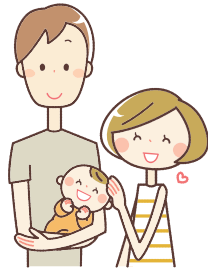


パパとママ、どちらの保険に入る？

パパ・ママが共働きなら、収入が多いほうの保険に入るのが一般的。

手当など健康保険から給付されるものも調べて選びましょう。

パパ・ママのお勤め先の健康保険に入る場合は保険料は変わらないけれど、国民健康保険に加入すると保険税がアップします。



パパ・ママが会社員や公務員か、自営業かで手続きなどが違います。

会社員や公務員の場合は、お勤め先の担当窓口で、手続きのしかたや必要なものをたずねてみましょう。

自営業などで国民健康保険に加入する場合は、出生届を提出するときに「国民健康保険に入ります」と言ってね。
※出生届の提出と同時に、国民健康保険加入の手続きをします。



手続きを忘れてらどうなるの？

病院にかかったとき、全額を立て替えて支払うことになってしまいます。

もし立て替えて支払ったときは、立て替えたお金のうち自己負担する2割分以外は、申請すれば戻ってきます。▶ **Point3**

支払いをした日から2年を過ぎてしまうと、申請できなくなるので忘れずに申請しましょう。

＜申請に必要なもの＞

- 領収書
- 診療報酬明細書（レセプト）－病院でもらいます
- 申請者の銀行口座がわかるもの

※自己負担の2割分も乳幼児等医療費助成制度から戻ってきます。こちらを忘れないように申請しましょう！

POINT!

▶ **Point1** ▶ いつまで2割負担？

小学校に入学する年の3月（小学校入学前）まで2割負担で、そのあとは3割負担です。

▶ **Point2** ▶ 乳幼児等医療費助成制度で支払いが0円になる？！

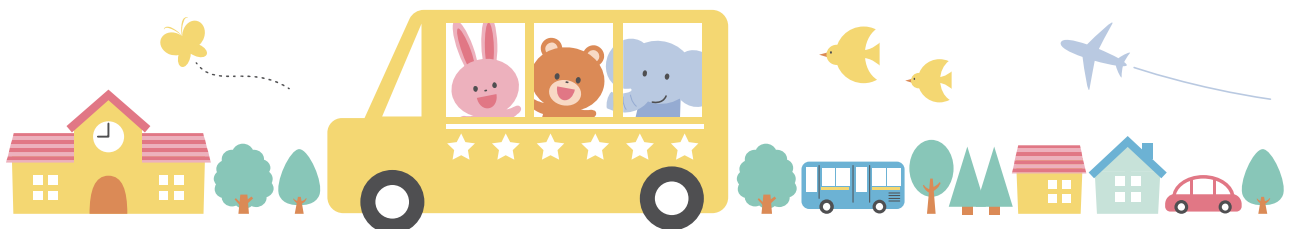
健康保険が適用される治療費などは0円になります。健康保険の対象にならないものは自己負担になるので注意しましょう！

▶ **Point3** ▶ 同じ月のうちに手続きができたときは病院に相談を！

病院にかかった月と同じ月のうちに保険の手続きができたときは、早めに病院に相談しましょう。病院で払い戻しを受けることができる場合があります。

申請に関するお問い合わせ先

パパ・ママが加入している健康保険（社会保険など）
ほけん年金課（役場1F紫の看板が目印）国保係 ☎ 0790-22-0560（内線379・355）



赤ちゃんが生まれたら

出産育児一時金の申請をしましょう

受け取り方は、(A) 直接支払制度
(B) 産後申請方式 (C) 受取代理制度 の3通り

加入してる健康保険によって手続きが異なることがあるので確認を！

主婦 扶養	社保 働<	国保 働<	社保 退職	国保 退職
----------	----------	----------	----------	----------



どんな制度？

出産育児一時金は、保険がきかない出産費用の助成として、ママが加入している健康保険からもらえるものです。▶ Point1

受け取り方は、(A)「直接支払制度」(B)「産後申請方式」(C)「受取代理制度」の3通り。▶ Point2

(A)「直接支払制度」(C)「受取代理制度」を利用した場合は、ママは42万円(※)を超えた金額だけ産院に支払えばOKです！
(※)40万8千円の場合もあります。



どんな人が対象となるの？

健康保険に加入している人

または

その被扶養者で、妊娠12週(85日)以上で出産したママ
(流産・死産などでももらえます)

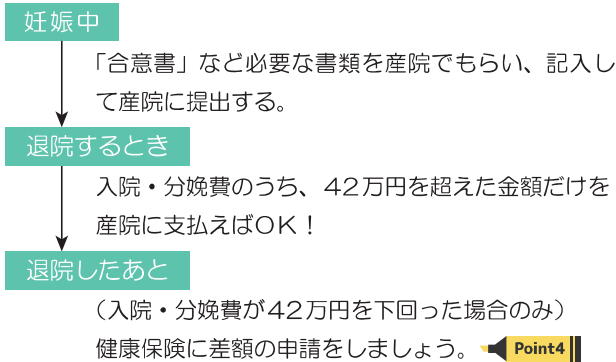
申請する時期・手続きの流れ・必要なもの

(A) 直接支払制度

＜申請する時期＞

妊娠中に手続きをします。

＜手続きの流れ＞



＜手続きに必要なもの＞

- ママの健康保険証
- 合意書など ※必要なものは産院に確認してください
※ 差額の申請をするとき
(入院・分娩費が42万円を下回ったとき)
- 出産育児一時金申請書
- 入院・分娩費の領収書
- 申請者の銀行口座の情報

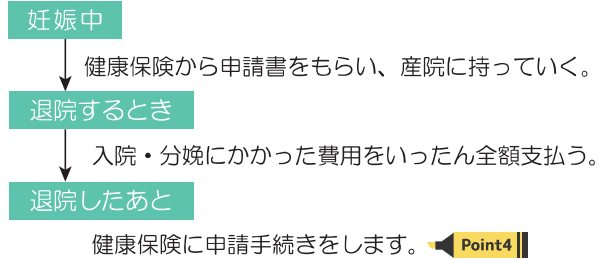


(B) 産後申請方式

＜申請する時期＞

妊娠中に準備をして、退院したあとに手続きをします。

＜手続きの流れ＞



＜手続きに必要なもの＞

- ママの健康保険証
- 出産が確認できる書類
(出生届済証明を受けた母子健康手帳など)
- 出産育児一時金申請書
- 直接支払制度を利用していないことの証明書
(提示を求められた場合)
- 入院・分娩費の領収書
- 申請者の銀行口座の情報

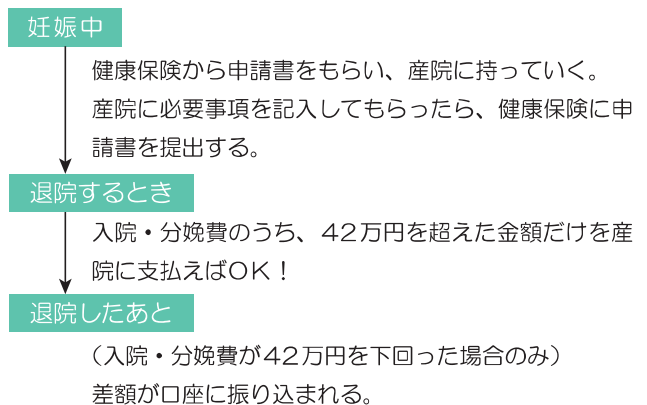


(C) 受取代理制度

＜申請する時期＞

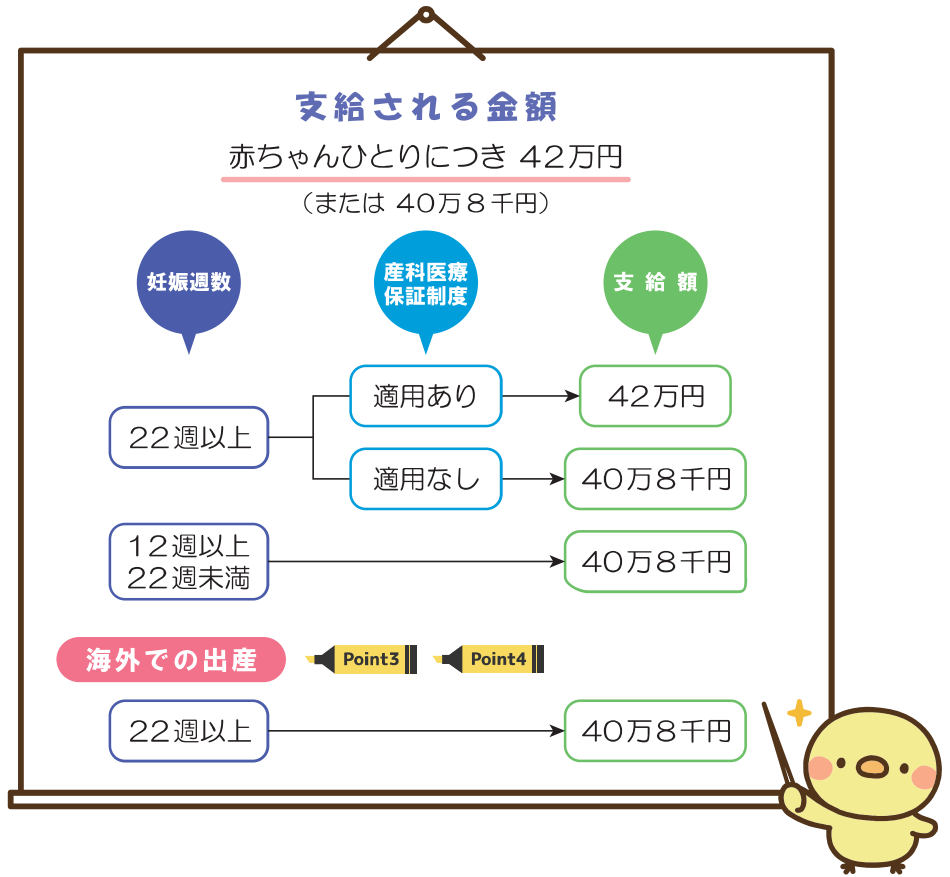
妊娠中(出産日までに)。出産予定日まで2か月以内になったら手続きをしましょう。
受取代理制度が利用できるかどうかは、産院に確認してください。

＜手続きの流れ＞



＜手続きに必要なもの＞

- ママの健康保険証
- 出産育児一時金申請書(受取代理用)
- 申請者の銀行口座の情報



POINT!

Point1 退職したママが受け取るには？

退職ママは、健康保険に継続して1年以上加入していて、退職して6か月以内の出産なら、退職前の健康保険から受け取ることもOK！ただし、両方の健康保険から二重に受け取ることはできません。

Point2 受け取り方のちがいは？

(A)「直接支払制度」

健康保険から医療機関に出産育児一時金が直接支払われるので、退院時は差額を支払うだけでOK！

多くの産院がこの制度を採用しています。

(B)「産後申請方式」

退院するときに、出産費用を全部支払い、あとで健康保険に申請して支給を受ける方法。

(C)「受取代理制度」

出産前に申請しておく、健康保険から産院に支給されるので、退院時には差額を支払うだけでOK！

直接支払制度を導入しづらい小規模な産院などで利用できます。

Point3 海外で出産したときはどうしたらいい？

出産日にママが加入している健康保険にたずねてください。

(たとえば)ママが福崎町の国民健康保険に加入している場合

海外で出産したあと、ママが帰国したら次の書類をそろえて役場ほけん年金課の窓口に出します。

<申請に必要なもの>

- 出産育児一時金申請書
- ママの国民健康保険証
- 世帯主名義の銀行口座の情報
- 出生証明書の原本
- 出生証明書の日本語訳(翻訳者の住所、氏名が書いてあるもの)
- (現地の医療機関に照会をすることの)同意書
- ママの出入国日がわかるパスポート
(出入(帰)国印(スタンプ)がない場合は、搭乗券の半券、法務大臣が交付する出入(帰)国記録のコピーなどを、パスポートと一緒に提出します)

Point4 申請はいつまでできる？

出産日の翌日から2年間。忘れずに申請しましょう。

申請に関するお問い合わせ先

直接支払制度の場合：産院

産後申請方式または受取代理制度の場合：ママが加入している健康保険の窓口

【例：国民健康保険加入ママは役場1Fほけん年金課(紫の看板が目印)】

国保係 ☎ 0790-22-0560 (内線 355・379)

赤ちゃんが生まれたら

乳幼児等・こども医療費助成の手続きをしよう

健康保険が適用される医療費について、町が保険診療分の自己負担の全額を助成し、受給者さんの費用負担を軽減する制度だよ。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

こどもが病気やけがにより医療機関を受診したときに、窓口で支払う医療費を助成する制度です。

助成を受けるには「医療費受給者証」が必要です。忘れずに手続きをしましょう。



どんな人が対象となるの？

次の3つの条件すべてを満たすお子さま

1. 0歳～18歳到達後の最初の3月31日
2. 福崎町に住所がある
3. 健康保険に加入している
※ 所得制限はありません。

助成内容

医療機関の窓口で健康保険証と一緒に「医療費受給者証」を見せることで、医療費（保険診療分）が入院・外来ともに無料になります。

※ 健康保険が適用される医療費が助成の対象です。健康診断料や予防注射料、入院の場合の差額ベッド代・食事代などの健康保険が適用されない医療費は対象となりません。

手続きに必要なもの

- お子さまの健康保険証
- 乳幼児等・こども医療費受給者証交付・更新申請書
※ ホームページで入手できます。
- パパ・ママの所得課税証明書
(1月2日以降の転入など福崎町で確認ができない場合のみ。)

申請時期

お子さまの健康保険証ができあがった後
できるだけ早く！

出産後

手続きの流れ

まずはお子さまの健康保険加入手続きをしてください。
(「健康保険に加入」→P22をチェック！)

健康保険証ができあがったら、ほけん年金課で申請をしてください。申請後、その場で「医療費受給者証」をお渡しします。

POINT!

その1 医療費受給者証を持参せずに病院を受診したときはどうしたらいいの？

医療費受給者証の発行前に医療機関を受診したり、受給者証を忘れてしまい医療費を支払った場合は、ほけん年金課で申請いただくことで医療費を払い戻します。

ただし、健康保険証も持参せず医療費を全額(10割)負担した場合は、先に加している健康保険に医療費(8割分)の支給申請をしてください。健康保険から支給決定通知書が届いてから、ほけん年金課で払い戻しの手続きをしましょう。

〈払い戻し手続きに必要なもの〉

- 医療機関が発行した領収書
- 健康保険証
- 医療費受給者証
- 振込口座のわかるもの
- 療養費等支給決定通知書
(医療費を全額負担された場合のみ)

その2 医療費受給者証は全国どこでも使えるの？

兵庫県内でしか使うことができません。里帰り出産などで県外にいるときに医療機関を受診した場合は、いったん窓口で医療費を支払ってください。

後日、ほけん年金課で申請いただくことで医療費を払戻します。手続きに必要なものは、その1と同じです。

申請に関するお問い合わせ先

ほけん年金課(役場1F紫の看板が目印) 医療年金係 ☎ 0790-22-0560 (内線: 355・356)



赤ちゃんと生まれたら

未熟児養育医療費助成

からだの発育が未熟な赤ちゃんの
入院医療費を助成します。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？



からだの発育が未熟なまま生まれてきた赤ちゃん（未熟児）は病気にもかかりやすく、できるだけ早く適切な処置が必要です。そのような入院が必要になった赤ちゃんの医療費を助成する制度です。

乳幼児等医療費助成との違いは、入院中の食事代（ミルク代）も助成されることです。



どんな人が対象となるの？

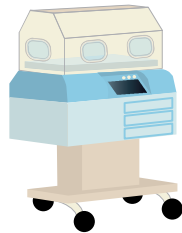
福崎町に住所がある1歳未満の赤ちゃんで、次の①か②に当てはまり、お医者さんに「指定養育医療機関」での入院が必要と診断された赤ちゃん。

① 生まれたときの体重が2,000グラム以下の赤ちゃん

② 生活力が特に弱く、次のいずれかの

症状がある赤ちゃん

- ・ 運動不安、けいれん
- ・ 体温が34℃以下
- ・ 強い黄疸
- ・ 強度のチアノーゼ
- ・ 呼吸数の異常
- ・ 排便がない など



この辺りの指定養育医療機関



- ・ 姫路赤十字病院
- ・ 姫路聖マリア病院
- ・ 姫路医療センター など

助成内容

入院費用のうち医療費（保険診療分）と食事代（ミルク代）が無料になります。

※健康保険が適用される医療費が助成の対象です。

おむつ代など健康保険が適用されないものは対象となりません。

申請時期

生まれた日から15日以内

※15日を過ぎると申請日からの助成開始となります。

手続きに必要なもの

- 養育医療給付申請書
 - 養育医療意見書（お医者さんが記入）
 - 世帯調書
 - 健康保険証（赤ちゃんが加入予定のパパかママの保険証）
 - 世帯で18歳以上の方の所得課税証明書（福崎町で確認できない場合のみ。詳しくはお問い合わせください。）
- ※申請書等はホームページで入手できます。

手続きの流れ

① 産後15日以内

必要なものをそろえて、ほけん年金課で申請してください。

「養育医療意見書」はお医者さんに記入してもらうので作成に時間がかかります。まず最初に養育医療意見書から準備しよう！



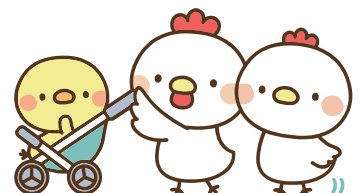
② 申請後

申請後2～3日で、ほけん年金課から「養育医療券」を送ります。医療券が届いたら早めに入院中の病院に提出してください。

ポイント！



乳幼児等医療費受給者証を持っていても、申請した病院に入院している間は「養育医療券」が優先されます。退院後は乳幼児等医療費受給者証を使ってください。



赤ちゃんが生まれたら

忘れずに…児童手当の申請をしよう

期限内に手続きをしないと、
手当額が減っちゃうかも!?

- 主婦
扶養
- 社保
働<
- 国保
働<
- 社保
退職
- 国保
退職



どんな制度?

子育てをしているご家庭の生活を支援するための手当です。



どんな人が対象となるの?

パパ・ママのうち、収入が高い方が
児童手当の【請求者】になります。

- <お子さんの条件> 0歳～中学3年生で、日本に住んでいる。
- <請求者の条件> 福崎町に住んでいる。 **Point1**

助成内容

お子さんの年齢、兄弟の人数、請求者の所得で変わります。

お子さんの年齢	児童手当の額（1人当たりの月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上 (小学校修了前)	10,000円 (第3子(※1)以降は15,000円)
中学校	10,000円
特例給付(※2)	5,000円

- (※1) 高校卒業まで(18歳になった後の最初の3月31日まで)の兄弟のうち、3番目以降のお子さんのごことです。
- (※2) 請求者の所得が一定以上の場合、年齢に関係なく、お子さん1人当たり月額5,000円になります。

所得の限度額表

扶養親族等の数(※3)	①所得制限額 所得額(万円)	②所得上限額 所得額(万円)
0人(前年末にお子さん が生まれてない場合など)	622	858
1人 (お子さん1人の場合など)	660	896
2人(お子さん1人+配偶者 を扶養している場合など)	698	934

(※3) 前年末の税金の申告で何人を扶養親族として報告しているかによります。

扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円を加算した金額になります。

①所得制限額未満の場合、【助成内容】の年齢に従った金額を支給します。(月額10,000円～15,000円)

①以上、②所得上限額未満であれば、特例給付(月額5,000円)を支給します。

令和4年10月支給分から、②以上の場合、児童手当は支給されません。



申請はいつまでに?

出生の翌日から15日以内

期限内に申請することで、出生の翌月分から支給できます。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなるのでご注意ください。

※足りない書類があっても申請は可能です。必ず期限内に申請しましょう。(不足書類は後日持ってきてもらうことになります。)

手続きに必要なもの

- 認定請求書(出生届出時にお渡しします。)
 - 請求者名義の通帳
 - 請求者・配偶者の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの
 - 本人確認書類(運転免許証等)
- ※上記以外にも、ケースによっては必要な書類が増える場合があります。

手続きの流れ

<出生後15日以内>

必要なものをそろえて住民生活課で申請してください。

【ご注意ください! 公務員は勤務先にて手続きとなります。】

福崎町が請求者の住所地であり、平日に出生届を出す場合には、出生届と同時に児童手当の申請手続きをするとスムーズです。(手続きに必要なもの)を出生届と一緒に持参しましょう。 **Point2**

受け取り時期

6月、10月、2月に、指定の口座へ振り込みます。

POINT!

Point1 〓 お子さんが福崎町に住んでいて、パパ・ママのうち収入が高い【請求者】が福崎町外に住んでいる場合は、請求者の住所地で児童手当の申請をします。単身赴任の場合などですね!

Point2 〓 休日(特に大型連休中)に出生届を出す場合、もしくは住所地以外で出生届を出す場合も、必ず出生の翌日から15日以内に申請してもらうことになります。期限内に手続きが間に合わないときは、事前にご相談ください。

こんなとき、どうしたら…

収入はパパの方が多くても、離婚を考えていて既に別居中。子どもと一緒に住んでいるママが児童手当の請求者になれないかな? ➡ 条件を満たす場合は可能です。ご相談ください。

赤ちゃんが生まれたら

新生児聴覚スクリーニング検査費助成

検査は、**出産した医療機関で、
出生後1週間以内**に行われるよ

主婦
扶養

社保
働<

国保
働<

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

赤ちゃんは1,000人に1~2人、生まれつき耳の聞こえに障害があると言われています。早く発見し適切な支援を受けることにより、言葉の発達を促し、情緒や社会性を育てることができます。できるだけ早く障がいを見出すために新生児聴覚スクリーニング検査が必要です。

生まれた赤ちゃんが産婦人科医療機関で行う聴覚検査の費用の一部を助成する制度です。



申請時期と検査

妊娠中 ~母子手帳受け取り時に~

ふくさきっこステーション（保健センター）で助成券の申請をしてください。助成券をお渡しします。

※妊娠中に転入された方は、転入手続き終了後、母子健康手帳を持参し保健センターで申請してください。

検査を受けるとき

新生児聴覚スクリーニング検査を受けるとき、「新生児聴覚検査費助成券」を医療機関に提出してください。



どんな検査？



赤ちゃんが眠っている状態で小さい音を聴かせて、得られる反応を測定し精密検査の必要性を判定する検査です。眠っていれば検査は数分で終わります。赤ちゃんが不快に感じることはなく、薬も使いません。判定の結果、必要な場合は精密検査を受診していただきます。



検査時期はいつ？

出産した医療機関で、**出生後1週間以内**に行なわれます。

助成される金額

赤ちゃん1人あたり1回の検査費の一部（**上限5,000円**）を助成します。検査費が5,000円を超える場合は自己負担となります。検査費用は医療機関によって異なります。

POINT!

助成券は兵庫県内の委託契約をしている医療機関のみで使用できます。助成券の使用ができない医療機関での妊婦健診は、手続き終了後、上限額の範囲内で検査費用をお支払いします。

検査日から6か月以内にふくさきっこステーション（保健センター）で手続きをしましょう。

〈手続きに必要なもの〉

- 医療機関が発行した新生児聴覚スクリーニング検査費の領収書
- 母子健康手帳
- 新生児聴覚検査費助成券
- 振込口座のわかるもの

申請に関するお問い合わせ先

ふくさきっこステーション（保健センター） 保険係 ☎ 0790-22-0560（内線：361・363）



赤ちゃんが生まれたら

出産手当金ってなに？

産休中の生活を支えるために、お勤め先の健康保険から一定額が支給されるよ。

社保
働く

社保
退職

※条件によって対象



どんな制度？

出産のためお勤め先を休んだときは、その間はお給料がもらえないケースが大半です。出産手当金は、産休中のママがお金のことを心配せず安心してお休みできるように、お給料の代わりに健康保険または共済組合から支給してもらえる手当金です。



どんな人が対象となるの？

お勤め先の健康保険または共済組合に加入しているママで、出産のために休業している人

※健康保険によってはもらえない場合もあるので、必ずお勤め先に確認しましょう。

※契約社員やパートでも、お勤め先の健康保険に加入している場合は適用されます。



申請時期

一般的には、産後56日を過ぎてから一括して申請します。

※申請期限は2年です。

※産前分と産後分を別々に申請することもできます。

受け取り時期

申請から1～2か月後

支給される金額

$(標準報酬月額 \div 30) \times 2/3 \times 休んだ日数$

産前42日（双子以上の場合は98日）と産後56日の98日分の間で、お勤め先を休んだ日が産休扱いとなります。実際の出産日が予定日より遅れた場合は、遅れた日数分も含めることができ、もらえる金額も変わります。

※標準報酬月額とは…

給与などの金額に応じて、健康保険や厚生年金保険が定めている金額のことです。基本給のほか、通勤手当、住居手当、残業手当などの各種手当を加えた1か月の総支給額をもとに計算されます。



手続きに必要なもの

- 健康保険出産手当金支給申請書
- 事業主の証明書
- 健康保険証
- 申請者の銀行口座の情報



手続きの流れ

- 妊娠中** お勤め先で受給資格と手続き内容を確認しましょう。
- 産休前** お勤め先で健康保険出産手当金支給申請書をもらう。
- 入院時** 申請書に必要事項を記入して、産院に持って行く。
- 入院時** 産院で申請書に記入を依頼する。
(医師・助産師の記入欄があります)

産休終了後

- ① お勤め先担当部署に申請書を提出する。(健康保険への申請)
※職場への提出は、郵送でよい場合が多いようです。
自分で健康保険へ提出するケースもあるようなので、いずれも事前にお勤め先に確認しておきましょう。
- ② 指定した口座に振り込まれる。

POINT!

その1 加入先により制度が異なる？

金額の計算方法や手続きに必要なものなどは、加入する健康保険や共済組合により異なる場合があります。「手続きの流れ」にもあるように、お勤め先で事前に確認をしましょう。

その2 お勤め先から給料が出る場合も手当金がもらえる？

産休中に、お勤め先から約2/3以上の給料が出る場合は、出産手当金はもらえません。2/3未満の給料が出る場合は、出産手当金との差額分が支給されます。

その3 退職者でももらえる？

一定の要件を満たせば受給が可能な場合がありますので、お勤め先に確認してみましょう。ただし、お勤め先の健康保険を任意継続した場合は対象外ですので注意してください。

赤ちゃんが生まれたら

産後ケア事業

宿泊サービス・通所サービス（日帰り）
・訪問サービスがあるよ。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

産後に家族からの支援が受けられず、子育てや健康上の不安があるお母さんを対象に、ご自宅に訪問したり、医療機関や助産院にて、宿泊や通所サービスを実施して、赤ちゃんとの新生活を支援する事業です。



どんな人が対象となるの？

- ・ 生後6か月未満の赤ちゃんとお母さん
- ・ 家族から家事や子育てなどの十分な支援が受けられない方
- ・ 子育てや健康上の不安がある方
※医療行為が必要な方は利用できません。



サービス実施事業者



- ・ 姫路赤十字病院
- ・ 市立加西病院
- ・ 姫路聖マリア病院
- ・ いのうえ助産院
- ・ まつだ助産院
- ・ みさ助産院
- ・ おおつか助産院

利用料金

【宿泊サービス】

1日あたり 2,000円（例2泊3日 6,000円）

【通所サービス】

1回あたり 1,600円

【訪問サービス】

1回 700円（乳房ケアを含む）

- ※ 乳房ケアがない場合は無料です。
- ※ 生活保護世帯は全て無料です。



サービスの種類

＜宿泊サービス、通所サービス（日帰り）＞

産婦人科病院や助産院に宿泊、または通所し、心身のリフレッシュを行いながら、乳房ケアを受けたり、育児に関する相談ができます。

※ 利用日数は宿泊・通所合わせて原則7日以内です。

＜訪問サービス＞

自宅に助産師が訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康管理や乳房ケア、育児のサポートを受けることができます。



手続きの方法

- 1 ふくさきっこステーション（保健センター）に連絡し、悩み事や困っていることをお伝えください。



- 2 ふくさきっこステーション（保健センター）が利用認定をします。利用認定の結果はお電話でお伝えします。
- 3 認定された方は申請書をお渡ししますので、申請書を提出してください。申請書はふくさきっこステーション（保健センター）に取りに来てください。外出が難しければFAXで送ったり、保健師が直接自宅に訪問します。

サービス利用の流れ

宿泊サービス・通所サービス

- 1 ふくさきっこステーション（保健センター）が病院や助産院と調整し、日程調整を行います。
- 2 日程が決定したら、お母さんに連絡します。
- 3 決定した日に病院や助産院に行ってください。

訪問サービス

- 1 訪問する助産師から日程調整の連絡があります。
- 2 予定の日にお母さんがご自宅に訪問します。



赤ちゃんが生まれたら

こんにちは赤ちゃん訪問事業

保健師と一緒に赤ちゃんの成長を確認しましょう。
予防接種や健診のご案内もしています。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

保健師がご自宅に訪問し、お子さんの成長をお母さんと一緒に確認します。子育てに関することや産後の体調のことなど不安や悩みがあれば何でも相談してください。



どんな人が対象となるの？

福崎町に住民票のあるすべての赤ちゃん

新生児訪問もあるよ

保健師や助産師がご自宅に訪問し、お子さんの成長を確認したり、子育てや産後の体調のこと、授乳についての相談を受けます。

※ 里帰り先での訪問をご希望の場合には、福崎町から里帰りに依頼をし、里帰り先の市町から訪問してもらえます。

【対象】 生後28日までの赤ちゃん

【手続きの流れ】

- ・ 母子健康手帳交付時にお渡しする、出生連絡票の「新生児訪問を希望する」の欄に○をつけてふくさきっこステーション（保健センター）に提出してください。
- ※ 郵送や役場の出生届時に持ってきてOKです。
- ・ ふくさきっこステーション（保健センター）から状況確認の連絡があります。
- ・ 担当の保健師または助産師から連絡があります。日程調整をします。
- ・ 調整した日時に担当の保健師または助産師がご自宅に訪問します。



- ・ 初めての育児で不安がある…。
 - ・ 赤ちゃんの成長と一緒に確認したい！
 - ・ 授乳のことで困っていることがある。
 - ・ 赤ちゃんのことや育児のことについて教えてほしい！
- このような相談・悩みがあれば利用してみてください！



いつ？

生後2か月頃にご自宅に訪問します。



訪問でなにをするの？

- ・ 体重を計ったり、お母さんに普段の様子を聞いたりして、赤ちゃんの成長を確認します。
- ・ 子育てや産後の体調について不安や悩みがあればお伺いします。
- ・ 生後2か月から始まる予防接種や今後の健診・教室についてご案内します。
- ・ 子育てに役立つ冊子や赤ちゃんの絵本をプレゼントしています。



手続きの流れ

- 1 生後1～2か月ごろに
訪問する保健師から日程調整の電話があります。
- 2 約束した日時に保健師がご自宅に訪問します。

養育支援訪問

産後うつや育児ノイローゼなど、継続的な訪問が必要な場合に助産師または保健師が家庭訪問し、お母さんの心身のケアや育児支援を行います。

【対象】 子育て中のお母さん

【手続きの流れ】

- ・ まず電話で相談いただき、保健師が訪問等により状況確認を行います。
- ・ 所定の申請用紙に記入いただき、ふくさきっこステーション（保健センター）へ提出していただきます。
- ・ 利用決定しましたら、訪問日を調整し、利用開始となります。



申請に関するお問い合わせ先

ふくさきっこステーション（保健センター） ☎ 0790-22-0560（内線：361・363）

こんにちは赤ちゃん訪問事業 （民生委員版） 民生委員・児童委員が絵本を プレゼントしに行くよ！

どんな制度？：お住まいの地区の民生委員・児童委員が、ご自宅へ訪問します。

どんな人が対象となるの？：ふくさきっこステーション（保健センター）で3か月児健診を受けた赤ちゃん。

内容：民生委員・児童委員から赤ちゃんへ絵本をプレゼントします。

手続きの流れ：保健センターでの3か月児健診時に、訪問を承諾していただける世帯に連絡先をご記入いただきます。その後、民生委員・児童委員がご記入いただいた連絡先に事前連絡のうえ、ご自宅へ訪問します。

申請に関するお問い合わせ先：福祉課（役場1F緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：354・364）

ポイント!



民生委員・児童委員は、福祉や子育てなど地域住民からの相談に応じ、さまざまな支援を行っています。民生委員・児童委員と実際に会話を交わし、顔見知りになっていただき、子育てに関する悩みなどを相談しましょう。また、自治会行事などに興味があるご家族も、民生委員・児童委員へお尋ねください。



赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃん・パパ・ママ相談と教室

やさしい助産師さんと自称かわいい
管理栄養士がまってるよ。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職

母乳育児相談

母乳栄養に関する悩みや不安のあるお母さんに、助産師が母乳ケアを行い、育児に関する相談を受け付けます。



こんな悩みありませんか…？

- ・母乳で育てたいけど、母乳が十分にでていない心配
- ・赤ちゃんがよく泣いて寝ない、母乳不足…？
- ・授乳がうまくできない…。飲ませ方を教えてほしい！
- ・卒乳したいけどどうしたらいいの？
- ・胸が張って痛い…。

このような悩みがあれば、ぜひ利用してください。

【実施日】毎月第2・4木曜日 ※日時は相談の上、変更可能です。

【場所】ふくさきっこステーション（保健センター）

【利用料】1回 600円

【利用期間】産後約1年まで

【利用方法】

- ① ふくさきっこステーションに申し込みの連絡をください。その時に、どんなことについて相談したいのかお伺いし、予約日時を決定します。
- ② 決定した日時に必要な物を持参しふくさきっこステーションに来てください。

〈必要なもの〉バスタオル1枚、フェイスタイル3枚、母子健康手帳、オムツ、ビニール袋（濡れタオルを入れる袋）

赤ちゃん和妈妈のふれあい教室

助産師による講話とベビーマッサージ・産後ヨガ体験をとおして、お子さんの健やかな成長とお母さんの健康を応援します。

【実施日】毎月第2木曜日

※詳しい日程は赤ちゃん訪問の際にお知らせします。

【場所】ふくさきっこステーション（保健センター）

【対象】生後2か月～おおむね6か月までの赤ちゃん和妈妈
※1組3回までです。

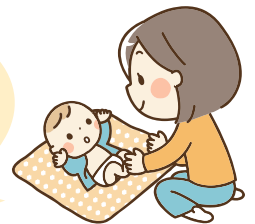
【内容】ベビーマッサージ、助産師のお話、産後ヨガ

【利用方法】

- ① ふくさきっこステーションに参加希望の連絡をし、予約をしてください。
- ② 予約した日時に必要な物を持参しふくさきっこステーションにお越しください。

〈必要なもの〉バスタオル1枚、布オムツ or タオル2枚、おねしょシート（レジャーシート）1枚、水分（お茶・ミルクなど）、母子健康手帳

赤ちゃん楽しくふれあい、
親子の絆をより深めましょう。
赤ちゃんの便秘や親子の
ストレス解消にも効果的です！



料理一年生食育講座「ビギナーズ」

子育て世代の方を中心に、管理栄養士が栄養バランスのとれた献立を考え、参加者のみなさんと一緒に調理し、料理の基本や時短のコツ、食に関する豆知識を学んでいただく食育教室を開催しています。たまにはゆっくりとお母さん同士楽しみながら料理しませんか？

～子育てママさんの悩み～

- ・子ども喜んで食べてくれる料理を作りたい…
- ・バランスのよい食事は体に良いって言われるけど、どんなものがいいの？
- ・毎日同じような料理になってる… 栄養大丈夫かな？

このような悩みがあるママさん！ぜひ参加してみてください♡

【実施日】毎月第2金曜日

※詳しい日程は保健センターにお問い合わせください。

【場所】保健センター

【対象】子育て中の方、妊婦さんなど（町内に住所のある方）

【参加費】1回につき 400円（材料代）

【必要な物】米（1人0.5合）、エプロン、三角巾

【申込方法】保健センターに申込みの連絡をください。



調理中は、保育士による託児があるので、お母さん同士、楽しくお話ししながらできます♡
料理ができたらお子さんも一緒に食事を楽しみましょう！

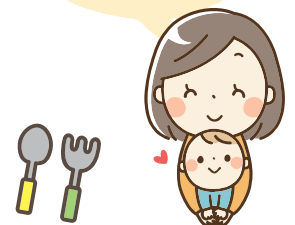


託児があるので、ゆっくりと料理ができ、他の参加者の方と話ができよかったです。料理のレパートリーも増えました！



旬の食材を使った栄養満点の献立です！お子さんも一緒に楽しみながら調理できるようレシピも工夫しています♪

離乳食の相談なども気軽にどうぞ♡



赤ちゃんが生まれたら

国民年金保険料（産前産後期間の免除制度）

その他各種支援制度（いろいろな支援制度を利用しよう）

保険料を免除された期間も保険料を納付したものととして将来受け取る老齢基礎年金の受給額に反映されるんだ。

主婦
扶養

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

国民年金第1号被保険者（自分で国民年金保険料を納めている人）が出産時に申請すると国民年金保険料が一定期間免除される制度です。



どんな人が対象となるの？

国民年金第1号被保険者

20歳から60歳までの自営業者とその家族、学生、無職の人などです。

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から
4か月間

（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）

申請時期

出産予定日の6か月前から

手続きに必要なもの

□ 母子健康手帳

※ 被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。



手続きの流れ

- 1 ほけん年金課に備付の書類に記入して届出してください。（届出書類は日本年金機構のホームページから入手できます。）
- 2 役場から年金事務所へ書類を送付します。
- 3 年金事務所から申請者に免除決定通知が届きます。

POINT!

- その1 || 出産とは妊娠85日以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）
- その2 || 届出を行う機関について、すでに保険料の免除や納付猶予を申請し承認されている場合でも、産前産後期間免除の届出をすることができます。

申請に関するお問い合わせ先

ほけん年金課（役場1F紫の看板が目印） 医療年金係 ☎0790-22-0560
姫路年金事務所 ☎079-224-6382



赤ちゃんが生まれたら

育児休業給付金ってな～に？

原則として雇用保険の被保険者の期間が1年以上の方で、
休業開始前の賃金の67%が支給されるんだ。

社保
働く

国保
働く

※条件によって対象



どんな制度？

育児休業中、お勤め先から給料が一定額以上もらえない場合に、生活のサポートのため雇用保険から2か月ごとにもらえる給付金です。



どんな人が対象となるの？

雇用保険に加入し、職場へ復帰をすることを前提に
育児をとっているパパ・ママ

※その他、一定の要件があるので注意しましょう。

手続きに必要なもの

- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- 育児休業給付受給資格確認票
- (初回のみ) 育児休業給付金支給申請書
- 出勤簿や賃金台帳など申請書の記載内容が分かる書類
- 母子健康手帳
- マイナンバーが分かるもの ※申請書に記載が必要
- 申請者の銀行口座の情報 ※申請書に記載が必要

申請時期

初回 ⇒ 育児開始時
2回目以降 ⇒ 2か月ごとの手続き

※申請期限は、育児開始日から4か月を
経過する日の属する月の末日までです。

支給される金額

支給期間：(原則) 子どもの1歳の誕生日の前々日まで

- ◎ 最初の6か月(180日まで)
賃金月額×67%(上限301,902円)×休んだ期間
- ◎ 6か月以降(181日以降)
賃金月額の50%(上限225,300円)×休んだ期間

※ 休業中に80%以上の賃金が支払われている場合は、育児休業給付の支給額は0円となります。
80%に満たない場合でも、収入額に応じて支給額が減額されます。



受け取り時期

申請後、約3～4か月後に初回がもらえ、その後は2か月に一度、2か月分をまとめてもらえます。

手続きの流れ ※ママの場合

妊娠中 お勤め先で受給資格の有無と手続き内容を確認する。

産休前 お勤め先で、育児休業給付金支給申請書などをもらい、他の必要書類を確認する。

※ 2回目以降の手続き方法についても確認しましょう。

産後(産休中)

申請書に必要な事項を記入して、お勤め先に提出
※ 職場への提出は、郵送でよい場合が多いようです。
自分でハローワークへ提出するケースもあるようなので、
いずれも事前にお勤め先に確認しておきましょう。

育児中 初回：提出から約3～4か月後に振り込まれる。
2回目以降：2か月ごとに手続きする。

→ 2か月分が2か月に1回振り込まれる

POINT!

その1 || 育児期間が延長された場合、給付金はどうなるの？

保育所に入所できない等の理由により、子どもが1歳6か月になるまで育児休業を延長(1歳6か月の時点でも同様の場合は、子どもが2歳になるまで再延長)した場合は、給付金の延長申請が可能です。

その2 || パパママ育休プラスを利用した場合、給付金はどうなるの？

パパ・ママ一緒に交代で育児休業をする場合(パパママ育休プラス制度)は、子どもが1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで給付金がもらえます。



赤ちゃんが生まれたら

医療費控除（確定申告）

家族みんなの医療費の合計が年間10万円超か所得の5%超で税金が戻る可能性アリ！
申告時期は医療費を払った年の翌年2～3月

主婦 扶養	社保 働く	国保 働く	社保 退職	国保 退職
----------	----------	----------	----------	----------



どんな制度？

1月～12月に支払った家族の医療費を合計して10万円（※1）を超えれば確定申告を！！ ★どうして??

所得税の一部が戻ってくるだけでなく、翌年の住民税が下がることも。申告はいたって簡単です。出産で費用がかさんだという方、申告をしてみてください。



※1 10万円未満でも医療費控除ができるケースも。
⇒【どんな人が対象となるの?の②】をみてね。



どんな人が対象となるの？

1年間の家族の医療費の合計が

- ① 10万円 又は
 - ② 所得金額 × 5%
- のどちらか低い方の金額を超える方。



医療費の合計は、出産育児一時金や治療にあたり生命保険会社等から補てんされた金額などを引いて計算します。



いつ申告するの？

医療費を支払った年の翌年2月16日～3月15日の間に確定申告をしてください。おうちのパソコンからできる電子申告（e-Tax）は1月から受付しています。



どこで？

姫路税務署 又は 福崎町の開催する申告会場。

※ おうちのパソコンやスマートフォンでもできます。



内容

医療費控除は、申告をすることで課税される所得が下がり、それに伴って所得税が戻ってくるという制度です。つまり、所得税を納めていない方はお金が戻ってこないのでご注意ください。

所得税は戻ってこないけど、住民税は下がらないかなあ…

と思われる方は、
税務課にお問い合わせを！



もどってくる金額

【医療費の合計額－10万円（又は所得金額の5%）】
× 所得税率

（返ってくる金額は、納めている所得税の額が最大。）

手続きに必要なもの

- 確定申告書
 - 医療費控除の明細書（国税庁ホームページから入手できます。）
 - 源泉徴収票や申告者の通帳など確定申告時に必要な書類。
- ※ ふるさと納税をした方などは、一緒にふるさと納税も申告をする必要があります。

手続きの流れ

- ① 1月～12月の家族の領収書や保険組合から送られてくる医療費の明細通知、補てん額が書いてある通知書などを保管する。
 - ② 領収書や明細通知を元に「医療費控除の明細書」を作成して合計額を計算する。※2
 - ③ 申告期間中に姫路税務署又は福崎町の開催する申告会場で申告をしてください。ほかに、おうちのパソコン等から簡単に申告資料が作成できます。（国税庁「確定申告書等作成コーナー」参照）申告に必要な書類は、国税庁ホームページを参照いただくか、姫路税務署又は役場にお問い合わせください。
- ※2 明細書作成の際に使用した領収書等は提出の必要はありませんが、5年間は保管する必要があります。（医療費通知は要提出・電子で申告する場合は不要）



ポイント！



- 一般的に、ご家族の中で所得の多い方で医療費控除をするケースが多いです。但し、医療費の合計が10万円を超えていない場合でも、合計所得の5%が医療費の合計金額未満の場合、その方で申告ができます。
- 入院時の食事代、お医者さんの指示による差額ベッド代も医療費控除の対象になります。
- 電車やバスなどの公共交通機関で通院された場合の交通費も医療費控除の対象となります。（支払った金額はメモに残しておきましょう）
- 医療費を補てんする目的でない出産手当金や傷病手当金は医療費の合計額から引かなくてもいいものです。

医療費として認められるもの		医療費として認められないもの
<ul style="list-style-type: none"> ◎妊婦定期健診費 ◎分娩費 ◎入院費 ◎不妊治療費 ◎通院にかかる交通費（公共機関）・タクシー代（緊急時や電車・バス等の利用ができない場合） ◎産後1か月健診 	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ◎妊娠検査薬代 ◎妊婦用下着代 ◎入院中のパジャマや洗面用具などの購入費 ◎赤ちゃんのおむつ代やミルク代 ◎マイカー通院時のガソリン代や駐車場代 ◎無痛分娩講座や胎児教室などの受講費用
<ul style="list-style-type: none"> ◎診療費、治療費 ◎治療に必要な薬代（市販薬等含む） ◎入院のための水枕や氷のう、ガーゼなどの購入費（医師の指示により病院で購入した場合） ◎PCR検査費用（医師等の判断による場合など） ◎入院中の食事代 ◎医師の指示による差額ベッド代 ◎子どもの歯列矯正のための費用 ◎治療のためのハリ、マッサージ代 ◎医師が必要と認めた松葉杖や補聴器の購入費 	ほか	<ul style="list-style-type: none"> ◎医薬部外品（ビタミン剤やサプリ、漢方薬）（医薬品で治療に必要なものは対象です） ◎予防接種代 ◎健診費用、人間ドック代（結果により病気が見つかり治療を受けた場合は対象になります） ◎入院中の散髪代 ◎付添人の食事代 ◎めがね購入費（医師の治療を受けるためなら対象になる）

赤ちゃんが生まれたら

セルフメディケーション税制（確定申告）

医療費控除の特例（健康増進や疾病予防のための医薬品購入など）申告時期は対象商品を購入した年の翌年2～3月だよ。

- 主婦
扶養
- 社保
働<
- 国保
働<
- 社保
退職
- 国保
退職



どんな制度？

平成29年分からはじまった医療費控除の特例制度です。該当する医薬品（スイッチOTC医薬品）を1月～12月に購入した額が家族分含めて12,000円を超えた場合、申告できます。従来の医療費控除と同じ考え方で、所得税の一部が戻って来たり住民税が下がります。

医療費控除に比べてより少ない支払額で所得税が戻ってきます。医療費控除との併用はできません。医療費控除かセルフメディケーション税制のどちらかを選択します。



どんな人が対象となるの？

次の①～③のすべてにあてはまる方が対象となります。

- ① 1年間のスイッチOTC医薬品購入の金額の合計（家族分）が12,000円を超える。
- ② 人間ドック、健康診査、予防接種を受けるなど健康増進や予防のために一定の取組を行っている。
- ③ 所得税や住民税を納めている。



いつ申告するの？

購入された年の翌年2月16日～3月15日の間に確定申告をしてください。電子申告は1月から受付できます。



どこで？

姫路税務署 又は 福崎町の開催する申告会場。
※ おうちのパソコンやスマートフォンでもできます。

内容

セルフメディケーション税制も、申告をすることで所得控除により、スイッチOTC医薬品購入金額の一部が戻ってくるという制度です。医療費控除との違いは、治療ではなく健康増進等のための制度です。

もどってくる金額

【スイッチOTC医薬品の購入費 - 12,000円】
（最高88,000円）× 所得税率

手続きに必要なもの

- 確定申告書
- セルフメディケーション税制の明細書
➔ 1年間の領収書等を見て作成しましょう。
- 一定の取り組みを行ったことを明確にする書類（健康診断の結果表や領収書など）

手続きの流れ

医療費控除の手続きと同じ流れです。様式は「セルフメディケーション税制の明細書」を使います。（様式は国税庁ホームページから入手できます。）

<対象商品の見分け方>

- ・薬局等のレシートにマークがついている（例：☆マーク等）
- ・セルフメディケーションマークが入っている。➔
- ・厚生労働省のサイトで対象品目が確認できる。

<対象となる健診>

- ・定期健康診断（勤務先で受けるもの）
- ・健康診査（病院や自治体で受けるもの）
- ・特定健康診査
- ・インフルエンザなどの予防接種
- ・人間ドック、がん検診

ポイント!



- ・対象品目には湿布や目薬などもあります。普段何気なく薬局で購入している商品が対象になっています。レシートをチェック!
- ・おひとりでは医療費控除との併用はできませんが、共働きの場合、お父さんで医療費控除、お母さんでセルフメディケーション税制の申告は可能です。

申告に関するお問い合わせ先

姫路税務署 ☎ 079-282-1135（代表）

税務課（役場1F オレンジの看板が目印）住民税係 ☎ 0790-22-0560（内線 344・345）

赤ちゃんが生まれたら

医療費が高くなってしまったら高額療養費を申請しよう

自己負担限度額を超えた医療費が戻ってきます。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

入院が長引いたり、何度も入院したりすると、病院での支払額が大きくなってしまふことがあります。

「高額療養費」は、同じ病院など(※)で支払った1か月(1日から月末まで)の医療費が自己負担限度額を超えた場合、医療費が戻ってくる制度です。▶ **Point1**



※2つ以上の病院などでも、条件を満たせば対象になります。



どんな人が対象となるの？

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた人

医療費は保険適用される(3割負担で受けられる)診療に対して支払った費用のこと。妊娠や出産にかかる費用は、基本的には健康保険が使えません。▶ **Point2**

医療費が高くなりそうなことが事前にわかっているときは

妊娠中の長期入院や帝王切開などで医療費が高額になりそうなときは、事前に健康保険で「限度額適用認定証」の申請をしましょう。

保険証といっしょに産院の窓口で提示すれば、窓口では自己負担限度額までを支払えばOK!

<手続きに必要なもの>

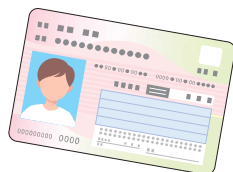
- 健康保険証
- 限度額適用認定申請書



マイナンバーカードで簡単・便利に!

マイナポータルで事前に登録しておけば、マイナンバーカードが健康保険証として使えます。

その場合、「限度額適用認定証」がなくても高額療養費制度を利用できるので、窓口では自己負担限度額までを支払えばOK!とても便利です。



もどってくる金額

自己負担限度額を超えた分の金額

手続きに必要なもの

- 健康保険証
- 医療費の領収書
- 高額療養費支給申請書
- 申請者の銀行口座の情報が見えるもの



手続きの流れ

退院するとき 診療費等の3割を支払って、領収書をもらう。

退院したあと 加入している健康保険で申請書をもらい、申請する。▶ **Point1**

1~3か月後 申請先から自己負担限度額を超えた分が振り込まれる。(場合によってはもう少し時間がかかる場合があります)

POINT!

▶ **Point1** 自己負担限度額はいくら？

年収などによって変わるので、加入している健康保険に確認してください。

▶ **Point2** 健康保険が使えるのはどんなとき？

(妊娠中)

重症妊娠悪阻(つわり)
妊娠高血圧症候群、早産、
さかごなどの超音波審査 ほか

(入院中・出産後)

帝王切開、吸引分娩、
微弱陣痛の際の陣痛促進剤、
死産、集中治療室に入る場合 ほか



社会保険の場合：加入している健康保険の窓口
国民健康保険の場合：ほけん年金課(役場1F紫の看板が目印) 国保係
☎ 0790-22-0560 (内線 355・379)

申請に関するお問い合わせ先

すくすく元気に育ってね

乳幼児健康診査を受けよう

母子健康手帳の保護者の記録のページを
健康診査までに記入しよう。

主婦
扶養

社保
働く

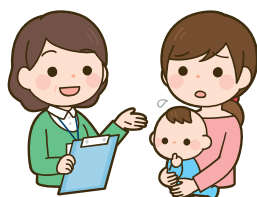
国保
働く

社保
退職

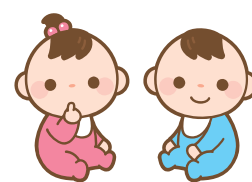
国保
退職



乳幼児健康診査って？



子どもの心身の健康状態を確認して、病気などを早期発見するための大切な健診です。子どもの発育・発達には個人差があり、いろいろな不安や疑問が出てきます。乳幼児健康診査では医師・歯科医師による診察、保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談をすることができます。対象月齢になったら必ず受診しましょう。会場はいずれもふくさきっこステーション（保健センター）です。



健診名	対象児	内容	実施日	受付時間	
3か月児健診	3か月児	身体計測、整形外科診察、子育てや赤ちゃんの栄養についての相談	毎月 第4水曜日	13:15 ～ 13:45	赤ちゃん訪問の時に日時をお知らせします。お知らせした日時に受診してください。
4か月児健診	4か月児	身体計測、内科診察、子育てや赤ちゃんの栄養についての相談 ※BCGの接種も同時にしています！	毎月 第3火曜日	13:15 ～ 13:45	
1歳6か月児健診	1歳9～ 10か月児	身体計測、内科・歯科診察、歯磨き指導や子育て・栄養についての相談	奇数月 第3水曜日	13:15 ～ 13:45	健診日の1か月程前に個別に通知します。お知らせした日時に受診してください。
3歳児健診	3歳3～ 4か月児	身体計測、内科・歯科診察、視覚検査、歯磨き指導や子育て・栄養についての相談	偶数月 第3水曜日	13:15 ～ 13:45	
5歳児健診	5歳0～ 1か月児	身体計測、歯科診察、体操、歯磨き指導や子育て・栄養についての相談	奇数月 第4金曜日	13:00 ～ 13:45	

すくすく元気に育ってね

健康相談・健康教室を開催しているよ

育児で困っていること・不安なことなど、
さまざまな相談をお受けします。

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

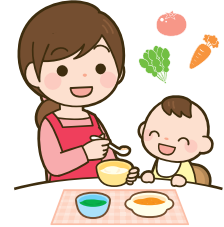
社保
退職

国保
退職



どんなことをするの？

保健師・栄養士が赤ちゃんの月齢に合わせて、発達や離乳食についてのお話をします。子どもの成長はひとりひとり違います。お子さんの発達・食事のことやお母さんが育児で困っていること・不安なことなど、さまざまな相談をお受けします。



会場はいずれもふくさきっこステーション（保健センター）です。

教室名	対象	内容	実施日	受付時間	参加方法
7か月児の まんまクラブ	7か月児と その保護者	◎身体計測 ◎保健師・栄養士による育児や 離乳食に関するお話や親子遊び ◎個別相談 ★お母さん同士の育児に関する 悩みを共有したりしています。 また、図書館のスタッフが絵本 を読みブックスタートの説明を します。	毎月 第2水曜日	9:45 ～ 10:00	教室の1か月程前に 個別に通知します。 お知らせした日時に 受診してください。
10か月児の あばばクラブ	10か月児と その保護者	◎身体計測 ◎保健師・栄養士による育児や 離乳食に関するお話や親子遊び ◎個別相談 ★お母さん同士の育児に関する 悩みを共有したりしています。	毎月 第4水曜日	9:45 ～ 10:00	
1歳 お誕生日相談	1歳児と その保護者	◎身体計測 ◎保健師・栄養士による個別相 談（お子さんの発達や育児・栄 養についての相談を個別に受け ます。）	毎月 第2月曜日	9:30 ～ 10:00	
すくすく相談	乳幼児と その保護者	◎身体計測 ◎保健師・栄養士による個別相 談（お子さんの発達や育児・栄 養についての相談を個別に受け ます。）	毎月 第2月曜日	1歳まで… 10:30 ～11:30 1歳から… 13:30 ～15:00	



ふくさきっこステーションって？

P84をチェック

妊娠してから子育てしている間の子どもとその家族を保健師等の専門職が継続的に支援します。福崎町で安心して楽しく子育てができるように、また、子どもがすくすく健康に育つように子どもとその家族のサポートをします。子育てで不安なこと・困っていることがあればいつでも相談してくださいね。

すくすく元気に育ってね

子どもたちの健康を守るため予防接種を受けましょう

母子健康手帳に予防接種の記録ができます。接種時に医療機関に渡してくださいね。
 お子さまのからだの調子が悪い場合には、予防接種を受けられないことがあります。
 そんな時は、子どもの健康状態をよく知っているかかりつけ医に相談しましょう。

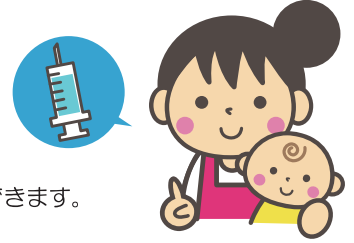


予防接種はなんで必要なの？

お母さんから赤ちゃんへ受け継がれた免疫機能は、大きくなるにつれて自然に失われていきます。そこで赤ちゃんに免疫機能をつけて、様々な病気から赤ちゃんを守ったり、病気になっても重症化しないようにするために予防接種が必要になります。

＜予防接種の種類＞

- 定期予防接種 … 対象年齢や接種方法が法律で定められている予防接種です。無料で受けることができます。
- 任意予防接種 … 希望者が各自で受ける予防接種です。費用は自己負担となります。



★福崎町予防接種一覧表★

●4か月健診の時に接種することができます（場所：保健センター）

予防接種名	推奨時期・接種回数	対象年齢	予防できる感染症
B C G	生後5か月に至った日から生後8か月までに1回	生後～1歳未満	結核：乳幼児がかかると重い後遺症を残す可能性があります。

●医療機関で接種できます

予防接種名	推奨時期・接種回数	対象年齢	予防できる感染症				
ロタウイルス (R2年8月1日以降出生児)	ロタリックス2回 初回接種を生後2か月に至った日から出生14週6日後までに開始し、27日以上の間隔をあけて出生24週0日後までに2回接種 ロタテック3回 初回接種を生後2か月に至った日から出生14週6日後までに開始し、27日以上の間隔をあけて出生32週0日後までに3回接種	生後6週～生後24週 生後6週～生後32週	感染性胃腸炎： 生後7～15か月の乳幼児におこります。突然の嘔吐や白っぽい水のような下痢を起こします。				
ヒブ	開始時期によって接種回数異なる 生後2～7月未満：4回…27～56日(4～8週間)の間隔で初回3回、7～13か月後に追加1回 生後7～12月未満：3回…27～56日(4～8週間)の間隔で初回2回、7～13か月後に追加1回 1歳～5歳未満：1回のみ	生後2月～生後60月(5歳)未満	Hib感染症： 感染すると中耳炎や肺炎をおこすことがあります。				
小児用肺炎球菌	開始時期によって接種回数異なる 生後2～7月未満：4回…27日(4週間)以上の間隔で初回3回、60日後以上かつ生後12～15月(1歳～1歳3月)に追加1回 生後7～12月未満：3回…27日(4週間)以上の間隔で初回2回、60日後以上かつ生後12～15月(1歳～1歳3月)に追加1回 1歳～2歳未満：2回…60日以上の間隔 2歳～5歳未満：1回のみ	生後2月～生後60月(5歳)未満	小児の肺炎球菌感染症： 乳幼児の上気道に感染後、ときに細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全身感染症や中耳炎、副鼻腔炎などの気道感染症を起こします。				
B型肝炎 ※健康保険による接種者は除く	1・2回目 27日以上の間隔で2回 3回目 1回目の接種から、139日以上の間隔をあけて1回	生後～1歳未満	B型肝炎： 5歳未満の乳幼児期に感染するとウイルスを体内に保有した状態になる確率が高く、将来、慢性肝炎・肝硬変・肝がんになる可能性があります。				
四種混合 ・百日咳 ・ジフテリア ・破傷風 ・ポリオ	I期初回(1・2・3回目) 20から56日(3～8週)の間隔で3回 I期追加(4回目) 初回終了後、6か月以上、標準として12～18か月(1年～1年半)後に1回	生後3月～90月(7歳半)未満	<table border="0"> <tr> <td> 百日咳： 風邪のような症状から始まり、せきがひどくなり、けいれんや、肺炎・脳症などの重い合併症になることもあります。 </td> <td> ジフテリア： のどや鼻に感染し、症状は発熱、嘔吐、のどの痛み、犬吠え様のせきなどです。偽膜と呼ばれる膜ができ、窒息して亡くなることもあります。 </td> <td> 破傷風： 土壌の菌が傷口から体内に入ることによって感染します。神経麻痺、筋肉の激しいけいれんや呼吸困難をおこし、死亡率が高い病気です。 </td> <td> ポリオ(急性灰白髄炎)： 「小児まひ」とも呼ばれ四肢に麻痺をおこします。 </td> </tr> </table>	百日咳： 風邪のような症状から始まり、せきがひどくなり、けいれんや、肺炎・脳症などの重い合併症になることもあります。	ジフテリア： のどや鼻に感染し、症状は発熱、嘔吐、のどの痛み、犬吠え様のせきなどです。偽膜と呼ばれる膜ができ、窒息して亡くなることもあります。	破傷風： 土壌の菌が傷口から体内に入ることによって感染します。神経麻痺、筋肉の激しいけいれんや呼吸困難をおこし、死亡率が高い病気です。	ポリオ(急性灰白髄炎)： 「小児まひ」とも呼ばれ四肢に麻痺をおこします。
百日咳： 風邪のような症状から始まり、せきがひどくなり、けいれんや、肺炎・脳症などの重い合併症になることもあります。	ジフテリア： のどや鼻に感染し、症状は発熱、嘔吐、のどの痛み、犬吠え様のせきなどです。偽膜と呼ばれる膜ができ、窒息して亡くなることもあります。	破傷風： 土壌の菌が傷口から体内に入ることによって感染します。神経麻痺、筋肉の激しいけいれんや呼吸困難をおこし、死亡率が高い病気です。	ポリオ(急性灰白髄炎)： 「小児まひ」とも呼ばれ四肢に麻痺をおこします。				
水痘(水ぼうそう) ※罹患者は除く	1回目 生後12～15月(1歳～1歳3月)未満に1回 2回目 1回目終了後、3か月以上、標準として6か月～1年後に1回	生後12～36月 1～3歳未満	水痘(水ぼうそう)： 感染力が強いウイルスです。発熱、水ぶくれを伴う発疹が主な症状で、重症化する場合があります。				
M R 風しん・麻疹混合	I期(1回目) 生後12～24月(1歳～2歳)未満に1回 II期(2回目) 就学前1年間(4/1～3/31まで)に1回		<table border="0"> <tr> <td> 麻疹(はしか)： 感染力が強い病気です。発熱、せき、鼻水、めやに、発疹が主な症状です。 </td> <td> 風しん： 発疹、発熱、首や耳の後ろのリンパ節が腫れることが主な症状です。 </td> </tr> </table>	麻疹(はしか)： 感染力が強い病気です。発熱、せき、鼻水、めやに、発疹が主な症状です。	風しん： 発疹、発熱、首や耳の後ろのリンパ節が腫れることが主な症状です。		
麻疹(はしか)： 感染力が強い病気です。発熱、せき、鼻水、めやに、発疹が主な症状です。	風しん： 発疹、発熱、首や耳の後ろのリンパ節が腫れることが主な症状です。						
日本脳炎	I期初回(1・2回目) 3歳～4歳未満：6～28日(1～4週)の間隔で2回 I期追加(3回目) 4歳～5歳未満：初回終了後、6か月以上～おおむね1年後に1回 II期(4回目) 9歳～10歳に達するまでに1回 ※特別対象者： H19年4月1日以前に生まれた方は、見合わせによる未接種分を、20歳の誕生日前日まで接種可能です。	生後6月～生後90月(7歳半)未満 9歳～13歳未満	日本脳炎： 蚊が媒介するウイルスでおこり、高熱・頭痛・嘔吐・意識障害やけいれんなどの症状が出ます。知覚障害や運動障害の後遺症が残ったり、亡くなることもあります。				
二種混合 ジフテリア・破傷風	II期(1回目) 11歳に達した時から12歳に達するまでに1回	11歳～13歳未満					
子宮頸がん	ガーダシル(4価)3回 13歳になる年度初日～当該年度末日：1月以上の間隔をおいて2回、2回目から3月以上あけて1回	12歳になる年度の初日～16歳になる年度末日までの女子	(HPV)ヒトパピローマウイルス感染症： HPVは性交渉経験があれば誰でも感染する可能性があります。女性においてウイルスは排除されずに長期間感染が続くと子宮頸がんを発症することがあります。				

★福崎町個別定期予防接種 実施医療機関★

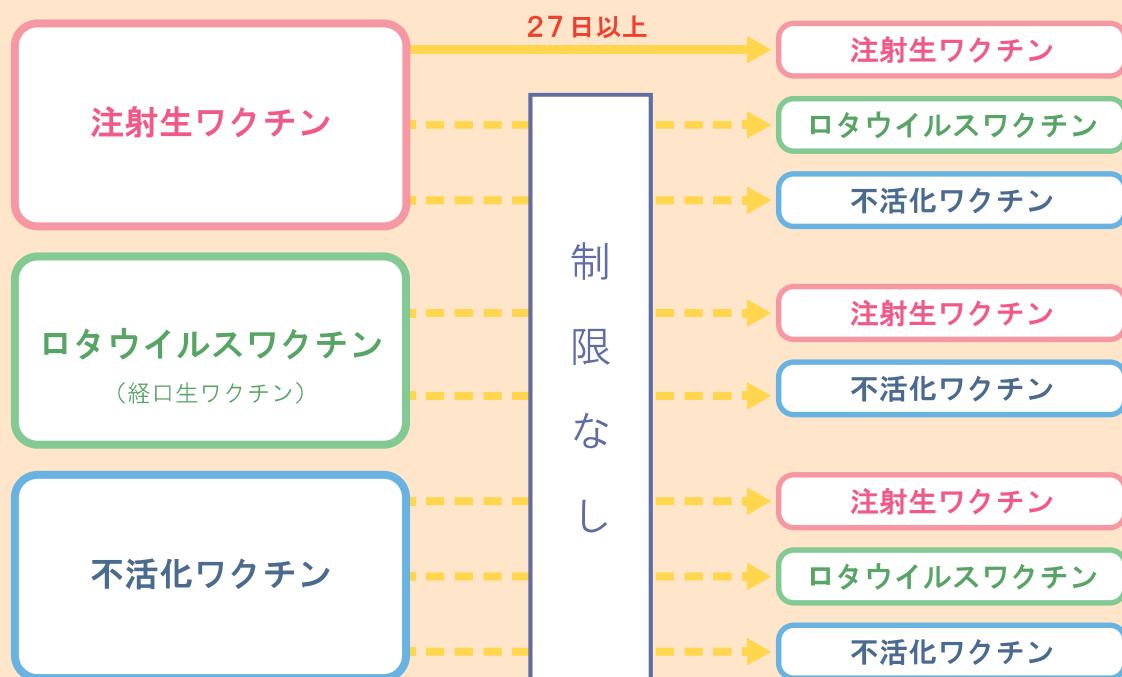
※各医療機関診察時間内に必ずご予約の上、接種してください。○印のワクチンを取り扱っています。

医療機関名	電話番号	住所	ロタ・ヒブ・肺炎 B肝・四混・水痘	M R	日本脳炎	二種混合	子宮頸がん
松岡クリニック	22-7885	西田原1149-1	○	○	○	○	○
山田医院	22-5305	西田原1430-3	○	○	○	○	○
ひらの内科クリニック	22-1237	西田原1484-1		Ⅱ期のみ	○	○	○
ミナミ整形外科・内科循環器科	23-0789	南田原2971-1		Ⅱ期のみ	○	○	○
吉田クリニック	22-0004	福田294-5		Ⅱ期のみ	○	○	○
城谷医院	22-0064	八千種2252		Ⅱ期のみ	○	○	
おおにしクリニック	24-5088	西治1481		Ⅱ期のみ	Ⅱ期のみ	○	

R3.4.1時点

予防接種の間隔

※同じワクチン（四種混合と四種混合など）を接種する場合は、それぞれの予防接種の接種間隔を守ってください。



不活化ワクチン → ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、日本脳炎

注射生ワクチン → BCG、水痘、麻しん・風しん（MR）、麻しん、風しん

手続きの流れ

- 赤ちゃんが生後2か月になる前に「赤ちゃん訪問」を実施し、定期の予防接種についての説明をしたり、定期の予防接種の予診票をお渡しします。
- 予防接種ができる医療機関で予約をとります。
- 予約した医療機関で予防接種を受けます。
〈持って行くもの〉
□ 母子健康手帳
□ 受ける予防接種の予診票（書いて持って行きましょう！）
- 予防接種を受けたら、次の予防接種はいつなのか確認してから帰りましょう。

ポイント!



- 母子健康手帳に予防接種の記録ができます。予防接種に母子健康手帳を持って行き、医療機関に渡してください。
- 福崎町以外の医療機関で予防接種を受ける場合は事前に申請が必要になります。母子健康手帳を持参し、保健センターで申請してください。



04

ひとり親の子どものために 親がいない子どものために

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

児童扶養手当

離婚をした場合だけではありません！
一度確認してみましょう。

- 主婦
扶養
- 社保
働く
- 国保
働く
- 社保
退職
- 国保
退職



どんな制度？

父または母と一緒に住むことができないお子さんを育てているご家庭の生活を支援するための手当です。父母がいても重度の障がいがある場合は対象となります。



どんな人が対象となるの？

0歳～高校3年生もしくは20歳未満で一定の障がいがあるお子さんが、次の①～⑨のいずれかに該当するとき。

- ① 離婚 … 父母が婚姻を解消した
- ② 死亡 … 父（母）が死亡した
- ③ 障がい … 父（母）が一定の障がいの状態にある
- ④ 生死不明 … 父（母）の生死が明らかでない
- ⑤ 遺棄 … 父（母）が引き続き1年以上遺棄している
- ⑥ 保護命令 … 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ⑦ 拘禁 … 父（母）が引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧ 未婚 … 母が婚姻によらないで懐胎した
- ⑨ その他 … 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である

支給される金額

(令和4年4月時点)

区分		児童1人	児童2人	児童3人
手当月額	全部支給	43,070円	53,240円	59,340円
	一部支給	43,060円 ↓ 10,160円	53,220円 ↓ 15,250円	59,310円 ↓ 18,300円

所得の限度額表

扶養親族等の数	手当を申請する人		扶養義務者(※1) ・配偶者・ 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人以上	以下 380,000円 ずつ加算	以下 380,000円 ずつ加算	以下 380,000円 ずつ加算

手続きに必要なもの

支給事由によって提出する書類が異なります。基本的には下記の書類が必要です。

- 児童扶養手当認定請求書（住民生活課窓口でお渡しします）
- 戸籍謄本
（請求者と対象のお子さんの、発行から1ヶ月以内のもの）
- 請求者名義の通帳
- 住宅の賃貸借契約書（住居が賃貸住宅の場合のみ）
- 請求者の勤務先名、所在地、電話番号がわかるもの
- 健康保険証（請求者と対象のお子さん分）
- 本人確認書類（運転免許証等）
- 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳等）
- マイナンバーのわかるもの
（請求者・対象のお子さん・扶養義務者の分）

※ お子さんが別居している場合など、他にも必要書類がある場合があります。

手続きの流れ

〈対象となる①～⑨の状態になった後〉

必要なものをそろえて住民生活課で申請してください。

離婚や配偶者の死亡などの情報が戸籍に反映されるには時間がかかります。自治体や届出内容などによってかかる日数が変わるので、事前に戸籍謄本を取得できる時期を確認しましょう。

〈申請後〉

提出された書類は兵庫県（中播磨健康福祉事務所）で判定されます。申請後2～3か月で判定結果を郵便でお知らせします。認定されると申請した月の翌月分から支給開始となります。

受け取り時期

支払は年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月）、2か月分の手当が振り込まれます。

ポイント!



- 申請前にご相談されることをお勧めします。
- 離婚前提で別居中であっても、申請することは出来ません。

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

母子家庭等医療費助成

- 主婦 扶養
- 社保 働く
- 国保 働く
- 社保 退職
- 国保 退職

健康保険が適用される医療費について、町が保険診療分の自己負担の全額を助成し、受給者さんの費用負担を軽減する制度だよ。

？ どんな制度？

ひとり親家庭の親とのお子さまや両親のいないお子さまが医療機関を受診したときに、窓口で支払う医療費を助成する制度です。助成を受けるには「医療費受給者証」が必要です。

？ どんな人が対象となるの？

福崎町に住所がある次のいずれかの方。

ただし、お子さまが18歳到達後の最初の3月31日まで（高校等在学中のときは20歳になった月の末日まで）が助成対象です。

- 母子家庭のお母さんとお子さま
- 父子家庭のお父さんとお子さま
- 両親のいないお子さま



母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんとは？

次の理由によりお子さまの生活を支えているお母さん・お父さん

- 配偶者と離婚または死別し、現在婚姻をしていない
- 配偶者の生死が明らかでない
- 配偶者から遺棄されている
- 配偶者が障がいにより働くことができない
- 婚姻をせずに母または父となり、現在婚姻をしていない

申請時期

ひとり親家庭等になった後、手続きに必要な書類がそろってから

所得制限があります

お母さん・お父さんのほか、一緒に生活をしている扶養義務者(※)の中で、主に生計を維持している方の所得で判定します。

※ 扶養義務者 … 父母や祖父母、兄弟姉妹など

扶養親族等の数	所得限度額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
4人以上	以下380,000円ずつ加算

注) 扶養親族等の数は、年末調整や確定申告で申告した人数です。

助成内容

医療機関の窓口で健康保険証と一緒に「医療費受給者証」を見せることで、医療費（保険診療分）が入院・外来ともに無料になります。

※ 健康保険が適用される医療費が助成の対象です。健康診断料や予防注射料、入院の場合の差額ベッド代・食事代などの健康保険が適用されない医療費は対象となりません。

手続きに必要なもの

- 健康保険証（制度の対象となる方全員分）
- 戸籍謄本（制度の対象となる方全員分）←コピーでもOK
※ 離婚や配偶者の死亡などの内容が記載された母子家庭等になったことが分かる戸籍謄本が必要です。
- 住宅の契約書（住居が賃貸住宅の場合のみ）
- 所得確認対象者の所得・課税証明書
（1月2日以降の転入など福崎町で確認ができない場合のみ。）
※ ひとり親家庭等になった理由によっては、上記以外の書類が必要になる場合もあります。

手続きの流れ

〈ひとり親家庭等になった後〉

必要なものをそろえて、ほけん年金課で申請してください。

離婚や配偶者の死亡などの情報が戸籍に反映されるには時間がかかります。自治体や届出内容などによってかかる日数が変わるので、事前に戸籍謄本を取得できる時期を確認しましょう。

〈申請後〉

申請後2～3日で、ほけん年金課から判定結果を郵便でお知らせします。制度の対象となった方には「母子家庭等医療費受給者証」を同封します。

助成開始日

次のうちいずれか遅いほうの日から

- ひとり親家庭等になった日
- 申請した日の属する月の初日

ポイント!



母子家庭等医療費助成制度の対象となった家庭でも、お子さまの医療費受給者証はこれまでどおり「乳幼児等・子ども医療費受給者証」(※)です。お母さん、お父さんには「母子家庭等医療費受給者証」をお渡しします。

※ 乳幼児等・子ども医療費助成対象外の年齢のお子さまは「母子家庭等医療費受給者証」になります。

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

母子・父子家庭等就学就業助成金

- 主婦 扶養
- 社保 働<
- 国保 働<
- 社保 退職
- 国保 退職



どんな制度？

母子家庭及び父子家庭の子どもが、小学校、中学校に入学及び中学校を卒業するときに助成金を支給します。



対象となる家庭は？

母子家庭 及び 父子家庭

支給される金額

支給対象	支給額
小学校入学の子ども	6,500 円
中学校入学の子ども	8,500 円
中学校卒業の子ども	15,000 円

内 容

助成金は口座振込にて支給します。
(民生委員・児童委員が直接お渡しする場合があります。)

申請手続き

入学・卒業の時期前に対象世帯へ申請案内をお送りします。申請書へ振込先の口座情報等を記入いただき、町へご提出ください。

受け取り時期

毎年3月頃

ポイント!



希望される世帯は、民生委員・児童委員が自宅へ訪問し助成金をお渡しすることもできます。ひとり親家庭は、特に支援を必要とするケースも多いため、民生委員・児童委員とつながりを持っていただき、気軽に相談できる環境を作りましょう。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F 緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：354・364）

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

交通災害遺児年金

- 主婦 扶養
- 社保 働<
- 国保 働<
- 社保 退職
- 国保 退職



どんな制度？

交通災害遺児に対し、年金を支給することにより、児童の健全な育成をお手伝いする制度です



どんな人が対象となるの？

交通事故により死亡した父もしくは母に養育されていた18歳未満（もしくは中、高校生）の交通災害遺児を養育している父または母に支給されます。

- ・交通災害遺児が、1年以上福崎町に住んでいる
- ・父または母が交通事故当時、1年以上福崎町に在住している

※ 父または母が再婚した、対象の子が養子縁組により養子になった場合は対象外となります。

まずは住民生活課でご相談ください



支給される金額

対象児童1人につき 月額 17,000 円

手続きに必要なもの

- 交通災害遺児年金交付申請書（住民生活課窓口にてお渡しします）
- 交通事故証明書（自動車安全運転センター兵庫県事務所が発行）
- 戸籍謄本 住民票謄本
- 通帳（父もしくは母名義）

手続きの流れ

〈交通災害遺児になった後〉

必要なものをそろえて住民生活課で申請してください。

〈申 請 後〉

住民生活課から判定結果を郵便でお知らせします。制度の対象となった方には「交通災害遺児年金支給決定通知書」「交通災害遺児年金証書」を同封します。

受け取り時期

- ・ 7月（4月～7月分）
- ・ 11月（8月～11月分）
- ・ 3月（12月～3月分）

申請に関するお問い合わせ先

住民生活課（役場1F 赤い看板が目印）町民窓口係 ☎ 0790-22-0560（内線：374）

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

母子父子寡婦福祉資金の貸付

借りられる資金の種類はなんと12種類！
無利子か低利で借りられます。

- 主婦
扶養
- 社保
働く
- 国保
働く
- 社保
退職
- 国保
退職



どんな制度？

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。

例えば…

- ★ 4月から高校に進学する予定だけど、入学金等事前に必要なお金に不安がある
- ★ 大学在学中だが、仕事の収入が減って授業料が払えないかもしれない
- ★ 就職が決まって運転免許が必要だけど、教習代が用意できないなど、ご相談ください。



どんな人が対象となるの？

- ① 母子家庭の母、父子家庭の父
- ② 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）
- ③ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満）

手続きに必要なもの

- 貸付申請書（貸付相談時にお渡しします。）
- 母子家庭、父子家庭、寡婦であることを証する書類（年金証書、児童扶養手当証書、戸籍謄本）
- 申請者及び申請者と生計をともにしている者及び連帯保証人の給与証明書（源泉徴収の写でも可）
- 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- 申請者（借受人）、連帯借受人及び連帯保証人の住民票謄本
- その他、資金に応じ必要な書類（在学証明書、経営診断書など）

手続きの流れ

- ① 福祉課または県健康福祉事務所に相談
- ② 母子・父子自立支援員等による面談
- ③ 貸付申請
- ④ 審査、貸付決定



注意！

ご注意ください！

審査には時間がかかります。
ご相談は余裕を持ってお願いします。

資金の種類と金額

種類	内容	限度額（円）
修学資金	就学させるために必要な資金	月額 27,000円 ～ 183,000円
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金	150,000円 ～ 590,000円
就職支度資金	就職する際に直接必要な資金	一回 100,000円 一括 330,000円 自動車購入 230,000円
修業資金	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 自動車運転免許取得 460,000円
技能習得資金	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 一括 816,000円 自動車運転免許取得 460,000円
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金	医療・一般 340,000円 医療・特別 480,000円 介護 500,000円
生活資金	知識技能を習得している間の生活に必要な資金	月額 141,000円
	医療・介護を受ける間の生活に必要な資金	月額 105,000円
	ひとり親になって7年未満の世帯の生活を安定・維持する間に必要な資金	月額 105,000円 (252万円限度) 養育費取得 1,236,000円
結婚資金	失業期間中の生活を安定・維持するのに必要な資金	失業後1年以内 月額 105,000円
	児童または扶養する20歳以上の子の婚姻に必要な資金	300,000円
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築または増築するために必要な資金	補修等・一般 1,500,000円 新增築・特別 2,000,000円
	住宅を移転するための賃借に際し必要な資金	260,000円

ポイント！



- 修学資金、就学支度資金、就職支度資金、修業資金に関しては無利子、それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子（1%）です。
- その他、ひとり親家庭の親が資格取得を目指したり、就業に結びつく教育訓練を受けたりする場合の給付型の制度や、通勤定期券購入時に割引を受けることができる制度もあります。



発達に心配のある・障がいのある子どものために

発達障害児支援事業

発達がちょっと気になる子どものすくすく発達相談・
子ども発達すこやか相談にきてみませんか。

どんな事業？

子どもの発達や行動面で気になるお母さんに心理士が相談をお受けします。必要に応じて発達検査を行ない、対応の仕方などの助言や療育をお勧めするなど、お子様のすこやかな育ちを支援します。



どんな人が対象となるの？

言葉がゆっくり、吃音がある、落ち着きがない、言うことを聞かない等、発達や行動面で気になることがある子どもの保護者が対象です。

事業の内容

すくすく発達相談

公認心理師による個別相談

(1時間～1時間半：予約制)

集団参加しにくい、言葉の発達がゆっくり、言うことを聞かない等発達に課題のある子どもの相談をお受けします。就学に向けての準備や療育も行います。

【実施日】毎月第1火曜日

【場所】ふくさきっこステーション（保健センター）

【利用方法】

随時受け付けています。お子様の状況や保護者の希望により利用時期や回数を決めていきます。

【必要な物】母子健康手帳



子ども発達すこやか相談

臨床心理士による発達検査

幼児期：新版K式発達検査2001



運動面・認知適応面（見て理解する力）・言語社会面（聞いて理解する力）について、発達年齢をみたり得手不得手を把握し、子どもの発達の理解を促し、支援の参考にします。療育の必要性や対応方法の助言も行います。

小中学生：WISC-IV（知能検査）

言語理解・知覚推理・ワーキングメモリー（記憶容量）・処理速度（作業速度）について、現時点の力を点数化し、学習や問題行動の解決に向けて支援の参考にします。

【実施日】毎月第1水曜日・第3金曜日

【場所】ふくさきっこステーション（保健センター）

【利用方法】

随時受け付けています。お子様の状況や保護者の希望により利用時期や回数を決めていきます。

【必要な物】母子健康手帳

ポイント!



言葉の遅れや行動面の心配などの相談をお受けし、お子様の発達状況を確認したり、園や学校での集団生活を楽しく過ごせるようサポートしていきます。必要であれば専門の相談機関や療育を紹介します。

利用に関するお問い合わせ先

ふくさきっこステーション（保健センター） ☎ 0790-22-0560（内線 361・363）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

福崎町基幹相談支援センターってな~に？

学校に行きにくいお子さまの方の居場所づくりとして「てくてく」を定期的を開催しています。

福崎町基幹相談支援センターとは？

主に、大人の障がいのある方の総合的な相談業務を行っています。児童の方の場合は、ふくさきっこステーション（保健センター）



やケアステーションかんざきなどの専門機関をご紹介させていただいたり、連携しながらご相談を受けています。

また、学校に行きにくい方などの居場所づくりとして「てくてく」を定期的を開催しています。

相談の対象となる人は？

障がいに関することでお困りの方
および そのご家族の方など

どこにあるの？

福祉課内にあります。

2名体制で相談業務を行っています。
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、
相談支援専門員の資格をもってますよ。

主な取り組み

居場所づくり「てくてく」の実施

ふくさきっこステーション（保健センター）と連携し、学校に行きにくい方などの居場所づくりの取り組みを行っています。

「てくてく」の開催情報は、ふくさきっこステーション（保健センター）から個別に案内を行っています。

興味のある方は、ふくさきっこステーション（保健センター）・基幹相談支援センターにお電話ください。



芋の苗植えの様子



フライングディスクの様子



動物とのふれあいの様子



- 児童に関する相談は、ふくさきっこステーション（保健センター）やケアステーションかんざきなどをご紹介します。

ケアステーションかんざき

〒679-2414 神崎郡神河町栗賀町385
TEL 0790-32-1910
FAX 0790-32-1962

ケアステーションかんざきは、「小児療育の拠点施設」として平成12年に設置されました。神崎郡（福崎町・市川町・神河町）の共同運営により、地域の保健・医療・福祉関係者とのつながりを大切にした活動を行っています。

- 学校卒業後や、就職後などに利用できる福祉サービスのご案内をします。
- どのような相談でも受け付けています。相談の内容によっては、他の専門機関をご紹介させていただくこともあります。



発達に心配のある・障がいのある子どものために

身体障害者手帳の交付について



どんな手帳？



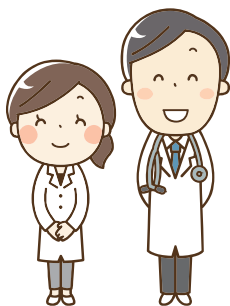
身体障害者手帳は、一定の身体障がいの状態にあることを証明するもので、本人または保護者の申請によって身体障害者更生相談所の判定に基づき交付されます。

ただし、身体障害者手帳は、その障がい
が永続することを前提とした制度ですので、障がいの原因となる疾病を発病して間もない時期や乳幼児期等については、認定の対象とならないことがあります。



どんな人が対象となるの？

- ◎ 視覚
- ◎ 聴覚、平衡・音声・言語機能又はそしゃく
- ◎ 肢体不自由
- ◎ 心臓
- ◎ じん臓
- ◎ 呼吸器
- ◎ ぼうこう又は直腸
- ◎ 肝臓
- ◎ 小腸
- ◎ 免疫機能



のいずれかの機能に障がいをお持ちの方。

「身体障害者障害程度等級表」において、障がいの種類別に1～6級の等級までの手帳が交付されます。

申請窓口

福祉課の窓口でご相談ください。
手続きに必要なもの等、ご案内いたします。

手帳の更新について

手帳の交付後、障がいの程度が変更になった場合や再認定の必要がある場合は、指定医師の診断書と共に手続きを行っていただく必要があります。

詳細については福祉課窓口でご案内します。

手続きに必要なもの（新規申請の場合）

- 身体障害者手帳交付申請書※
- 身体障害者診断書・意見書※
- 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

申請から交付までの流れ

- 1 申請に必要なものをご準備いただき、福祉課までお越しください。
- 2 判定機関で障がい程度の判定を行い、認定されれば手帳が交付されます。手帳の交付まで、最大2ヶ月間程度かかることもあります。
- 3 手帳が福祉課へ届きます。
- 4 ご自宅へ手帳交付案内を郵送しますので、福祉課までお越しください。手帳のお渡し及び受けられる福祉サービス等についてご説明いたします。



ポイント！



- 身体障害者手帳の申請は、主治医や指定医（※）と事前にご相談のうえ手続きを進めてください
※指定医 … 手帳の申請に必要な診断書を書くことのできる医師

<この手帳を持つことで利用できる主な制度>

- NHK放送受信料の減免（世帯全員の所得制限あり）
- 公共交通機関の割引
- 福崎町巡回バスサルビア号等の割引
- 住民税、所得税における所得控除の適用
- 軽自動車税種別割等の適用 など
- 公共施設入場料の割引
- ◎ 博物館・映画館・遊園地・釣り場・駐車場など、手帳の提示でお得に利用できる施設がたくさんあります！

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F 緑の看板が目印） 町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：354・353）

発達に心配のある・障がいのある子どものために

精神障害者保健福祉手帳の交付について



どんな手帳？



精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、この手帳により福祉のサービスが受けやすくなり、精神障がい者の自立と社会参加を促進するための手助けとなります。



申請すると？

本人または保護者の申請によって兵庫県精神保健福祉センターが判定を行い、その結果に基づき精神障害者保健福祉手帳が交付されます。等級の重い順に1級から3級までの手帳が交付されます。

手続きに必要なもの（新規申請の場合）

手帳の申請には①診断書を添付して申請する場合と、②障害年金を受給している方は年金証書の写しと年金の振込通知書を添付することによって申請する場合の、2通りの申請方法があります。

① 診断書による申請の場合

- 精神障害者保健福祉手帳交付等申請書
- 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
- 写真1枚
（縦4cm×横3cm、1年以内の撮影で上半身、無帽、正面のもの）
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- 心身障害者手帳交付等申請用診断書料助成金交付申請書
- 診断書を作成した際の領収書の原本

② 障害年金証書等の写しによる申請の場合

- 精神障害者保健福祉手帳交付等申請書
- 障害年金証書等の写し
- 直近に発行された年金振込通知書または支払通知書の写し
- 写真1枚
（縦4cm×横3cm、1年以内の撮影で上半身、無帽、正面のもの）
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- 年金事務所等照会同意書

※交付申請書は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）



更新申請について

精神障害者保健福祉手帳は有効期間が2年間のため、2年に一度更新が必要です。有効期限の3ヶ月前から更新が可能になります。

更新の場合も①診断書による申請②年金証書による申請のどちらでも可能です。

手続きに必要なものは新規申請の場合と同じです。手帳に更新欄があり等級の変更申請を行わない場合は、写真は不要です。

申請から交付までの流れ

- ① 申請に必要なものをご準備いただき、福祉課までお越しください。
- ② 判定機関で障がい程度の判定を行い、認定されれば手帳が交付されます。手帳の交付まで、最大2ヶ月間程度かかることもあります。
- ③ 手帳が福祉課へ届きます。
- ④ ご自宅へ手帳交付案内を郵送しますので、福祉課までお越しください。手帳のお渡し及び受けられる福祉サービス等についてご説明いたします。



受け取り時期

新規手帳の交付や手帳の更新には、申請日から約2ヶ月を要します。更新の場合には、期限までに余裕をもって申請をしましょう。

ポイント！



- 申請には病院の初診日から6ヶ月以上経過している必要があります。また、診断書の有効期間は医師の発行から3ヶ月以内となっています。
 - 福崎町では診断書発行に要した費用を助成しています（上限3,000円）。診断書により手帳を申請される際には、助成金の申請も忘れずに！（更新申請の場合も適用されます）
- ※定期的に通院をされている場合は、自立支援医療受給者証（精神通院）の申請も主治医にご相談ください。

<この手帳を持つことで利用できる主な制度>

手帳の等級によって利用できる制度の程度が異なります。

- NHK放送受信料の減免（世帯全員の所得制限あり）
- 公共交通機関の割引
- 福崎町巡回バスサルビア号等の割引
- 住民税、所得税における所得控除の適用
- 軽自動車税種別割等の適用

発達に心配のある・障がいのある子どものために

療育手帳の交付について



どんな手帳？



療育手帳とは、知的障がい者（児）又は知的障がいを伴わない発達障がいと診断された方に、一貫した指導・相談を行うとともに、福祉のサービスなどを受けやすくするための手帳です。本人または保護者の申請によって、姫路こども家庭センター（18歳以上の方は知的障害者更生相談所）の判定に基づき、交付されます。

療育手帳の障がい程度と判定基準

障がいの程度は次に定める基準により判定されます（抜粋）

障がい程度	精神面 (IQ)	生活面	行動面	看護面
A (重度)	IQ 0～35	基本的な日常生活に、全般的又は部分的に直接手をかける支援が必要。	興奮・拒否・自閉等の行動があり、常時注意が必要。	疾病又は障がいのため治療・看護や常時注意が必要。
B1 (中度)	IQ 36～50	基本的な日常生活が大体一人でできるが不完全で、その都度、言葉で指示が必要。	情緒・行動面に注意が必要。	疾病又は軽度障がいで、治療・看護はほぼ必要ないが注意が必要。
B2 (軽度)	IQ 51～75	基本的な日常生活が全て一人でできる。	情緒・行動面に注意を必要としない。	身体的に健康で、治療・看護の必要がない。

※兵庫県では、知的障がいを伴わないが発達障がいと診断され、かつ意思の交換及び環境への適応が困難である等により、療育又は日常生活上の支援が必要と認められた場合にも療育手帳（B2）を交付しています。

手続きに必要なもの（新規申請の場合）

手続きに必要なものは申請日の年齢によって変わります。

■18歳未満の場合

- 療育手帳交付（更新）申請書
- 調査表（生育歴）
- 療育手帳について（新規の方へ）
- 医師の証明書（療育手帳申請用）
又は特別児童扶養手当用診断書の写し
※証明書・診断書の提出がない場合、医学診断が必要です。
- 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚

■18歳以上の場合

- 療育手帳交付（更新）申請書
 - 同意書
 - 調査表（生育歴）
 - 新規交付申請調査書
 - 医師の証明書（療育手帳申請用）
又は特別児童扶養手当用診断書の写し
※証明書・診断書の提出がない場合、医学診断が必要です。
 - 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
※この他、18歳までに知的障がい（発達障がい）があらわれたことがわかる参考資料の提出が必要です。
- ※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

申請窓口

福祉課の窓口でご相談ください。
手続きに必要なもの等をご案内いたします。

申請から交付までの流れ

- ① 申請に必要なものをご準備いただき、福祉課までお越しください。
- ② 判定機関から障がい程度の判定（面談）日の連絡があります。判定機関は申請日の年齢によって変わります。
■18歳未満の場合：兵庫県姫路こども家庭センター
■18歳以上の場合：兵庫県立知的障害者更生相談所
判定（面談）日の連絡は、18歳未満の場合は直接判定機関から、18歳以上の方は福祉課から郵送でお知らせします。
※申請から判定（面談）日までは3～4ヶ月かかります。
- ③ 判定（面談）日に判定機関で面談や検査を受けます。本人及び保護者等、日常の状況がわかる方の同席が必要です。
- ④ 判定（面談）が終了後、手帳が交付され福祉課へ届きます。
- ⑤ ご自宅へ手帳交付案内を郵送しますので、福祉課までお越しください。手帳のお渡し及び障がい者（児）制度についてご説明いたします。

手帳の更新について

手帳交付の際、「次の判定日」欄に判定日の記載がある場合、更新手続きを行い、再判定を受ける必要があります。

更新手続きは、「次の判定日」の2～3ヶ月前に、福祉課から郵送でご案内いたします。

ポイント!



- 3歳未満の場合、医学的診断や行動の検査等が難しいため、申請は3歳到達を目途に行う場合が多いです。その場合、ふくさきっこステーション（保健センター）や福祉課へ一度ご相談ください。
- 特別支援学校等への入学をお考えの方は、療育手帳の取得が必要です。

<この手帳を持つことで利用できる主な制度>

手帳の等級によって利用できる制度の程度が異なります。

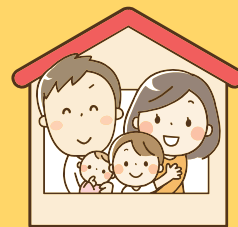
- NHK 放送受信料の減免（世帯全員の所得制限あり）
- 公共交通機関の割引・福崎町巡回バスサルビア号等の割引
- 住民税、所得税における所得控除の適用
- 軽自動車税種別割等の適用 など
- 公共施設入場料の割引

※ 博物館・映画館・遊園地・釣り場・駐車場など、手帳の提示でお得に利用できる施設がたくさんあります！

- 手帳の障がい程度が（A重度）の場合、手当や助成を受けられる制度があります。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

特別児童扶養手当



どんな制度？

一定の障がいを持つお子さんを育てているご家庭の生活を支援するための手当です。



どんな人が対象となるの？

パパ・ママのうち、収入が高い方が特別児童扶養手当の【請求者】になります。

〈お子さんの条件〉 **Point1**

20歳未満で、身体もしくは精神に一定の障がいがある。

〈請求者の条件〉 福崎町に住んでいる。

手続きに必要なもの **Point2**

- 戸籍謄本
(請求者と対象のお子さんの、発行から1ヶ月以内のもの)
- 請求者名義の通帳
- 請求者の勤務先名、所在地、電話番号がわかるもの
- 障害に応じた特別児童扶養手当用の診断書
(発行から2ヶ月以内のもの)
- お子さんの障害者手帳・療育手帳(持っている人のみ)
- マイナンバーのわかるもの(父母・対象のお子さん分)
- 請求者の本人確認書類(運転免許証等)

※お子さんが別居している場合など、他にも必要書類がある場合があります。



対象にならない児童

- お子さんが日本に住んでいない。
- お子さんが里親に委託されている、もしくは児童福祉施設等に入所している。
- お子さんが障がいを理由とする年金給付を受けられることができる。
- 請求者もしくは扶養義務者の所得が所得限度額を超えている。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人	扶養義務者(※1)・配偶者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

(※1) 扶養義務者… 手当を申請する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など

支給される金額

令和4年4月現在

区分	児童一人あたり(月額)
1級(重度障害)	52,400円
2級(中度障害)	34,900円

支払は年3回(4月・8月・11月)、4か月分の手当が振り込まれます。

手続きの流れ

- ① 住民生活課に来る・もしくは電話にてご相談ください。提出してもらう診断書は「特別児童扶養手当」用の診断書です。用紙をお渡しします。
- ② かかりつけ医の病院で、主治医に診断書を書いてもらう。
- ③ 必要書類が揃えば、住民生活課に提出してください。
- ④ 提出された書類を兵庫県(中播磨健康福祉事務所)へ送ります。
- ⑤ 兵庫県(中播磨健康福祉事務所)で、診断書を基に、基準に該当するか、所得が一定額を超えていないかを判定します。
- ⑥ 判定の結果を町から通知します。
- ⑦ 認定された場合は手当の支給が始まります。

POINT!

Point1 お子さんの障がい特別児童扶養手当に該当するかどうかは、一度病院の先生に相談することをお勧めします。

Point2 必要書類には「発行日からの有効期限」があります。診断書はお医者さんに依頼してから、できあがるまで1ヶ月以上かかることも多くあります。先に戸籍謄本を用意してしまうと、診断書ができあがる頃には有効期限が過ぎてしまうことも…。まず診断書を用意してから戸籍謄本を用意しましょう。

- 申請に必要な診断書作成費用は自己負担です。
- 所得の限度額表、支給される金額は、令和4年(作成時点)の金額です。翌年度以降変更になる場合があります。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

障害児福祉手当（兵庫県）



どんな制度？

重い障がいのため、日常生活において、常に介護を必要とする状態にある児童に対し、手当が支給されます。



対象となる児童は？

20歳未満で、次のいずれかに該当する児童が支給対象になります。

1. 両眼の視力の合計が 0.02 以下
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない
3. 両上肢の機能に著しい障がいを有する
4. 両上肢のすべての指を欠く
5. 両下肢の用を全く廃した
6. 両大腿を2分の1以上失っている
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有する
8. 1 から 7 のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 7 と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用をすませることができない程度のもの
9. 精神の障がいであって、上記と同程度以上と認められる
10. 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が 1 から 9 と同程度以上と認められる程度のもの



対象にならない児童

- ・障がいを理由とする公的年金を受けることができる方
- ・社会福祉施設に入所している方
- ・本人、配偶者又は扶養義務者の所得が一定額を超えている方

（単位：円、令和3年8月以降適用）

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額	参考：収入額の目安	所得額	参考：収入額の目安
0人	3,604,000	5,180,000	6,287,000	8,319,000
1人	3,984,000	5,656,000	6,536,000	8,586,000
2人	4,364,000	6,132,000	6,749,000	8,799,000
3人	4,744,000	6,604,000	6,962,000	9,012,000
4人	5,124,000	7,027,000	7,175,000	9,225,000
5人	5,504,000	7,449,000	7,388,000	9,438,000

支給される金額

月額 14,850円（令和4年度時点）

※手当額は物価スライドにより改定があります。
 ※申請日の属する月の翌月から支給が始まります。
 （毎年、2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分までまとめて）

手続きに必要なもの

- 障害児福祉手当（福祉手当）認定請求書
- 認定診断書（障がいにより診断書の種類が異なります）
- 障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届
- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ※該当者のみ提出してください。
- 特別障害者手当等振込連絡票 ※児童本人名義の預金口座を記入していただきます。
- 障害者手帳 ※持っている方のみコピーをいただきます。
- 障害児福祉手当所得状況調査同意書
- 本人・配偶者・扶養義務者の個人番号の分かるもの

手続きの流れ

- 1 福祉課に来ていただいて相談、もしくは電話で相談をしてください。
- 2 児童の様子を伺い、申請することで認定の可能性がどうか、確認を行います。
- 3 認定の可能性がある場合、窓口で申請の方法をお伝えし、必要な書類をお渡しします。
- 4 かかりつけ医の病院で、主治医に診断書を書いてもらいます。
- 5 請求書など申請に必要な書類が整えば、福祉課に提出します。
- 6 提出された書類を兵庫県（中播磨健康福祉事務所）へ送ります。
- 7 兵庫県（中播磨健康福祉事務所）で、診断書を基に、基準に該当するか、所得が一定額を超えていないかなど判定を行います。
- 8 判定の結果を町から通知します。
- 9 認定された場合は手当の支給が始まります。



ポイント!

- 申請に必要な診断書作成費用は自己負担です。
- 20歳になると、障害児福祉手当は終了します。
- 20歳以上の方は、特別障害者手当の申請をご案内します。 ※支給基準が異なり、条件が少し厳しくなります。
- 認定された方は、毎年8月頃に所得状況届を提出していただきます。（福祉課から案内します）
- 知的障がい、精神障がいの児童も対象になります。



発達に心配のある・障がいのある子どものために

重度心身障害者（児）介護手当



どんな制度？

日常生活において常時介護を必要とする状態にある方の介護者に対し、手当を支給します。



手当を受けられる人は？

居宅で6ヶ月以上臥床状態であり、常時介護を必要とするまたはこれと同様の状態であると認められる場合であって、5歳以上65歳未満の身体障害者手帳1・2級所持者または療育手帳A判定とされた方の介護者。

手続きに必要なもの

- 重度心身障害者（児）介護手当支給申請書※
- 重度心身障害者（児）介護手当支給該当確認書※
- 振込先連絡票※
- 身体障害者手帳（1・2級）または療育手帳（A判定）
- 預金通帳（介護者名義のもの）

※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

申請時期

- ・居宅で6ヶ月以上臥床状態が続き、常時介護が必要な状態となった時から
- ・5歳未満児については、上記の状態であることに加え5歳到達後から



申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F緑の看板が目印） 町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：354・353）

支給される金額

月額 17,000円

手続きの流れ

- ① 福祉課窓口で申請をしてください。申請書や身体障害者手帳等の確認並びに介護状態の聞き取りを行います。
- ② 町で審査をします。（審査には約1～5日間かかります）
- ③ 認定・不認定の決定を郵送で通知します。

※重度心身障害者（児）介護手当は、毎年6月に更新手続きが必要です。更新月が近づいたら、受給者の方へ更新案内を郵送しますので、書類が届いたら、速やかに福祉課窓口にて更新手続きを済ませてください。

受け取り時期

3ヶ月ごと（5月、8月、11月、2月）に（認定月の翌月分から）、指定の口座へ振込みします。

ポイント!

【資格喪失】



1. 障がい者（児）の死亡・転出
2. 3ヶ月を越えての入院・入所
3. 障がいの程度が支給対象に該当しなくなった
4. 介護者が介護しなくなった

※介護保険サービスを利用されている方は、支給額が月額10,000円に減額されます。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

重度心身障害児年金



どんな制度？

20歳未満の障がいをお持ちの方へ対し、年金を支給します。



年金を受けられる人は？

3ヶ月以上町内に居住し、20歳未満で、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定の方。

申請時期

- ・身体障害者手帳等の交付後から
- ・転入の場合、転入後3ヶ月後から

支給される金額

月額 17,000円

手続きに必要なもの

- 重度心身障害児年金交付申請書※
- 振込先連絡票※
- 身体障害者手帳（1・2級）または療育手帳（A判定）
- 預金通帳（本人名義のもの）

※交付申請書等は福祉課でお渡します。
（ホームページでも入手できます。）

手続きの流れ

- 1 健康課窓口で申請をしてください。申請書や身体障害者手帳等の確認を行います。
- 2 町で審査をします。（審査には約1～5日間かかります）
- 3 認定・不認定の決定を郵送で通知します。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：354・353）

受け取り時期

3ヶ月ごと（5月、8月、11月、2月）に（認定月の翌月分）から、指定の口座へ振込みします。

ポイント!



【資格喪失】

1. 障がい者（児）の死亡・転出
2. 障がいの程度が支給対象に該当しなくなった

※年金は認定の翌月分から20歳の誕生月分まで支給されます

※資格喪失要件に当てはまらない限り、更新手続き等は不要です



発達に心配のある・障がいのある子どものために

心身障害児童生徒就学援助金



どんな制度？

障がいをお持ちの児童・生徒の保護者に対し、就学援助金を支給します。



援助を受けられる人は？

視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校・特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）に在学する児童・生徒の保護者であって、町内に住所を有する者。



支給される金額

月額 17,000円

手続きに必要なもの

- 心身障害児童生徒就学援助金支給申請書※
- 振込先連絡票※
- 在学証明書（就学先で取得）
- 預金通帳（保護者名義のもの）

※交付申請書等は福祉課でお渡します。
（ホームページでも入手できます。）

申請時期

入学後、速やかに！

受け取り時期

3ヶ月ごと（5月、8月、11月、2月）に（認定月分）から、指定の口座へ振込みします。

手続きの流れ

- 1 福祉課窓口で申請をしてください。申請書や在学証明書等の確認を行います。
- 2 町で審査をします。（審査には約1～5日間かかります）
- 3 認定・不認定の決定を郵送で通知します。

※就学先が変更になった場合や進学される場合は、4月に手続きが必要です。毎年3月に受給者の方全員へ手続き案内を郵送しますので、書類が届いたら、上記に該当する方は速やかに福祉課窓口にて手続きを済ませてください。

ポイント!



【資格喪失】

1. 児童が死亡した場合
2. 就学しなくなった場合
3. 保護者が転出した場合
4. 保護者が変更された場合
（町外在住の者になったとき）



申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：354・353）

発達に心配のある・障がいのある子どものために

障害児通所支援等（給付事業）



どんな制度？

障がいのある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業です。日常生活における基本的な動作を取得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。

サービスの利用に必要な費用

サービス料の1割を事業所等へ支払います。所得に応じて、利用者負担上限月額を定めています。それ以上の負担はありません。所得を判定する世帯の範囲は、児童の保護者の属する世帯全員です。



区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税所得割28万円未満の世帯	4,600円
	20歳未満の施設入所者で市町村民税所得割28万円未満の世帯	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1に該当しない世帯	37,200円



対象となる児童は？

児童福祉法第4条第2項に規定する児童

- ・ 身体に障がいのある児童
- ・ 知的障がいのある児童
- ・ 精神に障がいのある児童
(発達障害者支援法に規定する発達障がい児を含む)

※兵庫県では「発達障がい」と診断され、療育や日常生活上の支援が必要と認められた場合、療育手帳（B2）が発行されます。

難病患者に該当する児童

給付の対象となる児童かどうかを次の①～③のいずれかの方法により確認を行います。

- ① 障害者手帳
(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
- ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ③ 障害者手帳を持っていない、手当等を受給していない場合は、ふくさきっこステーション（保健センター）や児童相談所等に意見を求めたり、主治医に診断書を作成してもらうなどの方法により、対象となるか確認を行います。

※診断がない場合でも障がいが想定され、支援の必要性を認めることができれば、対象となる場合があります。



サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児を対象としたサービスを利用するために、個別支援計画を作成します。 ・ 利用しているサービスが適切か、改善点がないかモニタリングを行い、定期的にサービスの利用状況の確認を行います。
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理の支援を行います。 ・ 上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童を対象に、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の機能訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の終了後や休日に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を行います。 ・ 幼稚園・大学を除く学校に就学している障がいのある児童や発達に特性のある児童を対象に、授業の終了後や休日に利用できるサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障がいがあり、外出が難しい児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。
認定こども園・小学校等訪問支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園や小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 <p>※正式名称は「保育所等訪問支援」ですが、分かりやすいように「認定こども園・小学校等訪問支援事業」という名称を使用しています。</p>

・ 障害児福祉サービス利用者負担金助成事業

障害児通所支援事業を利用した費用について、町の助成制度により、全額補助されます。

対象者には、毎年3月下旬頃に、手続きの案内を送付します。

申請には、前年3月から2月までの12か月分の自己負担額を支払った事業所の領収書が必要ですので、保管をお願いします。

※町の独自の制度ですので、制度の内容が変更になる場合があります。

・ 手続きに必要なもの

- 申請に必要な書類は、福祉課でお渡しします。
(もしくは、手続きの案内と併せて郵送によりお送りします。)
- 相談支援事業所の相談員と相談しながら手続きが進むので、申請書の提出のサポートも受けることができます。

・ サービスを利用するまでの流れ

- ① 相談員と一緒にサービスを利用するための計画書を作成します。 ※この時、月にサービスを利用できる日数を決めます。
- ② 担当窓口にて、申請書を提出します。
※計画書は、相談員から直接担当窓口へ提出があります。
- ③ 申請書類を審査し、町から利用決定通知と、「福祉サービス受給者証」が送付されます。
- ④ 利用したい事業所に、「福祉サービス受給者証」を提示し、事業所と必要な手続きを行います。
- ⑤ 町から決められた日数の範囲内でサービスを利用します。
- ⑥ 月額負担上限額が発生する方は、事業所に利用料を支払います。
- ⑦ 原則、6か月に1回相談員と面談し、サービスの利用について効果を確認します。

・ 近隣の事業所一覧

令和4年2月1日 時点

事業所名	住所	問い合わせ先	サービス内容
ケアステーションかんざき	679-2414 神崎郡神河町葉賀町385	電話：0790-32-1910 FAX：0790-32-1962	障害児相談支援 児童発達支援 放課後等デイサービス
福崎町障害相談支援センター	679-2201 神崎郡福崎町大貫446番地	電話：0790-35-8575 FAX：0790-22-7024	障害児相談支援
相談支援事業所れいめい	679-2315 神崎郡市川町西川辺464-2-102	電話：079-232-6500 FAX：079-264-3656	障害児相談支援
社会福祉法人中播福祉会香翠寮	679-2163 姫路市香寺町土師365-1	電話：079-240-6266 FAX：079-232-7250	障害児相談支援
共生型デイサービスケア Labo	679-2204 神崎郡福崎町西田原962番地	電話：0790-22-7780 FAX：0790-22-7787	児童発達支援 放課後等デイサービス
ここん	679-2212 神崎郡福崎町福田356-3	電話：0790-35-9181 FAX：0790-35-9181	放課後等デイサービス
こな	679-2212 神崎郡福崎町福田322-2	電話：0790-20-4823 FAX：0790-20-4823	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援事業
ゆうわ・あいき	679-2313 神崎郡市川町西田中387	電話：0790-20-4825 FAX：0790-20-4825	児童発達支援 放課後等デイサービス
つなぐ	679-2415 神崎郡神河町福本334	電話：0790-32-0995 FAX：0790-32-0996	放課後等デイサービス

姫路市や加西市など、一覧表に掲載のない事業所も利用することができます。

未就学期の相談の流れ

未就学期は、体の発達や言葉・行動などコミュニケーション面で、発達が著しい時期です。ふくさきっこステーションでは、1歳半や3歳児の定期検診があり、そこで発達の遅れなどが分かる場合があります。発達に課題があることが分かった場合、ふくさきっこステーション(保健センター)やケアステーションかんざきなどで相談を行いながら、必要に応じて児童発達支援を利用することになります。

児童発達支援を利用する場合、ケアステーションかんざきの相談支援事業所を利用していただくことが多いです。



就学後の相談の流れ

就学後(小中高)の12年間は、子どもの成長にとって大切な時期になります。学校での生活を送る中で、「授業中座って授業を受けることができない」、「友達とのコミュニケーションがうまく取れない」など発達に課題がある場合は、学校、ふくさきっこステーション(保健センター)やケアステーションかんざきなどで相談を行いながら、必要に応じて放課後等デイサービスを利用することになります。放課後等デイサービスを利用する場合、ケアステーションかんざきの相談支援事業所を利用していただくことが多いです。



「ケアステーションかんざき」での療育の様子



「共生型ディサービスケア Labo」での療育の様子



「ここな」での療育の様子



「ここん」での療育の様子



ポイント!



高校生になると、高校卒業後の進路のことも不安に思われる方も多いと思います。高校卒業後も福祉サービスの利用を検討されている場合、「ケアステーションかんざき」から「福崎町障害相談支援センター」へ相談員の交代（引継ぎ）が行われます。「福崎町障害相談支援センター」の相談員は、大人の方が利用できる福祉サービスをよく知っているため、切れ目なく福祉サービスのサポートを受けていただく体制ができています。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

特定疾患通院交通費補助金



どんな制度？

指定難病等の特定医療費受給者証をお持ちの方に、その疾病の通院治療にかかる交通費の一部を補助する制度です。



対象となる人は？

福崎町に住所があり、次の①～④のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「特定医療費（小児慢性）受給者証」を所持されている。
- ② ①による疾病のため、指定医療機関において通院治療を受けている（入院は除く）。
- ③ 生活保護法による医療扶助の移送等の給付を受けていない。
- ④ 重度障害者（児）福祉車両助成（※1）及び通院支援サービス（※2）を利用していない。



手続きに必要なもの

- 特定疾患交通費補助金支給申請書
- 「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「特定医療費（小児慢性）受給者証」
※補助対象期間に有効なもの
- 指定医療機関で受診したことがわかる領収書
又は自己負担上限額管理表



手続きの流れ

＜前年度に補助金申請された方＞

毎年9月に福祉課から申請についてのご案内を郵送します。同封している申請書と手続きに必要なものをご準備いただき、福祉課までお越しください。

＜初めて申請される方＞

申請期間中に手続きに必要なものをご準備いただき、福祉課にお越しください。特定疾患交通費補助金支給申請書をお渡しします。

補助される金額

月額1,000円に、
受診した月数を乗じた金額を補助します。

補助対象期間

受給者証の有効期間内において、前年10月から当該年度の9月までの1年間とします。

申請期間

毎年10月1日～11月30日の間に受付を行います。

補助金の支給方法

申請期間終了後、指定の口座へ振り込みいたします。
振り込みは、申請日翌月の月末となります。

ポイント!



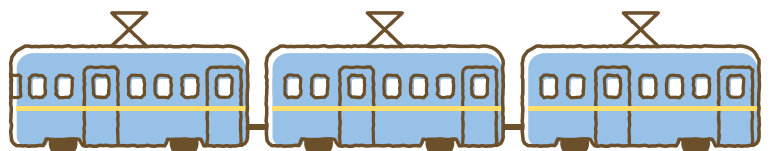
- 指定難病等の特定医療費受給者証の交付及び更新手続きは、福崎保健所です。期限が切れないように更新手続きをお願いします。

（※1）障害者手帳をお持ちの方で重度障がい者（児）に該当する場合は「重度障害者（児）福祉車両等助成」により、タクシー代又はガソリン代の一部を助成する制度があります。

（※2）概ね65歳以上で、通院のため、交通手段を利用することが困難、かつ、ご家族による移動手段の確保が難しい場合、タクシー代の一部を助成する制度があります。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F 緑の看板が目印） 町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：353・364）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

自立支援医療費助成（①育成医療）



どんな制度？

育成医療は、身体に障がいのある18歳未満の児童または、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童が、その障がいや疾患が確実に除去・軽減されると見込まれる手術等の治療を受ける場合の医療費の一部を公費で負担する制度です。



対象となる人は？

次の①～⑦のすべてを満たす必要があります。

- ① 保護者が福崎町に住所を有し、医療開始日において児童が18歳未満であること
- ② 現在機能障がいを有する児童、または放置すると将来において機能障がいを残すと認められる児童
- ③ 確実な治療の効果が期待できること
※②と③は、医師が作成する意見書で確認します。
- ④ 保険適用となる治療であること
- ⑤ 自立支援医療費の支給対象となる医療の内容であること
- ⑥ 指定自立支援医療機関で治療を受けること
- ⑦ 市町村民税所得割額が23万5千円未満であること、または高額治療継続者であること

対象となる障がいの区分

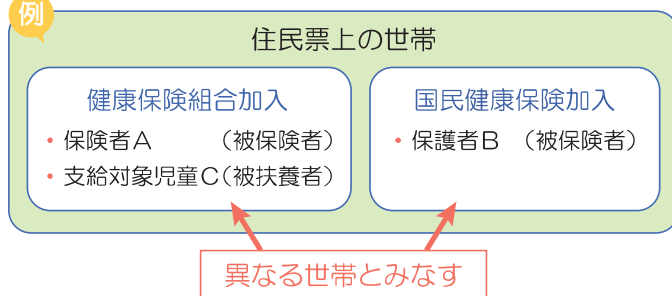
- (1) 視覚障がい
- (2) 聴覚、平衡機能障がい
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
- (4) 肢体不自由
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障がい
ア：手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除く
イ：腎臓機能障がいに対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法、心臓機能障がいに対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障がいに対する肝臓移植後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となる
- (6) 先天性の内臓の機能障がい（(5)に掲げるものを除く。）
手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除く
- (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい

自己負担について

原則、1割負担ですが、「世帯」の所得に応じて、月額自己負担上限額があります。

「世帯」とは、同じ医療保険に加入している家族を「世帯」とし、異なる医療保険に加入している場合、住民票や税法上の取扱いとは関係なく別の「世帯」となります。

例



※ 税法上、保護者Bが支給対象児童Cを扶養している場合であっても、医療保険が異なるので「別世帯」とみなします。

※ この場合、保護者Aの所得状況を確認し、所得区分を判定します。

高額治療継続者（重度かつ継続に該当する者）の要件について

以下のいずれかに該当する児童が、高額治療継続者（重度かつ継続に該当する者）です。

- ・ 心臓機能障がいを有する者（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）
- ・ 腎臓機能障がいを有する者
- ・ 小腸機能障がいを有する者
- ・ 肝臓機能障がいを有する者（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいを有する者
- ・ 医療保険多数該当世帯
（育成医療の対象となる治療があった月以前の12か月以内に、医療保険において高額療養費が支給されている月数が3か月以上ある世帯）

手続きに必要なもの

- 自立支援医療（育成医療）支給認定書
- 自立支援医療（育成医療）意見書
- 個人番号を確認できるもの
（児童と、児童と同じ保険に加入している方）
- 児童の健康保険証
- 診断書料助成申請書
- 診断書料（文書料）領収書（原本）
- 振込先の通帳（児童もしくは保護者名義の通帳）



意見書作成に要した費用に対し、上限3,000円まで助成します。

所得と負担上限月額について

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護世帯 (生活保護)	市町村民税非課税		市町村民税所得割 3.3万円未満 (中間所得層1)	市町村民税所得割 3.3万円以上 23.5万円未満 (中間所得層2)	市町村民税所得割 23.5万円以上 (一定所得以上)
	保護者収入 80万円以下 ※1 (低所得1)	保護者収入 80万円超 (低所得2)			
負担上限額 負担0円	負担上限額 2,500円/月	負担上限額 5,000円/月	※2 負担上限額 5,000円/月	※3 負担上限額 10,000円/月	育成医療の 対象外
			高額治療継続者(重度かつ継続に該当する者)		
			負担上限額 5,000円/月	負担上限額 10,000円/月	※4 負担上限額 20,000円/月

(※1) 保護者収入：地方税法上の合計所得金額、公的年金、特別児童扶養手当等の収入の合計額
世帯の収入の合計額で判定するのではなく、収入額が80万円を超える世帯員がいるかどうかで判定する。

(※2~4) 経過措置であるため、今後内容が変更となる可能性があります。

ポイント!



治療の内容や、世帯の所得の状況によっては、制度が利用できない場合があります。主治医と治療内容を相談しながら、早い段階での相談をお勧めします。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課(役場1F緑の看板が目印) 町民福祉係 ☎ 0790-22-0560(内線:353)

発達に心配のある・障がいのある子どものために

自立支援医療費助成(②精神通院医療)



どんな制度?

自立支援医療(精神通院医療)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。



対象となる方と障がいの例は?

精神障がい(てんかんを含みます)により、通院による治療を続ける必要がある程度の病状の方が対象となります。

- 統合失調症
- うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- 薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- PTSDなどのストレス関連障がい
- パニック障がいなどの不安障がい
- てんかん
- アルツハイマー型認知症、血管性認知症 など

医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神障がいや、当該精神障がいに起因して生じた病態に対して、精神通院医療を担当する医師による病院または診療所に入院しないで行われる医療(外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等が含まれます)が対象となります。



次のような医療は対象外となります!

- 入院医療の費用
- 公的医療保険の対象とならない治療、投薬などの医療(例:病院や診療所以外でのカウンセリング)
- 精神障がいと関係のない疾患の医療費

本制度で医療を受けられる医療機関や薬局

本制度による医療費の軽減が受けられるのは、兵庫県が指定した「指定自立支援医療機関」(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)で、受給者証に記載されたものに限定されています。自立支援医療を受けるときには、その都度交付された自立支援医療受給者証と自己負担上限額管理票を医療機関に提示してください。

現在通院している医療機関や通院を希望する医療機関等が指定されているかどうかは、医療機関におたずねいただくか、県精神保健福祉センター、兵庫県の担当課にお問い合わせください。

医療費の自己負担

- (1) 一般の方であれば公的医療保険で3割の医療費を負担しているところ、1割に軽減されます。
- (2) この1割の負担が過大なものにならないよう、1ヶ月あたりの負担には世帯※1の所得に応じて上限が設けられています。
 (※1) ここでいう「世帯」とは、通院される方と同じ健康保険などの公的医療保険に加入する方を同一の「世帯」として捉えています。
- (3) さらに、統合失調症などで、医療費が高額な治療を長期間にわたり続けなければならない方（本制度では「重度かつ継続※2」と呼びます）で、市町村民税課税世帯の方は、通常とは別に負担上限月額が定められ、負担が軽減されます。
 (※2) 「重度かつ継続」の対象者は次のいずれかに該当する方です。

◎ 医療保険の「多数回該当」の方（直近12ヶ月間に、国民健康保険などの公的医療保険の「高額療養費」の支給を3回以上受けた方）

①～⑤の精神疾患の方

- ① 症状性を含む器質性精神障がい
 (例) 高次脳機能障がい、認知症 など
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障がい
 (例) アルコール依存症、薬物依存症 など
- ③ 統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい
- ④ 気分障がい (例) うつ病、躁うつ病 など
- ⑤ てんかん

◎ 3年以上精神医療を経験している医師から、情動及び行動の障がいまたは不安及び不穏状態を示すことから入院によらない計画的かつ集中的な精神医療（状態の維持、悪化予防のための医療を含む）が続いて必要であると判断された方

以上を図にすると以下のとおり

所得区分 (医療保険の世帯単位)		負担上限月額	
		一般	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上 235,000円未満	総医療費 の1割	10,000円
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満		5,000円
低所得2	市町村民税非課税 (低所得1を除く)	5,000円	
低所得1	市町村民税非課税 (本人又は保護者の年収 80万円以下)	2,500円	
生活保護	生活保護世帯	0円	

福崎町国民健康保険に加入されている方については、障害者総合支援法58条により、自己負担はなしとなっています。

手続きに必要なもの

- 自立支援医療費支給認定申請書 ※
 - 診断書（自立支援医療用）
 - 同じ医療保険世帯の方の所得の状況等が確認できる資料
 (課税証明書、障害年金などの振り込み通知書など) ※3
 - 健康保険証
 - 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
 - 心身障害者手帳交付等申請用診断書料助成金交付申請書 ※
 - 診断書を作成した際の領収書の原本
- (※3) 福崎町で必要なデータを把握できる場合は、必要な書類の提出が省略できる場合があります。
 ※交付申請書は福祉課でお渡しします。
 (ホームページでも入手できます。)

受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は1年以内です。有効期間終了後も引き続き自立支援医療を受ける場合は更新が必要になります。有効期間終了の3ヶ月前から更新申請が可能です。病態や治療方針に変更がなければ、2回に1回は医師の診断書の省略ができます。更新の際は自立支援医療受給者証の原本も持ちください。



ポイント!



精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳と自立支援医療とを同時に申請することができます。その場合は、手帳用の診断書で自立支援医療の診断書を兼ねることができます。(自立支援医療の診断書で手帳の申請をすることはできません)



発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

① 重度障害者（児）日常生活用具給付制度



どんな制度？

障がいのある方、難病患者の方に対し、日常生活における福祉用具の購入費用の9割～10割を助成します。



対象となる人は？

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 難病患者の方



負担はどうなるの？

日常生活用具の給付を受ける際には、1割の利用者負担が必要です。ただし、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料。（超過負担額は支払いが必要です）

区分	負担割合	世帯の収入状況
生活保護	負担なし	生活保護世帯に属する者
非課税	負担なし	市町村民税非課税世帯
一般	1割	市町村民税課税世帯

※世帯の範囲は、「本人と配偶者」となります。ただし、障がい児の場合は、「保護者の属する住民基本台帳での世帯」となります。

※市町村民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。

手続きに必要なもの

- 日常生活用具給付申請書※
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または特定医療費（指定難病）受給者証
- 購入する日常生活用具の仕様（カタログなど）

※交付申請書等は健康福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

日常生活用具の種目例

用具	種目（代表例）
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、酸素ボンベ運搬車
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ
住宅改修費	住宅改修

申請時期

必ず購入前に申請してください！

購入後の助成はできませんのでご注意ください。

手続きの流れ

- 1 福祉課窓口にて申請書類を提出します。申請書類には、必要な日常生活用具や希望の医療機器業者をご記入いただけます。
- 2 申請書類をもとに、町から医療機器業者へ見積書の提出を依頼します。
- 3 町が申請書及び見積書を基に審査を行い、支給・不支給の決定通知を申請者へ送るとともに、支給決定の場合、医療機器業者へ支給券を交付します。
- 4 支給券を基に、医療機器業者が申請者宅へ日常生活用具を届けます。用具を受領する際、支給決定通知に記載された利用者負担額を医療機器業者へ支払います。

ポイント!

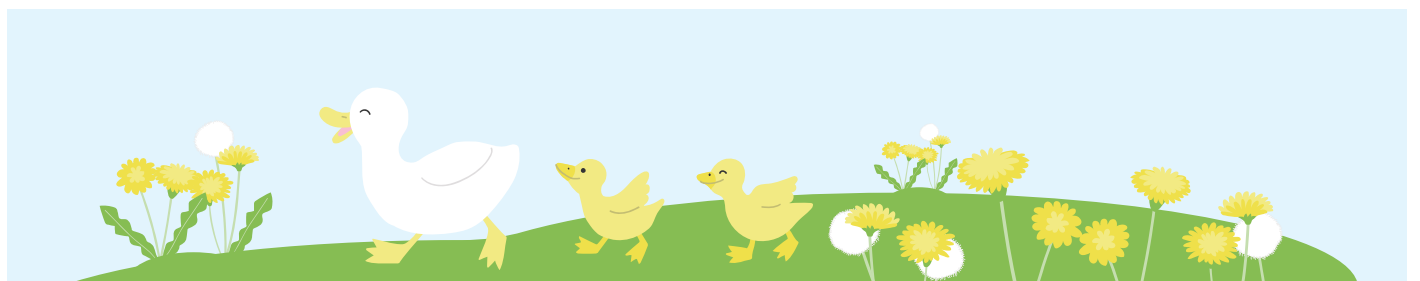
どのような日常生活用具が必要となるのかを、申請の前に主治医や医療機器業者とよく相談していただくことが大切です。



また、手続きには1週間程度要しますので、申請はお早めに。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F 緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：354・353）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

② 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付



どんな制度？

小児慢性特定疾病の児童に対し、日常生活における福祉用具の購入費用の助成を行います。



対象となる人は？

兵庫県が発行する「特定医療費（小児慢性）受給者証」をお持ちの児童です。

日常生活用具の種類

※まずご相談ください。

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する児童	児童が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある児童	皮膚のただれや傷の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある児童	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある児童	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な児童	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。
		ア 児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
		イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する児童	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない児童	尿が自動的に吸引されるもので、児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある児童	介助者が児童に体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車 椅 子	下肢が不自由な児童	児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する児童	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールバスト	体温調節が著しく難しい児童	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある児童	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な児童	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（畜便袋）	人工肛門を造設した児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（畜尿袋）	人工膀胱を造設した児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人 工 鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。



負担はどうなるの？

世帯の課税額により自己負担額が決まります。

【世帯の範囲】

保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	負担割合	自己負担額
A 階層	生活保護世帯	負担なし
B 階層	A階層を除き、 市町村民税非課税世帯	1,100円
C 階層	A階層及びB階層を除き 市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250円
D 階層	A階層及、 B階層及びC階層を除き 市町村民税課税世帯	2,900円～全額負担 ※所得割額により、 20段階で自己負担額が 決まります。

ポイント!



福祉用具を購入する場合、まず助成の対象か確認をしてください。先に福祉用具を購入してしまうと、助成を受けることはできないので、お早目の相談をお勧めいたします。

手続きに必要なもの

- 日常生活用具給付申請書
- 診断書（主治医が作成するもの）
- 商品の見積書・商品のカタログ
（商品を購入する業者に見積書の作成依頼をしてください）
- 特定医療費（小児慢性）受給者証

※必ず、購入前に申請をしてください。

手続きの流れ

- ① 福祉課に来ていただいて相談、もしくは電話で相談をしてください。
- ② 「特定医療費（小児慢性）受給者証」の所持を確認した後、購入したい福祉用具の種類を確認します。
- ③ 給付対象になることが確認できた後、申請に必要な書類をお渡しします。（郵送もできます）
- ④ かかりつけ医の病院で、主治医に診断書を書いてもらいます。
- ⑤ 必要な書類が整えば、福祉課に提出します。
- ⑥ 判定の結果を町から通知します。
- ⑦ 業者から福祉用具を受け取り、決められた自己負担額を業者に支払います。



申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F 緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：353）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

③ 身体障害者（児）補装具費支給制度



どんな制度？

身体上の障がいを補うための補装具の購入費用、修理費用の9割または全額を支給します。



対象となる人は？

- ・ 身体障害者手帳所持者
- ・ 難病患者で、一定の基準を満たす方



負担はどうなるの？

補装具費の支給を受ける際には、**1割の利用者負担**が必要です。ただし、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料。（超過負担額は支払いが必要です）

区分	負担割合	世帯の収入状況
生活保護	負担なし	生活保護世帯に属する者
非課税	負担なし	市町村民税非課税世帯
一般	1割	市町村民税課税世帯※

※世帯の範囲は、「本人と配偶者」となります。ただし、障がい児の場合は、「保護者の属する住民基本台帳での世帯」となります。

※市町村民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。

補装具の種目例

障がいの種類	種目（代表例）
肢体不自由	義肢（義手、義足）、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障がい	入浴補助用具、便器、頭部保護帽

※介護保険制度を利用できる場合、介護保険の福祉用具貸与が優先されます。

手続きに必要なもの

- 補装具費（購入・修理）支給申請書（窓口またはホームページで入手）
- 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証
- 補装具費支給意見書（指定医師が作成）
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- 購入する補装具の仕様（カタログなど）

※交付申請書等は福祉課でお渡しします。

（ホームページでも入手できます。）

申請時期

必ず購入前に申請してください！

購入後の助成はできませんのでご注意ください。

手続きの流れ

〈新規購入〉

- ① 福祉課窓口にて申請書類を提出します。申請書類には、必要な補装具や希望の医療機器業者をご記入いただきます。
 - ② 申請書類を基に、町が申請者と面談を行ったうえで、補装具費支給調査書を作成します。
 - ③ 補装具費支給調査書及び補装具費支給意見書を判定機関（兵庫県身体障害者更生相談所）へ送付し、支給判定を依頼します。
 - ④ 判定依頼に基づき、判定機関（兵庫県身体障害者更生相談所）が、判定書を交付します。
 - ⑤ 判定書を基に町が審査を行い、支給・不支給の決定通知を申請者へ送るとともに、支給決定の場合、医療機器業者へ支給券を交付します。
 - ⑥ 医療機器業者が申請者宅へ補装具を届けます。補装具を受領する際、支給決定通知に記載された利用者負担額を医療機器業者へ支払います。
- ※新規購入の場合、手続きには2～3週間程度要しますので、申請はお早めに。」

〈再購入・修理〉〈18歳未満の障がい児〉

- ① 福祉課窓口にて申請書類を提出します。申請書類には、必要な補装具や希望の医療機器業者をご記入いただき、希望する補装具の見積書・仕様（カタログ）を添付してください。
- ② 申請書類及び見積書を基に町が審査を行い、支給・不支給の決定通知を申請者へ送るとともに、支給決定の場合、医療機器業者へ支給券を交付します。
- ③ 医療機器業者が申請者宅へ補装具を届けます。補装具を受領する際、支給決定通知に記載された利用者負担額を医療機器業者へ支払います。



ポイント!



どのような補装具が必要となるのかを、申請の前に主治医や医療機器業者とよく相談していただくことが大切です。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

④ 障害児訪問入浴サービス



どんなサービス？

専用入浴車と浴槽を用いてご自宅で入浴できるサービスです。



対象となる人は？

次のすべてに該当する方が対象となります。

- 身体障害者手帳1級、2級または療育手帳A判定の手帳をお持ちの児童
- 主治医が入浴可能と認めた児童
- 家庭において入浴することが困難な児童



負担はどうなるの？

児童の世帯の区分	月額上限利用負担額
児童の保護者の属する世帯全員の市町村民税が非課税	0円
18歳以上の場合は、本人と配偶者の市町村民税が非課税	0円
生活保護法による被保護世帯	0円
上記以外の世帯	4,600円 (18歳以上は9,300円)

サービス内容

週1回以内の範囲で利用ができます。
(アサヒサンクリーン株式会社に委託しています。)

手続きに必要なもの

- 訪問入浴サービス事業利用申請書
- 訪問入浴サービス事業利用診断書
- 障害者手帳



手続きの流れ

- 1 福祉課にて相談、もしくは電話で相談をしてください。
- 2 児童の様子を伺い、訪問入浴サービスをご利用いただける要件を満たしているかどうか、確認を行います。
- 3 要件を満たしている場合、申請に必要な書類をお渡しします。
- 4 かかりつけ医の病院で、主治医に診断書を書いてもらいます。
- 5 申請書、診断書、障害者手帳を提出してください。
- 6 後日、町から決定（もしくは却下）通知を郵便でお送りします。
- 7 決定された場合、アサヒサンクリーン株式会社と必要な手続きを行います。
- 8 訪問入浴サービスを利用します。
- 9 月額上限利用者負担がある場合は、アサヒサンクリーン株式会社に支払います。

ポイント!



家庭での入浴が難しい場合、生活上での困りごとが他にもあると思います。生活全般の困りごとや、将来のことなどご相談ください。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F 緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：353）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

⑤ 重度障害者（児）福祉車両等助成



どんな制度？

重度障がいを持つ方を対象に、タクシー利用券または車両維持経費（ガソリン代）のどちらかを選択していただき、助成する制度です。



対象となる人は？

対象となるのは、福崎町内に住所がある在宅の方のうち、以下の等級の障害者手帳をお持ちの方です。

- 身体障害者手帳 1級および2級
- 療育手帳 A判定
- 精神障害者保健福祉手帳 1級



※助成には所得制限があります。

※車両維持経費での助成を希望される方については、本人または同居のご家族が免許証を持ち、運転している場合に限りです。

※ただし、心身障害者施設等通園補助金または特定患者者通院交通費補助金（P58をチェック）を受給している方は、重複して助成を受けることができません。

助成の内容

（タクシー利用券の場合）

1枚500円の利用券を1か月あたり4枚支給します。利用券は1年分を2回に分けて、郵送でお届けします。（4月、6月）

（車両維持経費の場合）

以下の金額を、3か月ごとに指定の口座へお振り込みします。（6月、9月、12月、3月）

対象者が自ら運転する場合	2,500円/月
	本人、配偶者、および扶養義務者が市町村民税非課税の場合… 5,000円/月
対象者のご家族が運転する場合	2,000円/月
	本人、配偶者、および扶養義務者が市町村民税非課税の場合… 5,000円/月

手続きに必要なもの

（タクシー利用券の場合） 申請書

（車両維持経費の場合）

- 〈本人運転〉 申請書 対象者の運転免許証 振込先の通帳 対象者名義の車検証
- 〈家族運転〉 申請書 対象者または同居家族名義の車検証 振込先の通帳

所得制限について

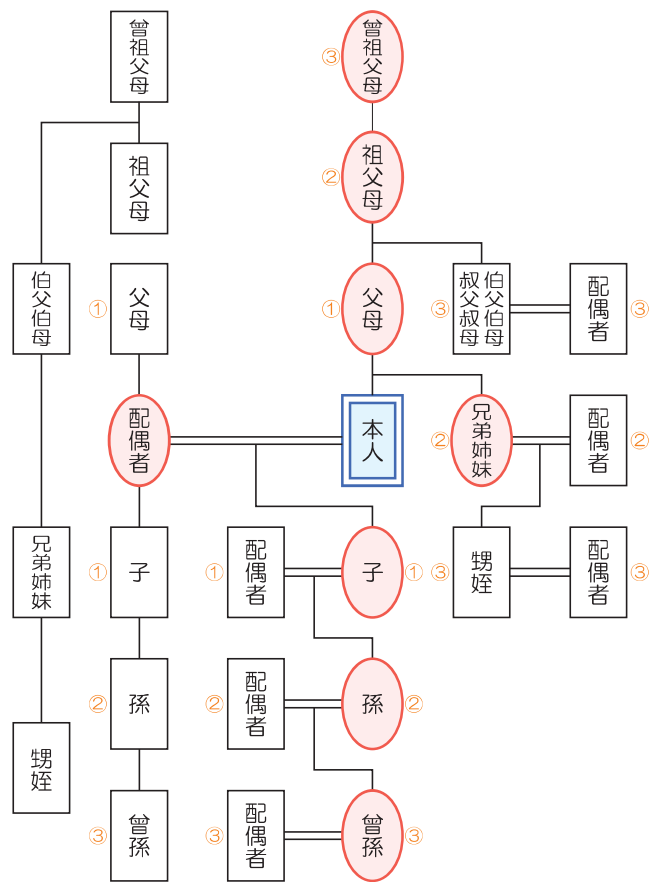
所得確認対象者の市町村民税・所得割額の合計額が23万5千円以上の場合は、助成の対象外となります。

◆所得確認対象者について

住民基本台帳上の世帯のうち、手帳所持者およびその扶養義務者の市町村民税・所得割額を確認します。

（下図の○で囲んでいる方）

※世帯分離している場合も含まれます。



申請時期

1年に1度、申請が必要になります。

毎年6月頃に、対象となる障害者手帳を所持されている方へ案内と申請書をお送りします。助成を希望される場合には、手続きをしてください。申請書はホームページからも入手できます。

ポイント!



この制度とは別に、タクシーやバス、電車の利用時に障害者手帳を提示することで、運賃などの割引を受けられることがあります。※会社によって取り扱いが異なる場合もあるため、各自でご確認ください。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

福崎町手をつなぐ育成会ってな～に？

様々な活動を通じて、障がいのある方の「今」だけでなく、「将来」を作る活動をしています。



福崎町手をつなぐ育成会とは？

知的に障がいをもつ子の保護者として、「私たちがいなくなったらこの子は…」 「今が精一杯で先のことまで考えられない」「家族の気持ちを共感してもらえない」 そんな想いがあります。

福崎町手をつなぐ育成会では、様々な活動を通じて、障がいのある方の「今」だけでなく、「将来」を作る活動をしています。



対象となる人は？

- 福崎町手をつなぐ育成会の会の目的に賛同していただける方
- 会員は、この会の目的に賛同する知的障がいなどの子どもの保護者です

会の目的

この会は、知的障がい者（知的障がい児を含む。以下同じ）の更生及び育成を援護するとともに、その福祉の増進を図り、社会福祉の発展に寄与することを目的としています。

活動内容

- 親睦会やイベントの開催
- 兵庫県や中播磨地区手をつなぐ育成会との交流会や研修会の開催
- 運動会などのレクリエーションの開催
- 相談員との懇話会、相談会の開催
- 各種行政、学校、福祉施設などの情報提供、など

年会費

年会費：1世帯につき、3,200円

（県会費2,000円、町会費1,200円）

会員数

36世帯 84人（令和3年4月1日時点）



手続きの流れ

入会希望・会活動の見学希望の方は、下記までご連絡ください。

福崎町手をつなぐ育成会事務局

（福崎町社会福祉協議会内）

〒679-2215 神崎郡福崎町西治474番地6

TEL：0790-23-0300

FAX：0790-23-0322

Mail：fukusyakyoku@mx2.wt.tiki.ne.jp



ポイント!



会員の方は、会の活動・運営に携わっていただきます。情報交換や、親睦・交流会を行います。また、野外活動や研修会、ブロック活動や会のイベントに参加いただけます。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

お子様を扶養されているお父さん・お母さんへ 税金の軽減・減免制度を紹介します



★軽減制度（所得税・住民税）★



どんな制度？

障害者手帳（以下「手帳」）をお持ちのお子様を税金上の扶養とすれば、所得税や住民税が下がる可能性があります。



対象となる人は？

- ・手帳をお持ちのお子様を扶養される方
- ・所得税や住民税が課税されている方

内 容

所得税や住民税の所得控除として障害者控除があります。年末調整や確定申告でこの控除を申告されることで税金が下がる可能性があります。

軽減される金額

障害者控除の種類	要 件	所得税 控除額	住民税 控除額
障害者控除	身体障害者手帳3～6級	27万円	26万円
	療育手帳B1～B2		
	精神障害者保健福祉手帳2～3級など		
特別障害者 控除	身体障害者手帳1～2級	40万円 (75万円)	30万円 (53万円)
	療育手帳A		
	精神障害者保健福祉手帳1級など		

上記の額は、所得から控除される金額ですので、軽減される税金の額はこの控除額に税率をかけた金額です。

手続きに必要なもの

- 年末調整や確定申告時に手帳をご提示ください。
(年末調整については、必要書類等、各事業所でご確認ください。)

申告時期と申告場所

〈年末調整〉10～12月に提出。時期は事業所により異なります。

〈確定申告〉2月16日～3月15日に申告。

姫路税務署又は福崎町役場の申告会場。

※各申告会場での担当者にご確認ください。

◎このほか、おうちのパソコンやスマートフォンでもできます。

ポイント!



16歳未満のお子様で扶養控除が0円でも、障害者控除は申告できます!

※確定申告に必要な書類等は税務課でお渡しします。(国税庁ホームページでも入手できます。また、「確定申告書等作成コーナー」で申告書作成もできますのでぜひご利用ください。)

★減免制度（軽自動車税・自動車税）★



どんな制度？

手帳をお持ちのお子様と同一生計で、そのお子様のために継続的に使用される自動車であれば、軽自動車税や自動車税が減免されます。



対象となる人は？

手帳をお持ちのお子様のために使用される自動車を取得又は所有されている方。ただし、減免できる自動車は障がいのある方1人に対して1台です。

内 容

申請されることで対象の自動車の税金が減免されます。

- ・軽自動車税種別割は税務課へ申請してください。
- ・自動車税種別割と自動車税環境性能割は県税事務所へ申請してください。

減免される金額

障がいの種類や程度、所有形態に応じて減免割合が異なります。

手続きに必要なもの

- 減免申請書、添付書類
(自動車の運転・所有形態によって異なりますのでお問い合わせください。)

申告時期

軽自動車税	自動車税		
	種別割		環境性能割
種別割	新車を購入	すでに保有・減免理由の変更※1	
4月1日から納付期限まで	登録(取得)時	4月1日から納付期限まで	登録(取得)時

※年度の途中で手帳の交付を受けた場合や減免事由に該当していたが申請期限までに申請しなかった場合…その年度の2月末日まで。申請の翌月以降の月数に応じて、年税額の月割相当額を減免します。

申告場所

- 【軽自動車税種別割】 ➡ 福崎町税務課
- 【自動車税種別割】 ➡ 姫路県税事務所
- 【自動車税環境性能割】 ➡ 姫路県税事務所

※軽自動車の減免申請書は税務課でお渡しします。
(ホームページでも入手できます。)

◎住民税・軽自動車税種別割 税務課(役場1Fオレンジの看板が目印) 住民税係・管理係
☎ 0790-22-0560 (内線 343～345)

◎所得税 姫路税務署 ☎ 079-282-1135 (代表)

◎自動車税種別割 自動車税環境性能割 姫路県税事務所 ☎ 079-281-3001 (代表)

申請に関するお問い合わせ先



おいでよ。子育ての集いとあそびの場

子育て支援施設【地域子育て支援拠点事業】

お子さんの健やかな成長を願い、子育てについて一緒に考え、安心して楽しく子育てができるようにみなさんの応援をします。



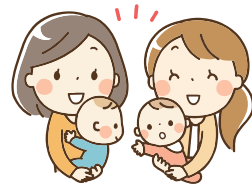
どんな事業？

妊娠中の保護者、0歳～就学前の子どもとその保護者や家族を対象に、お子さんの健やかな成長を願い、子育てについて一緒に考え、安心して楽しく子育てができるようにみなさんの応援をしていくところです。

おもちゃで遊んだり、絵本を読んだり、語り合ったり…。子育てで家庭の親と子どもがだれでも気軽に集い、語り合い、交流する場を提供します。3つの施設どこでも気軽に遊びに来てください。（予約は不要です。無料でご利用いただけます。）

こんなときに来てね！

- ・気分転換！親子でリフレッシュしたいな。
- ・同年齢のお友達と遊びたいんだけど、どこに行けばいいのかな。
- ・親子で一緒にできるあそびやうたを知りたいな。
- ・育児って大変だな…。誰かにわかってほしいな。
- ・子どもの発達のことが気になるな…。



おひさまらんど（福崎子育て支援センター）



【開設日時】 月曜日～金曜日 9：00～17：00
土曜日 9：00～12：00
（祝日、年末年始は除く）

【場 所】 福崎町福崎新448-3 福崎幼稚園に併設
☎ 0790 (22) 2308
※予約不要、無料でご利用いただけます。



ともだちひろば（西部子育て学習センター）



【開設日時】 火曜日～金曜日 9：00～16：00
（祝日、年末年始は除く）

【場 所】 福崎町福田176-1
福崎町文化センター2F
☎ 0790 (22) 7830
※予約不要、無料でご利用いただけます。



にこにこひろば（東部子育て学習センター）



【開設日時】 月曜日～木曜日 9:00～16:00

（祝日、年末年始は除く）

【場 所】 福崎町西田原1263-4

田原幼稚園に併設

☎ 0790 (22) 1058

※予約不要、無料でご利用いただけます。



お問い合わせ先

学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560（内線：252・253）

福崎子育て支援センター ☎ 0790-22-2308

西部子育て学習センター ☎ 0790-22-7830

東部子育て学習センター ☎ 0790-22-1508

こんなことをしているよ！

すきっぷひろば

（おひさまらんど：福崎子育て支援センター）

地域の施設や公民館などにでかけていき、すきっぷひろばを開きます。

親子で一緒に絵本やわらべうた、リズムあそびなどを楽しみます。参加者同士で情報交換したり、子育ての悩みを話したり、ゆったりと過ごせます。

子育て相談

（おひさまらんど・ともだちひろば・にこにこひろば）

各施設で遊びながら、子育てに関する不安や悩みをお聞きします。気軽に相談してください。

◆専門相談員による個別相談も行っています。（要予約）

個別相談日：毎月第3火曜日

相談場所：文化センター2F 和室

問い合わせ：おひさまらんど・ともだちひろば・
にこにこひろば

子育てグループ活動

（ともだちひろば：西部子育て学習センター）

同年齢の子どもを持つ親同士のグループをつくり、交流します。いろいろなあそびや、子育てについての学習、情報交換を行います。

家族ふれあい行事

（にこにこひろば：東部子育て学習センター）

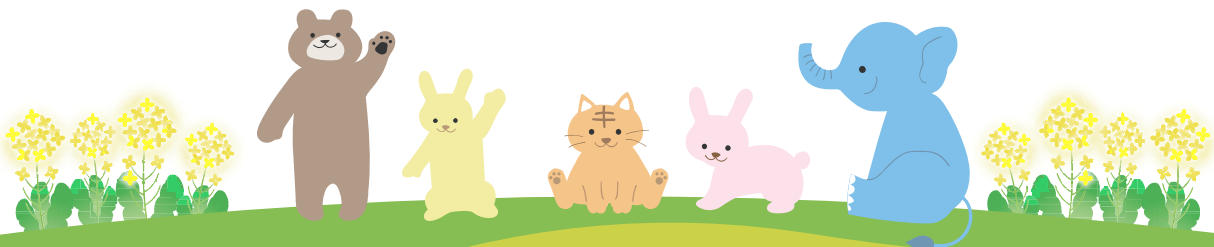
年間を通して、川あそびやおいもほり・親子体育あそびなど、家族で参加できる行事を行います。また、毎月1回、親子でできる製作あそびも企画しています。

子育てに関する講座・講演会

（おひさまらんど・ともだちひろば・にこにこひろば）

子育てに関する講座・講演会を年間通じて開催します。

食育、人形劇、うんどうあそび、コンサートなど、さまざまなジャンルの講座を開きます。



遊ぼうよ

公園に行ってみよう！

福崎町内にある、おすすめの公園を紹介します！



名称	特徴	地図
<p>市川河川公園</p> <p>住所：福崎町福崎新3番2地先 問合せ：まちづくり課 都市計画係 電話：0790-22-0560 内線334 トイレ：有 駐車場：21台（無料） 内2台は身体障がい者用</p>	<p>総面積約2.5ヘクタールの、町内で1番大きな公園です。</p> <p>ピクニックが出来る『草花の広場』 芝生の上で遊べる『芝生の広場』 土の上で遊べる『土の広場』 小さなお子様が遊べるスプリング遊具や砂場がある『砂の広場』があります。</p> <p>バスケットゴールもあり、大人から子供まで幅広く楽しめる公園です。</p>	
<p>イーストパーク</p> <p>住所：福崎町大貫972番1 問合せ：まちづくり課 都市計画係 電話：0790-22-0560 内線334 トイレ：有 駐車場：16台（無料） 内1台は身体障がい者用</p>	<p>総面積約1.0ヘクタールの、福崎町東部工業団地内にある隠れ家的スポット。</p> <p>芝生の上で遊べる広場と、その広場とは別の場所に複合遊具が1つ、スプリング遊具が2つと砂場があり、小さいお子様が遊んで頂けます。</p> <p>午前中、芝生の広場はグランドゴルフの団体の方々が利用されていることが多いです。</p> <p>遊具が置いてある広場はいつでも空いていますので、一度遊びに来てみてくださいね。</p>	
<p>辻川山公園</p> <p>住所：福崎町西田原1038番地12 問合せ：地域振興課 観光係 電話：0790-22-0560 内線393 トイレ：有 駐車場：14台（無料） 内1台は身体障がい者用</p>	<p>池から飛び出る河童のガジロウが有名な公園です。</p> <p>空には逆さ天狗が妖怪小屋から飛び出してきた、公園各所には全国妖怪造形コンテストで最優秀賞に輝いた作品を大型像として設置しています。土日はガジロウを目当てにたくさんの親子連れが集まります。</p> <p>周辺には福崎町出身の民俗学者、柳田國男の生家や記念館も隣接しているので、興味のある方は足を運んでみてください。</p>	
<p>さるびあ公園 (福崎浄化センター東側)</p> <p>住所：福崎町西治301-1 問合せ：上下水道課 電話：0790-22-0560 内線384 トイレ：有 駐車場：19台（無料） 内1台は身体障がい者用</p>	<p>幼児から小学生低学年向けに新しく設置された公園で、3つのエリアに分かれています。</p> <p>『芝生広場』 広々とした広場で、ピクニックやボール遊びにぴったりです。</p> <p>『水の広場』 ※夏季限定 井戸水が流れる“せせらぎの川”、“じゃぶじゃぶ池”があります。水深20cm以下なので小さなお子様の水遊びにもおすすめです。</p> <p>『遊具広場』 人気の大型トランポリン「ふわふわドーム」があります。</p> <p>※遊具は順次追加する予定です</p>	

遊ぼうよ

園庭開放

認定こども園の園庭を開放しています。ご利用ください。



在宅で子育てをしておられる方に、認定こども園の園庭を開放します。

◎開放している園庭

施設名	所在地	実施日	実施時間	実施時期	電話番号
田原幼稚園	福崎町西田原1263-4	火曜日	9:00～11:00	5月～	0790-22-1032
八千種幼稚園	福崎町八千種276-2	木曜日	9:00～11:00	5月～	0790-22-1207
福崎幼稚園	福崎町福崎新448-3	水曜日	9:00～11:00	5月～	0790-22-1091
高岡幼稚園	福崎町高岡1956-33	金曜日	9:00～11:00	5月～	0790-22-3960
姫学こども園	福崎町南田原2062	月・水・金曜日	9:30～11:30	4月～	0790-22-5480
サルビアこども園	福崎町山崎617-7	月・火・木曜日	9:30～14:00	4月～	0790-22-1313

※ 事前の申し込みは不要です。当日施設で受け付けをしてください。

ただし、園の行事等で利用できないことがあります。利用が可能かどうかは、各施設へお問い合わせください。

お問い合わせ先

◎学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560 (内線 252)
 ◎田原幼稚園 ☎ 0790-22-1032 ◎高岡幼稚園 ☎ 0790-22-3960
 ◎八千種幼稚園 ☎ 0790-22-1207 ◎姫学こども園 ☎ 0790-22-5480
 ◎福崎幼稚園 ☎ 0790-22-1091 ◎サルビアこども園 ☎ 0790-22-1313

遊ぼうよ

図書館に行ってみよう!

絵本などの本が借りられるだけじゃないよ。
 いろんな行事に参加してみよう!



★施設の概要★

福崎町内にお住まいの方ならどなたでも無料で、図書のほか、CDやDVD等の視聴覚資料も借りられます。

また、えほんのじかんやおはなし会等、絵本の読み聞かせ等を楽しむことができる行事もしています。



本等を借りるには?

図書館利用カードと借りたい本等を図書館カウンターへお持ちください。

図書館利用カードを忘れられたときでも本を借りることができます。カウンターにてお名前と登録された電話番号でご本人確認をします。



何点借りられるの?

図書資料：本・雑誌・紙芝居合わせて10点まで

視聴覚資料：CD・DVD・カセット・ビデオ合わせて2点まで

初めての利用に必要なもの

住所と名前が確認できるものをお持ちください。

図書館利用カードを作ります。

開館時間など

開館時間：10時～18時（金曜日のみ～20時）

休館日：月曜日・毎月第1木曜日・特別資料整理期間・
 年末年始



借りられる期間は?

図書資料、視聴覚資料ともに借りた日から2週間以内にお返してください。



返却は？

借りた本は、図書館カウンターへお返しください。閉館している場合には、図書館玄関の右側にある「返却ポスト」へ投函してください。

※視聴覚資料等（CD・DVD・カセット・ビデオ）は壊れる恐れがあるため、返却ポストに入れないでください。

ポイント!



図書館の中には、子ども用のトイレや授乳室、おはなしのへや（あかちゃん絵本を置いてあります。靴を脱いで入るので、ハイハイをしたり、ごろんと寝転んだりできます。）があります。

あかちゃんと一緒にぜひ図書館で楽しい時間を過ごしてください。

★図書館の定例行事★

えほんのじかん

毎月第1水曜日

あかちゃんから参加できます。絵本の読み聞かせや手遊びを楽しみましょう。

おはなし会

毎月第3土曜日

4歳くらいから小学生までが参加できます。絵本の読み聞かせやストーリーテリングを楽しみましょう。

子ども映画会

毎月第4土曜日

あかちゃんから参加できます。子ども向けの映画を上映します。



ポイント!



定例行事以外にも、図書館おばけやしきや図書館について学ぶ講座等、さまざまな行事を行っています。

広報等でもお知らせしますので、気になる行事があればぜひ参加してみてください。



★ブックスタート事業★



どんな事業？

地域のすべてのあかちゃんと保護者を対象に絵本を手渡すことで、乳幼児のころから絵本にふれあうきっかけ作りをするのがブックスタート事業です。



対象となる人は？

福崎町在住の7ヶ月のあかちゃんが対象です。

内 容

保健センターで行われる7ヶ月健診（まんまクラブ）に来られたあかちゃんにおすすめ絵本リストなどをセットにしたスタートパックをプレゼントしています。

スタートパックの中身

- ・ 絵本引換券
- ・ あかちゃん絵本リスト
- ・ 図書館年間カレンダー
- ・ ライブラリー（図書館日より）
- ・ 当月の行事予定表



絵本の引換え

スタートパックに入っている絵本引換券を持って、福崎町立図書館へ来てください。絵本を1冊お渡しします。

絵本の引換期限

受け取ってから半年です。期限は引換券に記載されています。



遊ぼうよ

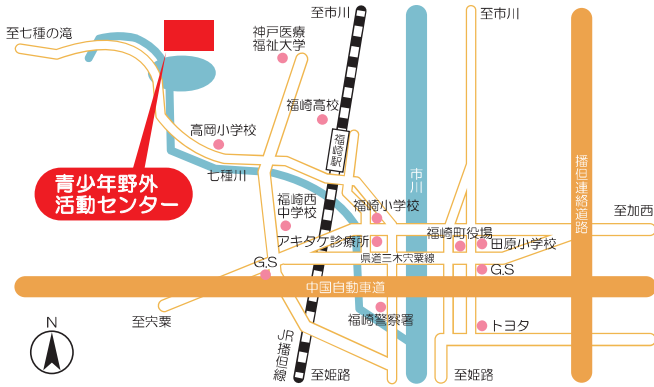
青少年野外活動センターに行ってみよう！

豊かな自然の中で楽しい思い出をいっぱい作ろう！ こんなに安い利用料、あんまりないよ。



どこにあるの？

住所：福崎町田口700番地1



だれが利用できる？

自分で出したごみ等はすべてお持ち帰りいただくなど、施設の決まり事などを守っていただき、管理人等の指示に従ってもらえる方なら、誰でも申請し利用できます。

※4日間を超える利用は不可としています。

(但し、自然学校を除く)



どんなところ？

兵庫県指定文化財の七種山（七種の滝、つなぎ岩等）や金剛城寺などが近くにあり、春夏秋冬を通して自然と親しむことのできるキャンプ場です。友愛と協力の心を育て、青少年の健全育成を図ることを目的に設置され、町内外から多くの方々にご利用いただいています。

施設の概要

- 定員は200名
- 管理棟多目的ホールは50人収容可能（トイレ、シャワー室あり）
- テントサイト（木製台4m×4m）が25区画
- 貸出テントは6人用
- 炊事棟は2棟
- 多目的広場
- 水遊び（ウォータージョーク）
- トイレ棟は2棟
- 山小屋は50人収容可能
- 食事棟は2棟
- キャンプファイヤー場
- 駐車場は47台収容可能



いつ利用できる？

年中利用できます。

※毎週火曜日及び年末年始を除きます。

申請時期

利用日より2ヶ月前から受付をしています。

※2ヶ月前が休日の場合は、休日明けの平日となります。

利用料金

用具	単位	金額	備考
施設利用料	子ども1人1日	110円	短時間も1日とする 小学生未満は無料
	子ども1人1日	220円	
山小屋	1人1泊 (毛布2枚含)	160円	日帰りも同額 小学生未満は無料
テント	1張1泊 (毛布2枚含)	1,100円	日帰りも同額
テントサイト	1区画1泊	1,100円	木製台(4m×4m)25区画 日帰りも同額 フルサイト(グラウンド)も同額
シート	1人1セット (2枚)	240円	毛布利用時に必要 (山小屋宿泊・テント貸出時)
食器	1人につき	50円	飯盒・鍋・皿等 ※箸・コップはなし 小学生未満は無料
バーベキューコンロ (網付き)	—	無料	大きさ(60×90cm)
管理棟 (多目的ホール)	各区分	550円	9:00～13:00 13:30～17:30 18:00～22:00
コインシャワー	3分間	200円	山小屋(男1女1) 管理棟(男3女3)

※毛布の追加は1枚50円

手続きの流れ

- 社会教育課へ電話で施設の空き状況を確認して「仮予約」を行う。 ※土・日・祝日及び申請と同時に利用される場合は、直接、野外活動センターへ連絡のうえ申請等をしてください。
- 所定の申請書を社会教育課へ提出し、「使用許可証」を受け取る。(申請書は、教育委員会にあります。ホームページからも入手できます。) ※FAXも可です。
(「使用許可証」発行の代わりに受付完了の連絡をします。)
- 当日に「使用許可書」(FAXの場合は送付した申請書)を管理棟の受付に提出し、確定した利用料の支払いを済ませて入場する。 ※受付は9:00～16:00までをお願いします。
(管理人が施設利用について説明します。)

ポイント!



○小学生未満は、施設利用料・山小屋・食器の利用料が無料です。

○申請書の備考欄に「水遊び希望」と記入していただくと、夏は場内の川で水をためて水遊びができます。

使用上の注意!

- 21時以降は静かにしてください。
- 各自清掃し、ゴミは家まで必ずお持ち帰りください。
- キャンセルや人数の大幅な変更は事前にご連絡ください。
- ペットの入場はできません。
- 打ち上げ花火はできません。

こどもを預けたい

学童保育園を利用するには

年齢の異なった子どもたちが家庭的な雰囲気の中で、仲良く協力しながら放課後を過ごすことを目的としているんだ。

**どんな目的のどんなところ？**

学童保育園は、授業終了後及び授業が行われない日に、保護者の就労や疾病等により家庭での保護が受けられない児童の心身の健全な発達を図ることを目的として開設しています。

対象児童は校区内の小学校に就学する全学年の児童です。

年齢の異なった子どもたちが家庭的な雰囲気の中で、仲良く協力しながら放課後を過ごすことを目的としています。

実施日

月曜日から土曜日まで。

始業式、終業式、修了式、卒業式、創立記念日も実施します。

※夏休み等の長期休暇のみの利用も可能です。

※ただし、以下の日は除きます。

- ・日曜日、祝日、お盆(8/13～8/16)、年末年始(12/29～1/5)
- ・その他教育委員会が特に必要と決めた期間は休園することがあります。

実施時間

【平日】授業終了後から午後7時まで。

【土曜日、春季、夏季、冬季休業日等】午前7時半～午後7時まで。

○土曜日の利用については事前申込が必要です。

※午後7時までに保護者がお迎えに来てください。

対象児童

町内の小学校に在学中の留守家庭の児童

保育料

【1名につき】6,000円/月

(※7月は7,000円、8月は9,000円)

ただし1月の利用回数が10回未満の場合は半額です。

持ち物・お弁当・おやつ

- ・文房具、宿題、水筒、ハンカチ、1日100円程度のおやつ。
- ・給食はありません。学校の給食がない日はお弁当を持たせてください。

実施場所・連絡先

【西部学童保育園】(福崎、高岡小学校区対象)

福崎小学校北校舎1階空き教室(福崎町馬田169番地4)

連絡先 080-1435-2059



【東部学童保育園】(田原、八千種小学校区対象)

田原小学校体育館北側の専用施設(福崎町西田原1454番地)

連絡先 080-8322-0085



※土曜日は、センター方式で全小学校区、福崎東部学童保育園で開設しています。福崎西部学童保育園では実施されません。ご注意ください。

手続きに必要なもの

- 入園申請書(ホームページでも入手できます。)
- 利用が必要なことを証明できる書面(就労証明書等) ☆毎年申請が必要です。

申請時期

- ・4月入園(前年度の2月頃)
- ・それ以降の入園(随時受け付けしています。)

手続きの流れ

申請書及び保護者の就労証明等を学校教育課へご提出ください。4月1日から利用可能です。

学童保育園での生活

○ 平日（イメージ）

授業終了後	保育開始・出欠確認
～ 4時	宿題・読書など
4時～ 4時15分	おやつ
4時15分～	自由遊び、片付け
午後7時まで	あいさつして帰る

※自主学習が基本です。宿題の見直しはご家庭でお願いします。

ポイント!



- 平日は、高岡・八千種校区の児童を各小学校から各学童保育園へ送ります。
- 要保護・準要保護家庭は保育料の減免制度がありますので、認定月に学校教育課へお知らせください。
- 新1年生の受け入れは4月1日以降です。

申請に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560（内線 253）

警報発令時の対応

① 平日

午前7時の時点で福崎町に大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発令されており、学校が休校となった場合、原則学童保育は希望保育とします。（受け入れ体制が整わない場合は休みとします。）

② 長期休業中

午前7時の時点で福崎町に大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発令中の場合、原則学童保育は希望保育とします。

こどもを預けたい

一時預かり事業（一般型）

認定こども園等を利用されていないご家庭において一時的に保育ができない場合に、児童をお預かりする事業です。



どんな制度？

認定こども園等を利用されていない家庭において、保護者の病気や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に児童を一時的にお預かりする事業です。

また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要な場合にも利用していただくことができます。



どんなときに預けることができる？

児童の保護者が、傷病、入院、災害・事故、育児疲れ、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育ができない場合。



対象となる児童は？

町内に在住し、保育所等に入園していない就学前児童（乳児・幼児）

※町外在住で、保護者の里帰り出産により町内で生活している場合も利用が可能です。

利用料

利用時間	区分	3歳未満児	3歳以上児
1日（8：30～16：30）		2,500円	2,000円
半日（8：30～12：30） （12：30～16：30）		1,500円	1,200円

※4月1日現在の年齢によります。

※生活保護世帯は利用料免除となります。

実施施設

施設名	所在地	電話番号
田原幼稚園	福崎町西田原1263-4	0790-22-1032
姫学こども園	福崎町南田原2062	0790-22-5480
サルビアこども園	福崎町山崎617-7	0790-22-1313

利用できる日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く。）

手続きに必要なもの

- 一時預かり事業利用申込書（各園で申し込みしてください。）

手続きの流れ

- ① 利用を希望される場合は、各園に直接連絡してご相談ください。
- ② 利用日の受け入れ児童と職員の状況等により、利用の可否を判断しお伝えします。
- ③ 利用が可能となった場合は、利用日までに来園していただき、申込み手続きを行ってください。
- ④ 利用当日に来園していただき、利用料の支払いをしてください。



お問い合わせ先

◎学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560（内線：252） ◎田原幼稚園 ☎ 0790-22-1032
◎姫学こども園 ☎ 0790-22-5480 ◎サルビアこども園 ☎ 0790-22-1313

こどもを預けたい

子育て家庭ショートステイ事業

病気や出産など一時的に家庭で児童を養育できない場合にご相談ください。



どんな事業？

児童の保護者が、出産や病気などの社会的な事由により家庭での養育が一時的に困難となった場合や、虐待等により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等で短期間（原則7日以内）養護・保護します。



利用の要件

児童の保護者が、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加により一時的に家庭で養育できない場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合。



利用できる期間

7日間以内の必要最小限の期間

※必要最小限の範囲内で延長することができます。
※施設の状況により利用できないことがあります。

利用料

1日あたり利用料

区分	2歳未満児 及び 慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の保護者
生活保護世帯	0円	0円	0円
町民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

実施施設

	施設名	所在地
乳児院	乳児ホームるり	姫路市八代東光寺町8-1
	ピューバホール	姫路市八代東光寺町13-11
児童養護施設	東光園	姫路市八代東光寺町8-1
	二葉園	姫路市夢前町菅生澗673-1
母子生活支援施設	そねホーム	高砂市曾根町1230

手続きに必要なもの

- 子育てショートステイ事業利用申請書

手続きの流れ

- 1 事前に利用要件及び実施施設の状況等を確認しますので、申請前に学校教育課窓口または電話にてご相談ください。
- 2 利用の可否を確認したうえで、利用が可能と認められる場合は、利用申請書を提出していただきます。
- 3 申請に基づき、利用者の世帯状況・課税状況を確認し、利用料を決定します。
- 4 利用の可否、利用料等が決定したら、決定通知にて通知します。
- 5 町から対象施設へ利用の委託をします。
- 6 当日、施設を利用していただきます。
※児童等の移送は、原則として、保護者で行ってください。
※児童等の移送の経費は、保護者の負担となります。
- 7 利用後、町が発行した納付書で利用料をお支払いいただきます。



申請に関するお問い合わせ先

学校教育課 子育て支援係 ☎ 0790-22-0560（内線：252）



こどもを預けたい

病児・病後児保育

利用できるのは、月曜から金曜日で 8:30~18:00です。
受付は 8:15からです。



どんな事業？

病気やケガで、児童が保育所・小学校等での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的にお預かりする制度です。



対象となる子どもは？

- ・ おおむね6か月から小学校6年生までの児童
- ・ 神崎郡に居住する児童、または神崎郡外に居住しているが、保護者が神崎郡内の事業所に勤務している児童



どんなときに利用できるの？

〈利用の条件〉

以下の**全て**に該当する場合に利用できます。

- ・ 児童の症状が安定しており当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないとき または、病気の回復期にあるが、保育所等での集団生活が困難なとき
- ・ 保護者の就労、疾病、看護、その他やむを得ない事情により、一時的に家庭での保育ができないとき
- ・ 医師の診断を受けて、利用可能と認められたとき（医師に「利用連絡票」を書いてもらいます。）

〈対象となる病気やケガ〉

- ・ 風邪、下痢などの日常的にかかる病気
- ・ 水ぼうそう、風しん、インフルエンザなどの感染性疾患
- ・ 骨折、ケガなどの外傷性疾患

※ただし、病気の急変の可能性が高い場合や、新型インフルエンザ等の感染性の高い疾患の場合は、お預かりできないことがあります。

利用期間と料金

〈利用期間〉

1 疾病につき連続7日を限度とします。
(連続する7日間に含まれる休所日の利用はできません。)

〈利用料金〉

- ・ 神崎郡内に居住する方 2,000円/日
※生活保護受給世帯は無料
- ・ 神崎郡外に居住する方 3,000円/日



施設のご案内

- 【名称】 神崎郡病児病後児保育施設
 【住所】 兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地
 ケアステーションかんざき2階
 (公立神崎病院敷地内)
 【連絡・お問合せ先】 ☎ 080-8060-1991
 FAX 0790-32-1962
 【利用日時】 月曜日から金曜日
 午前8時30分~午後6時まで
 ※受付時間は、午前8時15分からです。
 【休所日】 土日、祝日、年末年始
 (12月29日から1月3日まで)
 【利用定員】 1日あたり2人
 ※症例によっては1名しか受け入れできない場合があります。

利用しようと思ったら ~手続き~

- ① 『利用登録をする』
 利用を希望される場合は、事前に利用登録をします。
 神崎郡各町の担当課、または、神崎郡病児病後児保育施設に「利用登録届」を提出します。
 “すぐには利用しないけど、利用するかもしれない…”という方の登録も受け付けています。
 また、緊急の場合は、利用時と同時の手続きも可能です！
- ② 『仮予約をする』
 利用したい日の前日（前日が休所日の場合はその直前の開所日）までに、神崎郡病児病後児保育施設に電話で病状や予約状況等、利用が可能かを確認し、「仮予約」をします。
 (☎ 080-8060-1991)
- ③ 『かかりつけ医を受診する』
 かかりつけ医を受診し、医師に「利用連絡票」を記入してもらい、その「利用連絡票」を前日の午後4時までに、神崎郡病児病後児保育施設に提出します。FAXでも可。
 (FAX 0790-32-1962)
- ④ 『本予約（利用の可否）の連絡を待つ』
 神崎郡病児病後児保育施設が利用の可否を判断し、前日の午後5時までに保護者へ「本予約」完了の連絡を入れます。
- ⑤ 『利用する』
 利用日の当日は、「利用申請書」と「利用連絡票」を持って、神崎郡病児病後児保育施設にお越しください。当日の症状を診て利用の最終判断をします。
 受付は、午前8時15分から始まります。
 ※各種様式はホームページから入手できます。

◎神崎郡病児病後児保育施設 ☎ 080-8060-1991

★神崎郡各町の担当課：◎福崎町教育委員会学校教育課 ☎ 0790-22-0560

◎神河町教育委員会教育課 ☎ 0790-34-0212 ◎市川町教育委員会こども教育課 ☎ 0790-26-0001

お問い合わせ先

認定こども園

認定こども園等

(保育所・園、幼稚園、認定こども園)を利用するには



認定こども園ってな～に？

認定こども園とは幼稚園・保育所両方の機能を備え幼児教育・保育を一体的に提供する施設です。対象年齢は0歳から就学前までで、保護者の就労等で「保育の必要な子ども」を預かり、保育をします。

3歳以上の子どもは保育の必要の有無に関わらず預かり、教育・保育を行います。

教育・保育内容は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」により決められており、これに従って保育教諭が教育及び保育を行います。



入所要件・対象年齢等

保護者からの申請に基づき、個々の児童について「保育の必要性」の認定を行い、「支給認定証」を交付します。保護者は、認定内容に応じた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所・園）等のサービスを利用することができます。

(1) 支給認定には、3つの認定区分があります。

認定区分	対象者	利用出来る施設
1号認定	(3歳以上) 保育を必要とせず教育を希望する人	幼稚園 認定こども園
2号認定	(3歳児以上) 保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とする人	保育所・園 認定こども園
3号認定	(3歳未満) 保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とする人	保育所・園 認定こども園

(2) 保育認定(2号認定又は3号認定)を受ける人は、保護者の就労等保育が必要な事由や、その状況によって「保育必要量(保育が必要な時間)」の認定をします。

「保育必要量」には、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」があり、これによって保育施設等の基本的な利用時間が異なります。

保育の必要な時間	保育必要量	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
就 労	月当たり120時間以上の就労が確認できる場合(主にフルタイムの就労を想定)	月当たり48時間以上の就労が確認できる場合(主にパートタイムの就労を想定)
妊娠・出産	○	○
求職活動	—	○
その他	状況による	状況による

保育料等

0～2歳児の保育料は保護者の住民税等の課税状況により決定します。※同一家族から複数の児童が入所している場合は軽減措置があります。

3号認定の子どもの利用者負担額(保育料)

(令和3年10月1日現在)

階 層 区 分		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	18,000円
第4階層		97,600円未満	30,000円
第5階層		133,000円未満	35,000円
第6階層		169,000円未満	44,500円
第7階層		301,000円未満	50,000円
第8階層		397,000円未満	52,000円
第9階層		397,000円以上	55,000円

※利用者負担額以外に、絵本代・保護者会費等の別途実費負担があります。

※令和元年10月から3歳児以上の保育料は無償です。

ただし、給食費(副食費)はかかります。

町内認定こども園の1号認定の子ども・2号認定の子どもの副食費

(令和3年10月1日現在)

認定区分	月～金曜日の利用	月～土曜日の利用
1号認定	2,900円	
2号認定(給食費)	3,600円	4,200円
2号認定(おやつ代)	800円	920円


- ・年収360万円未満相当世帯の子ども及び全世帯の第3子以降の子どもについては副食費の支払いが免除されます。(1号認定は小学校3年生までの範囲において、2号認定は小学校就学前までの範囲において最年長の子を一人目と数えます。)
- ・町外の施設を利用する場合、金額が異なります。各施設にお問い合わせください。

・ 申込から入園までの流れ(入園手続き)

次年度の入園申込は10月から受け付けをします。広報誌等で募集期間をお知らせします。

年度途中での入園については、随時受付を行っています。利用希望月の前月15日までに手続きをしてください。町外の保育施設等を希望される場合も福崎町で手続きしてください。

- ① 情報収集する。
- ② こども園・保育所等を選ぶ。
(施設見学や園庭開放への参加等)
- ③ 入園の申込(10月から1月)
- ④ 入園決定(2月中)
- ⑤ 入園(4月)



・ 一時預かり(幼稚園型)

【対象園児(1号認定)】

- ・保護者の就労による場合
- ・保護者又は家族に疾病、入院、看護又は介護が必要な場合

【手続きに必要なもの】

- 一時預かり事業(幼稚園型)利用申請書(1号認定)
(各園で配布しています)

【申請書の提出先】各園

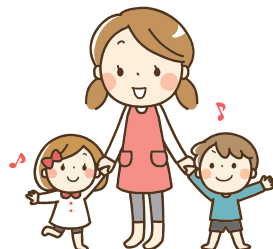
【利用できる施設と費用】

『町内の公立園・私立園』

(1号認定)一時預かり(幼稚園型)

7:30～8:30 200円/時間

13:30～18:30 200円/時間



・ 延長保育

【対象園児(2・3号認定)】

- ・保護者の就労による場合
- ・保護者又は家族に疾病、入院、看護又は介護が必要な場合

【手続きに必要なもの】

- 延長保育利用申請書(各園で配布しています。)

【申請書の提出先】各園

【利用できる施設と費用】

『町内の公立園』

(2号・3号短時間認定)延長保育

7:30～8:30 200円/時間

16:30～19:00 200円/時間

(2号・3号標準間認定)延長保育

18:30～19:00 200円/時間

『町内の私立園』

(2号・3号短時間認定)延長保育

7:30～8:30 200円/時間

16:30～19:00 200円/時間

(2号・3号標準間認定)延長保育

7:00～7:30 200円/時間

18:30～19:00 200円/時間

公立

7:30	8:30	13:30	16:30	18:30	19:00
一時預かり(幼稚園型)	教育標準時間(1号認定)			一時預かり(幼稚園型)	
延長保育	保育短時間(2号認定・3号認定)		延長保育		
保育標準時間(2号認定・3号認定)				延長保育	

私立

7:00	7:30	8:30	13:30	16:30	18:30	19:00
一時預かり(幼稚園型)	教育標準時間				一時預かり(幼稚園型)	
延長保育	保育短時間(2号認定・3号認定)		延長保育			
延長保育	保育標準時間(2号認定・3号認定)				延長保育	

休園日


(1号認定)

- ・土日祝日、春休み(3/21～4/4)、
- ・夏休み(7/21～8/31)、
- ・冬休み(12/22～1/7)

(2号認定・3号認定)

- ・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

※その他、非常災害やその他特別な事情がある場合は臨時休園になる場合があります。

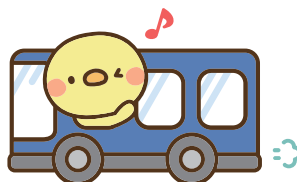


園児送迎バス

園児送迎バスは町内に限り運行します。1台のバスで6園をまわります。対象は1号認定の子、2号認定3号認定の子のうち短時間認定の子ども。1号認定の子どもは行きのみ利用出来ます。

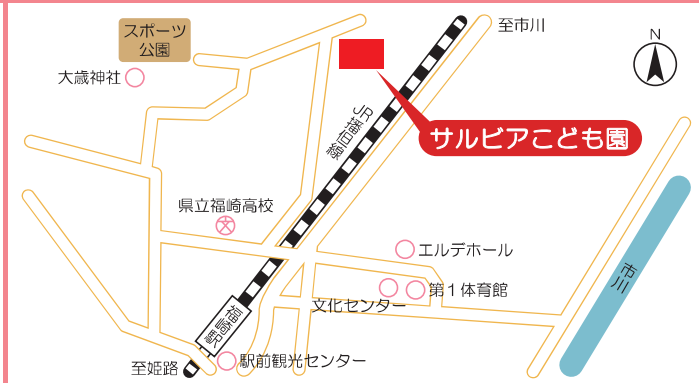
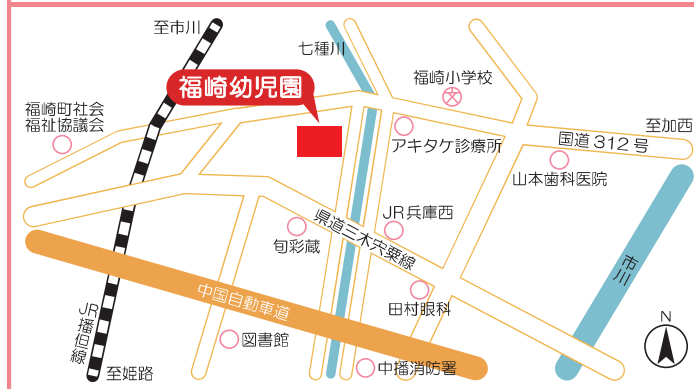
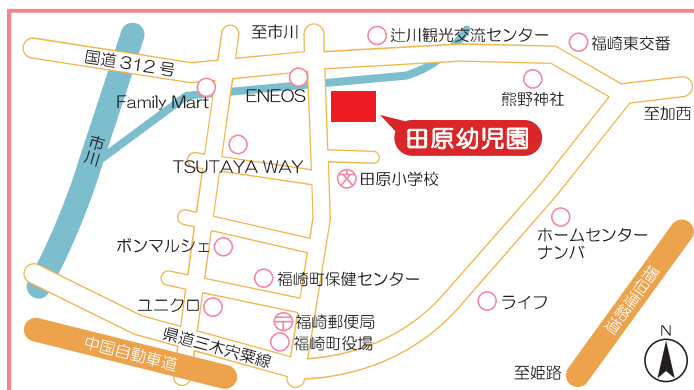
利用料 2,800円/月

※その他、非常災害やその他特別な事情がある場合は運休になる場合があります。



福崎町内認定こども園一覧

	子ども園	住所	定員(人)	開所時間	電話番号
公立	田原 幼児園	福崎町西田原1263-4	240	7:30 ~ 19:00	0790-22-1032
	八千種 幼児園	福崎町八千種276-2	87		0790-22-1207
	福崎 幼児園	福崎町福崎新448-3	183		0790-22-1091
	高岡 幼児園	福崎町高岡1956-33	45		0790-22-3960
私立	姫学こども園	福崎町南田原2062	75	7:00 ~ 19:00	0790-22-5480
	サルビアこども園	福崎町山崎617-7	105		0790-22-1313



その他の支援

保健センターは 土曜日も開庁しています！



どこにあるの？



どんな相談ができるの？

- 母子健康手帳の交付（妊婦健康診査費助成券の発行）
- 予防接種予診票交付
- 子育て相談
- 児童虐待DV相談
- 不妊治療費助成事業の申請
- 不育症治療費支援事業の申請



開館時間

8:30 ~ 17:15

※土曜日もあいています！（休日：日曜日、年末年始）

申請に関するお問い合わせ先

保健センター ☎ 0790-22-0560（内線 358 ~ 363）



その他の支援

ふくさきっこステーションってな~に?

(子育て世代包括支援センター)

妊娠初期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行なうところです。



どんなところ?

妊娠してから子育てしている間の子どもとその家族を支援するところです。子育て世代包括支援センター（保健センター）で実施している教室や個別の相談をとおして、保健師等の専門職が継続的に支援していきます。

開館時間

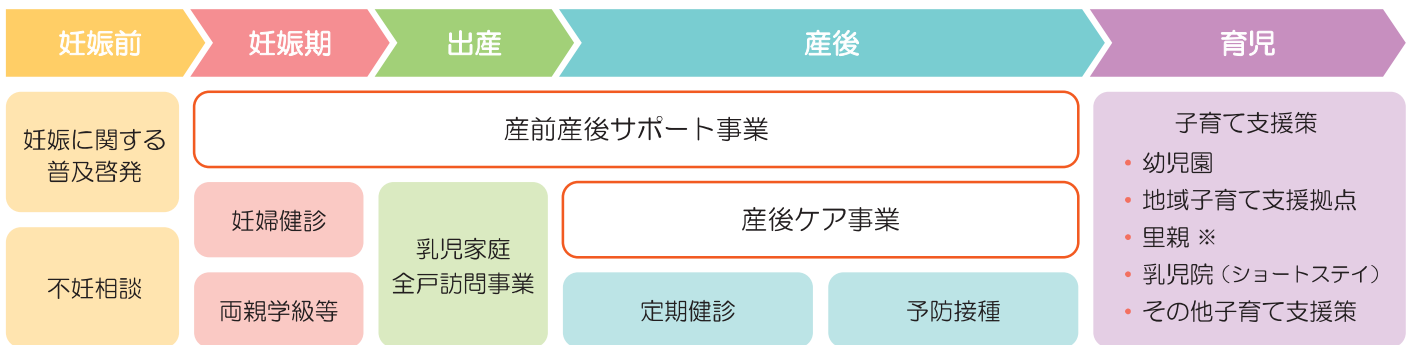
8:30 ~ 17:15

※土曜日もあります！
(休日：日曜日、年末年始)

福崎町
保健センター内
にあるよ!



こんなサービスをしているんだ



※ 里親とは・・・事情があり、家族と離れて暮らす子どもたちを家に迎えてくれます。

家庭自立相談

- ・ 支援の必要な子どもとご家庭を対象に、心理相談員による相談支援を行っています。
- ・ 発達が気になる、育て方、子どもへのかかわり方がわからない、登園・登校渋りがあり心配な家庭の訪問も行います。
- ・ 発達障害、家庭内暴力、不登校、ひきこもりなど。進路先の相談もお受けします。
- ・ 子どもやそのご家族に寄り添い、ご家族の心身の健康と子どもの健やかな育ちをサポートします。

★ 月2回第1月曜日・第3木曜日（予約制）★

※随時、保健師が随時、相談をお受けしています。
お気軽にお電話ください。

養育支援訪問

お母さんの心身の体調不良や育児ストレス、児童虐待リスクの高い家庭など、継続的な訪問が必要な場合に保健師が家庭訪問し、お母さんの心身のケアや育児支援を行います。

【対象】 18歳未満の子どものお母さん

【手続きの流れ】

- ・ まず電話で相談いただき、保健師が訪問等により状況確認を行います。
- ・ 所定の申請用紙に記入いただき、ふくさきっこステーション（保健センター）へ提出していただきます。
- ・ 利用決定しましたら、訪問日を調整し、利用開始となります。

申請に関するお問い合わせ先

保健センター ☎ 0790-22-0560（内線 361・363）



その他の支援

特定不妊治療費助成

R4年度から保険適用になります。



どんな制度？

特定不妊治療を受けられたご夫婦に対し、治療に要する費用（保険適用外）の一部を助成します。



どんな人が対象となるの？

- 特定不妊治療をした期間及び助成申請において、福崎町に住所を有している夫婦。
 - 兵庫県による助成決定を受け、かつ他県からの助成を受けていない夫婦。
 - 医療保険に加入している夫婦。
 - 町税を滞納していない夫婦。
 - 申請する治療の治療期間初日に妻が43歳未満であること。
 - R4.3.31までに治療を開始し、保険が適用されていない夫婦。
- ※上記の要件をすべて満たす夫婦が助成対象者となります。



支給される金額

●兵庫県での助成

治療1回あたり30万円を上限として助成されます。
※兵庫県の治療区分C及びFにあたっては10万円が上限になります。

●福崎町での助成

治療1回あたり10万円を上限として助成します。
※兵庫県の治療区分C及びFにあたっては5万円が上限になります。

手続きに必要なもの

- 福崎町特定不妊治療費助成事業申請書
※ふくさきっこステーション（保健センター）にあります。ホームページでも入手できます。
- 兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知の写し
- 福崎町特定不妊治療費助成事業受診等証明書 または 兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- 指定医療機関が発行した領収書
- 医療保険被保険者証の写し（夫婦2人分）
- 振込口座のわかるもの

受け取り時期

申請後、1か月程度で指定の口座にお振り込みします。

手続きの流れ

① 治療前

指定医療機関を兵庫県のホームページ等で確認しましょう。

② 治療が終了したら

兵庫県へ助成の申請をしましょう。
申請窓口は中播磨健康福祉事務所（0790-22-1234）になります。申請の様式は、健康福祉事務所、県内指定医療機関、県ホームページでも入手できます。

③ 県からの助成決定を受けたら…

必要なものを持参し、ふくさきっこステーション（保健センター）で申請の手続きをしましょう。

④ 申請後1か月程度で振込口座に振り込みます

治療区分について

- A 新鮮胚移植を実施
- B 凍結胚移植を実施
- C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
- D 体調不良等により、移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止
- F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないための中止



ポイント!

●通算助成回数

初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が
40歳未満：1子ごと 6回まで
（出産や死産した場合回数をリセットできます。）
40歳以上43歳未満：1子ごと 3回まで

●1回の治療とは

採卵のための投薬開始から妊娠確認日又は、医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日までとします。



その他の支援

不育症治療費助成



不育症って？

妊娠はするけれど、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもをもてない状態を不育症といいます。



どんな制度？

下記の要件をすべて満たす方が助成対象者となります。

- 医療機関で不育症と診断され、治療開始期間の初日に43歳未満の女性
- 不育症の治療を受けていた期間に福崎町内に住所のある婚姻をしている夫婦
- 前年の夫婦合算所得が730万円未満で、不育症の治療費等について、他市町から同様の助成を受けていないこと

助成額

不育症の治療費等に要した保険適用外の医療費の2分の1

助成回数

1年度に1回（通算助成回数の制限はありません）

治療区分について

助成対象の検査と治療		
一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピンβ2 グルコプロテイン1 複合体抗体 抗カルジオリピンIgG 抗体 抗カルジオリピンIgM 抗体 ループスアンチコアグラント
	夫婦染色体検査	
選択的検査	抗リン脂質抗体	抗PEIgG 抗体 抗PEIgM 抗体
	凝固因子検査	第7因子活性 プロテインS 活性もしくはプロテインS 抗原 プロテインC 活性もしくはプロテインC 抗原 APTT（活性化トロンボプラスチン時間）
検査	絨毛染色体検査	
治療	低容量アスピリン療法 ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む）	



申請期限

治療を始めた年度の3月末

手続きに必要なもの

- 不育症治療支援事業申請書
 - 不育症治療支援事業受診証明書
 - 不育症治療支援事業受診証明書（薬局用）
 - 領収書のコピー
- ※申請書・証明書はホームページから入手できます。

手続きの流れ

① 治療前

指定医療機関を兵庫県のホームページ等で確認しましょう。



② 申請

必要なものを持参し、ふくさきっこステーション（保健センター）で申請の手続きをしましょう。

③ 申請後 1 か月程度で振込口座に振り込みます

その他の支援

就学援助制度ってな～に？

～ 学校で必要となる経費の一部を援助費として支給する制度です ～



就学援助制度とは？

経済的な理由により、お子さまの就学に必要な経費負担が大きい小学校及び中学校に就学する児童・生徒の保護者に対して、必要となる経費の一部を援助費として支給する制度です（学校の集金をすべて免除するものではありません）。



どんな人が対象となるの？

次のいずれかに該当する方

- 生活保護を受けている。
- 前年中の家族全員の所得控除後の額の合計額が認定基準額以下の場合

申請にあたり次の要件のすべてを満たす方

- 家族のうち、働いている方全員が所得を申告している。（被扶養者・パート等含む）
 - 就学援助認定のため、福崎町保有の住民基本台帳及び所得に関する情報の利用に同意している。（申請書への署名）
- ※生活保護を利用されている方は、生活保護費との関係上、就学援助費の支給対象費目が限られています。
（福崎町では、修学旅行費と医療費が対象費目となります。）

就学援助の認定基準額（目安）

〈所得基準の参考例〉

家族構成 (小は小学生)	家族全員の所得控除後の額の合計額(持家)	家族全員の所得控除後の額の合計額(借家)
2人 (母・小)	179万円前後	235万円前後
3人 (父・母・小)	200万円前後	260万円前後
3人 (母・小2人)	248万円前後	308万円前後
4人 (父・母・小2人)	253万円前後	313万円前後

※国の生活保護基準額と連動しているため、認定基準額（目安）は変更される場合があります。

申請に必要なもの

- 就学援助費交付申請書
- 所得証明書
（1月2日以降に福崎町に転入してこられた方）
- 口座振込申請書（初めて申請される方は、振込通帳の見開きページのコピーを添付してください。）

所得控除後の額 - 計算方法 -

家族内で収入がある方の給与所得の源泉徴収票、確定申告書から次のとおり金額を計算し、全員分を足して目安額を算出してください。

- 源泉徴収票の場合
「給与所得控除後の金額」－「所得控除の額の合計額」
 - 確定申告書の場合
「所得金額等」－「所得から差し引かれる金額」
- ※ 源泉徴収票、確定申告書に記載された各控除の額は、所得税算出時の控除額です。
※ 就学援助の認定には、住民税算出時の控除額で計算します。
※ 所得控除には、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、基礎控除等があります。

所得証明書類について

該当するすべての書類を添付してください。

① 1月1日現在、福崎町に住所があった方

所得に関する書類は不要です。ただし、自営業等の方で所得があるにもかかわらず申告をされていない場合は、申告のうえ、控え（コピー可）を提出してください。

② 1月1日現在、福崎町に住所がなかった方

（1月2日以降の転入者等）

- 給与所得があった方 源泉徴収票（コピー可）
- 事業所得があった方 所得税の確定申告の控え（税務署で確定申告した際に発行されたもの）（コピー可）
- 年金所得のあった方 源泉徴収票（コピー可）
- 所得がなかった方 1月1日現在の住所地の市町村で所得を申告し、その控えを提出してください（コピー可）。

就学援助の申請先等

申請書は年度当初に学校から配布されます。それ以外の時期に申請される場合は、学校又は教育委員会にお問い合わせください。

- 申請書は、毎年提出していただく必要があります。
- 兄弟姉妹が同じ小学校、中学校に通学している場合は1枚で申請してください。兄弟姉妹が別々の小学校と中学校に通学している場合は、それぞれの学校に申請が必要です。
- 4月分からの援助を希望される方は、4月中に申請してください。所得証明書等の発行日の都合で提出が間に合わない場合には、申請書のみ期限内に提出し、後日、所得証明書等

を提出してください。認定の場合は、基本的に年度当初からの認定になり、6月中旬以降に学校を通じてお知らせします。

- ④ 当初申請の提出期限以降でも、随時申請することができます。認定の場合は、申請書を学校に提出された日が認定日となり、認定結果は、随時学校を通じてお知らせします。支給対象となる費目は、認定日以降の経費に限られます。
- ⑤ 申請書類の提出後に、世帯構成の変更や収入が増額となる訂正・修正申告を行った場合は、必ず学校又は教育委員会へ連絡してください。
- ⑥ 申請書に虚偽の記載をして認定された場合、支給した援助費は全額返還してもらうことになります。

就学援助の内容について

学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費等、それぞれ記載の援助費を支給します（支給額は令和4年度の金額。毎年変更になる場合があります）。なお、特に注意書きのない金額は年額です。

支給時期については、年度当初に認定された方は、1年に3回（7月、12月、3月）支給します。年度途中認定・年度途中転出者については、認定月からの月割額を支給します。

（小学校支給費目と支給額）

支給費目	支給額
学用品費等	年額 15,500円（1年生は13,230円）
新入学学用品費	年額 54,060円（小学校入学前未支給者）
学校給食費	実費
修学旅行費	実費（支給限度額 25,000円）
PTA会費	実費（支給限度額 3,450円）
医療費	学校の健康診断で治療勧告を受けた学校病について医療券を発行
卒業アルバム代等費	実費（支給限度額 11,000円）

（中学校支給費目と支給額）

支給費目	支給額
学用品費等	年額 27,310円（1年生は25,040円）
新入学学用品費	年額 60,000円（中学校入学前未支給者）
学校給食費	実費
修学旅行費	実費（支給限度額 60,910円）
PTA会費	実費（支給限度額 4,260円）
生徒会費	実費（支給限度額 5,550円）
クラブ活動費（第1学年のみ）	実費（支給限度額 20,000円）
クラブ活動費（全年）	実費（支給限度額 10,150円）
医療費	学校の健康診断で治療勧告を受けた学校病について医療券を発行
卒業アルバム代等費	実費（支給限度額 8,800円）
英語・漢字検定料費	実費（検定ごとに 年1回）

※ 支給費目の「学用品費等」には、学用品費の他、通学用品費（第1学年を除く）、校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含みます。

学校給食費及び医療費について

① 学校給食費

学校給食は、現物給付による援助を行い、実費相当額を福崎町が保護者に代わり納付します。ただし、認定決定までの間は一旦学校給食費をお支払いしていただく必要があります（認定決定後、納付済みの学校給食費は援助費として支給します）。

② 医療費（生活保護世帯のみ）

学校内の健康診断で治療の指示を受けた疾病（虫歯・結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎など）に限り、その医療費を援助します（治療が必要となる方には、「医療券」を交付しますので、各医療機関を受診してください）。

※ 準要保護世帯は、乳幼児等医療費受給者証・こども医療費受給者証で受診してください。



就学援助制度 Q & A

- Q** お金を借りることになるのですか？
- A** 就学援助制度は、貸付制度ではありませんので返済は不要です。
- Q** 子どもが特別支援学級に在籍していますが、就学援助を受けることは可能ですか？
- A** 認定条件を満たせば就学援助を受けることは可能です。ただし、特別支援教育就学奨励費との二重受給はできません。
- Q** 新入学学用品費の入学前支給を受けましたが、申請の必要はありますか？
- A** はい。就学援助を受けるためには、毎年の申請が必要です。
- Q** 就学援助費以外に免除になる費用はあるのですか？
- A** スポーツ振興センターの掛金並びに学童保育園の保育料が減免されます。



その他の支援

就学奨励費制度ってな～に？

～ 特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、
学校で必要な経費の一部を奨励費として支給する制度です ～



就学奨励制度とは？

教育の機会均等の観点から、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする制度です。



どんな人が対象となるの？

福崎町立の小中学校に在籍し、次の要件のすべてを満たす方

- ・ 特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者
- ・ 前年中の家族全員の所得控除後の額の合計額が認定基準額以下の場合
- ・ 家族のうち、働いている方全員が所得を申告している。（被扶養者・パート等含む）
- ・ 就学奨励認定のため、福崎町保有の住民基本台帳及び所得に関する情報の利用に同意している。（申請書への署名）

就学奨励の認定基準額（目安）

〈所得基準の参考例〉

家族構成 (小は小学生)	家族全員の所得控除後の額の合計額（持家）	家族全員の所得控除後の額の合計額（借家）
2人 (母・小)	356万円前後	468万円前後
3人 (父・母・小)	398万円前後	519万円前後
3人 (母・小2人)	494万円前後	615万円前後
4人 (父・母・小2人)	503万円前後	624万円前後

※国の生活保護基準額と連動しているため、認定基準額（目安）は変更される場合があります。

申請に必要なもの

- 特別支援教育就学奨励費交付申請書
- 所得証明書
(1月2日以降に福崎町に転入してこられた方)
- 口座振込申請書（初めて申請される方は、振込通帳の見開きページのコピーを添付してください。）



所得控除後の額 - 計算方法 -

家族内で収入がある方の給与所得の源泉徴収票、確定申告書から次のとおり金額を計算し、全員分を足して目安額を算出してください。

- ・ 源泉徴収票の場合
「給与所得控除後の金額」－「所得控除の額の合計額」
 - ・ 確定申告書の場合
「所得金額等」－「所得から差し引かれる金額」
- ※ 源泉徴収票、確定申告書に記載された各控除の額は、所得税算出時の控除額です。
※ 就学奨励の認定には、住民税算出時の控除額で計算します。
※ 所得控除には、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、基礎控除等があります。

所得証明書類について

該当するすべての書類を添付してください。

① 1月1日現在、福崎町に住所があった方

所得に関する書類は不要です。ただし、自営業等の方で所得があるにもかかわらず申告をされていない場合は、申告のうえ、控え（コピー可）を提出してください。

② 1月1日現在、福崎町に住所がなかった方

(1月2日以降の転入者等)

- ・ 給与所得があった方 源泉徴収票（コピー可）
- ・ 事業所得があった方 所得税の確定申告の控え（税務署で確定申告した際に発行されたもの）（コピー可）
- ・ 年金所得のあった方 源泉徴収票（コピー可）
- ・ 所得がなかった方 1月1日現在の住所地の市町村で所得を申告し、その控えを提出してください（コピー可）。



就学奨励の申請先等

申請書は年度当初に学校から配布されます。それ以外の時期に申請される場合は、学校又は教育委員会にお問い合わせください。

- ① 申請書は、毎年提出していただく必要があります。
- ② 兄弟姉妹が同じ小学校、中学校に通学している場合は1枚で申請してください。兄弟姉妹が別々の小学校と中学校に通学している場合は、それぞれの学校に申請が必要です。
- ③ 4月分からの援助を希望される方は、4月中に申請してください。所得証明書等の発行日の都合で提出が間に合わない場合には、申請書のみ期限内に提出し、後日、所得証明書等を提出してください。認定の場合は、基本的に年度当初からの認定になり、6月中旬以降に学校を通じてお知らせします。
- ④ 申請書類の提出後に、世帯構成の変更や収入が増額となる訂正・修正申告を行った場合は、必ず学校又は教育委員会へ連絡してください。
- ⑤ 申請書に虚偽の記載をして認定された場合、支給した奨励費は全額返還してもらうこととなります。



就学奨励の内容について

学用品費、新入学学用品費等、それぞれ記載の奨励費を支給します(支給額は令和4年度の金額。毎年変更になる場合があります)。なお、特に注意書きのない金額は年額です。

支給時期については、年度当初に認定された方は、1年に3回(7月、12月、3月)支給します。年度途中認定・年度途中転出者については、認定月からの月割額を支給します。

(小学校支給費目と支給額)

支給費目	支給額
学用品費等	年額 5,820円
新入学学用品費	年額 25,555円
学校給食費	実費の半額
修学旅行費	実費の半額(支給限度額 10,790円)

(中学校支給費目と支給額)

支給費目	支給額
学用品費等	年額 11,370円
新入学学用品費	年額 28,990円
学校給食費	実費の半額
修学旅行費	実費の半額(支給限度額 28,860円)

※ 支給費目の「学用品費等」には、学用品費の他、通学用品費を含みます。

申請に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育課 総務係 ☎ 0790-22-0560 (内線: 251・252)



気軽に相談を

子育てに関する相談窓口

付随情報



◆ 出産前後の相談・家庭訪問

名称	相談内容	対象	実施日時・実施方法	問い合わせ窓口
妊婦相談 (母子健康手帳交付)	妊娠に関する悩み・相談 妊娠中の生活・食事 心身の健康管理 産前産後サポートについて	母子健康手帳の 交付を受ける 妊婦	月～土 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)	ふくさきっこステーション (福崎町保健センター) ☎ 0790-22-0560 FAX 0790-22-7566
妊婦訪問	妊娠中の生活 出産準備 産後の生活 心身の体調管理	妊婦	助産師と日程調整	
新生児訪問	新生児の発育発達 育児・栄養について 産後の体調管理等	産婦と 生後28日まで の新生児	保健師または助産師と 日程調整	
こんにちは赤ちゃん 訪問	2か月児の発育発達 育児・栄養について 予防接種・乳児健診	2か月児を もつ母親	保健師と日程調整	

◆ 健康及び栄養に関する相談

名称	相談内容	対象	実施日時・実施方法	問い合わせ窓口
すくすく相談	離乳食相談 子どもの成長発達や育児に 関する相談	妊娠中の方、0 歳～就学前子ど もをもつ保護者	毎月第2月曜・希望者 乳児：10:30～11:30 幼児：13:30～15:00	ふくさきっこステーション (福崎町保健センター) ☎ 0790-22-0560 FAX 0790-22-7566
母乳育児相談	母乳分泌不足 子どもの体重増加 卒乳 母親の体調管理	産後2か月～お おむね1年	毎月第2・4木曜午後 (予約制)	

◆ 発達や障害に関する相談

名称	相談内容	対象	実施日時・実施方法	実施場所・問い合わせ窓口
すくすく発達相談	幼児期の子どもの発達に関 する相談・就学に向けての 準備・療育等	幼児期の子ども を持つ保護者	毎月第1火曜日(予約制)	ふくさきっこステーション (福崎町保健センター) ☎ 0790-22-0560 FAX 0790-22-7566
家庭自立相談	幼児期から小中学生の発達 障害・登校渋り・別室登校・ 不登校・引きこもり・家庭 内暴力等	子どもと その保護者	第1月曜・第3木曜(予約制)	

◆子育て・育児に関する相談

名 称	相 談 内 容	対 象	実施日時・実施方法	問い合わせ窓口
子育て相談 (子育て支援専門員による)	乳幼児期の子育てについて、子どもの発達・発育、健康のこと、育児不安などの相談	妊娠中の方、0歳～就学前子どもをもつ保護者	【福崎子育て支援センター】 月～金 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 (祝日・年末年始を除く) 【西部子育て学習センター】 火～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 【東部子育て学習センター】 月～木 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) ※各施設で子育て支援専門員がお話を聞きます。 ※予約は不要です。 ※電話相談も可能です。	福崎子育て支援センター (おひさまらんど) ☎ 0790-22-2308 西部子育て学習センター (ともだちひろば) ☎ 0790-22-7830 東部子育て学習センター (にこにこひろば) ☎ 0790-22-1058
個別相談 (専門相談員による) ※要予約			毎月第3火曜日 10:00～14:00 実施場所: 福崎町文化センター 2階和室 ※個別で面談します。	上記3施設のどこでも受け付けします。
母子家庭等巡回相談	ひとり親家庭の生活全般について助言します。	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦	随時相談に応じます。	中播磨健康福祉事務所 ☎ 079-281-9768
ひょうご子育て相談 (アウトリーチ型 在宅育児相談事業)	産後の悩み、母乳、こどもの発育・発達、離乳食、アレルギー、生活・遊び、しつけ、歯科・口腔衛生等の子育て相談	県内で、在宅育児(就学前まで)をを行う保護者	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 電話相談: 保育士等の資格のある保育相談専門員(在宅育児応援コーディネーター)がお話を伺います。必要やご希望に応じて、相談内容に適した専門相談(Web相談・訪問相談)も行います。	ひょうご子育てダイヤル ☎ #7312 (固定 / IP / 携帯電話から通話可能です。) つながらない場合は、 ☎ 078-362-4183

◆児童虐待防止に関する相談

名 称	相 談 内 容	対 象	実施日時・実施方法	問い合わせ窓口
児童虐待防止 24時間 ホットライン	児童虐待に関する 相談・通報	どなたでも	毎日24時間	兵庫県姫路 こども家庭センター ☎ 079-294-9119
児童相談所 全国共通ダイヤル	<ul style="list-style-type: none"> 育児や子育てに悩んだとき 虐待を受けたと思われる子どもを見つけたとき 			(各児童相談所) ☎ 189 (いちはやく) ※お近くの児童相談所に電話をおつなぎします。
ふくさきっこ ステーション				月～土 8:30～17:30 時間外は宿日直が電話受付⇒担当へ連絡



◆ その他の相談

名 称	相 談 内 容	対 象	実施日時・実施方法	電話番号・問い合わせ窓口
兵庫県子ども医療 電話相談	子どもの急病、ケガなどで こまったとき 看護師等が受診の必要性や 応急手当の方法等をアドバ イスします。	子どもの保護者	月～土 18:00～翌朝8:00 日・祝・12/29～1/3 8:00～翌朝8:00	☎ #8000 ダイヤル回線・IP電話 からは、 ☎ 078-304-8899
播磨姫路小児 救急医療電話相談 姫路市救急医療 電話相談（小児科）			月～土 20:00～24:00 日・祝・8/15・12/29～1/3 9:00～18:00、 20:00～24:00	☎ 079-292-4874
兵庫県警察本部 ストーカー・ DV相談	夫やパートナーから暴力を 受けて辛い、身の危険を感 じ逃れたいなど困っている	DVの被害者 と家族等	毎日 24 時間	兵庫県警察本部ストーカー ・DV相談 ☎ 078-371-7830
福崎警察生活安全課				福崎警察生活安全課 ☎ 0790-23-0110
ひょうご性被害 ケアセンター よりそい	性犯罪や性暴力の被害者支 援のための無料電話相談 法律面の助言や心のケア 医療機関への同行も実施	性犯罪や性暴力 の被害者と家族	平 日 9:00～17:00 ※他は内閣府のコールセンターで 対応 (土日祝日・年末年始は除く)	よりそい ☎ 078-367-7874 全国共通短縮ダイヤル ☎ #8891
悩みの ほっとライン (DV関係)	夫やパートナーから暴言暴 力を受けている、 経済的DV・面前DV等 暴力から逃れたい	被害を受けている 当事者、家族 等	毎 日 9:00～21:00	兵庫県女性家庭センター ☎ 078-732-7700
DV相談			月～土 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)	ふくさきっこステーション (福崎町保健センター) ☎ 0790-22-0560 FAX 0790-22-7566
妊娠SOS	妊娠したかも… どうしたらいい… ひとりで悩まず、今できる ことを一緒に考えましょう。 助産師等がご相談に応じま す。	妊産婦	電話相談： ☎ 078-351-3400 毎日24時間 メール・ライン相談あり	実施主体：兵庫県・神戸市 PC・携帯サイト http://ninshinsos-soda n.com
ひょうごっ子 悩み相談	いじめ、不登校、友人関係 や進路、体罰など子どもの SOS全般について相談に 応じます。	県内の児童生徒 ・保護者	電話相談：毎日24時間 面接相談（予約制）： 月～金 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く) 実施場所：ひょうご悩み相談セン ター相談室（県立教育研修所内）	ひょうごっ子悩み相談セン ター ☎ 0120-0-78310
			電話相談： 月～金 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く) ※面接相談もあります。	ひょうごっ子悩み相談セン ター分室 (播磨西教育事務所分室) ☎ 079-224-1152
兵庫県警察本部 少年相談室 (ヤングトーク) ★少年相談専門員 が応じます。	少年問題 (非行、家出、いじめ等) に関する相談	20歳未満の 少年	平 日 9:00～17:00 (夜間、土日・休日は留守番電話 となります)	無料ダイヤル ☎ 0120-786-109 FAX 078-351-7829

ふくさきっこ子育てガイド

発行年月 / 令和4年3月

編集・発行 / 兵庫県福崎町

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1

TEL 0790-22-0560

FAX 0790-22-0687

<https://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>



